

施策評価関連資料

(R1 分野別計画実績等)

【目次】

<快適さを支える生活基盤の向上>

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	都市整備課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	7
亀山市地域公共交通計画	産業振興課	11
第2次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	13
亀山市一般廃棄物処理基本計画	環境課	17
亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	環境課	19
亀山市歴史的風致維持向上計画	文化スポーツ課	23

<健康で生きがいを持てる暮らしの充実>

第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	25
亀山市健康・医療推進計画	長寿健康課	41
亀山市高齢者福祉計画	長寿健康課	59
亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	71
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	101
亀山市文化振興ビジョン	文化スポーツ課	103
第2次亀山市スポーツ推進計画	文化スポーツ課	127

<子育てと子どもの成長を支える環境の充実>

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	139
亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども未来課	145

<市民力・地域力の活性化>

第3次亀山市男女共同参画基本計画	文化スポーツ課	149
------------------	---------	-----

<行政経営>

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	173
亀山市ICT利活用計画	総務課	175
第2次亀山市行財政改革大綱	財務課	193

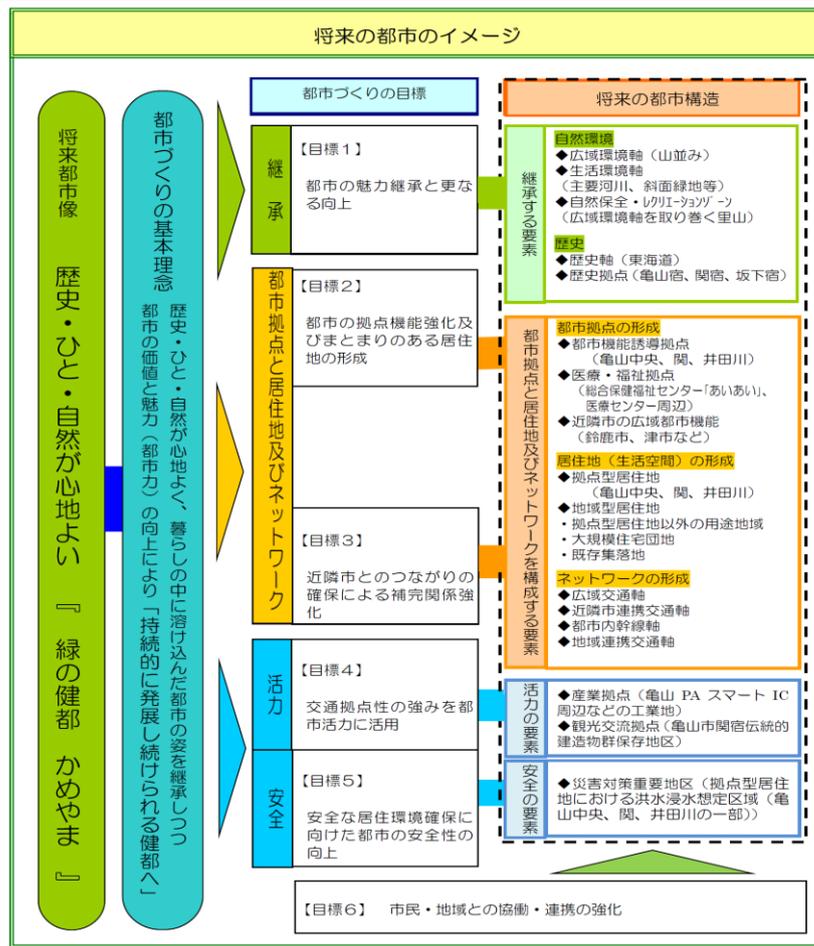
亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和元年度)

(産業建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	R 1 ~ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>「エリアを対象にした都市づくり(亀山駅周辺まちづくり)」について、都市計画道路国道1号線の計画変更を実施した。実施にあたっては、住民等の意見を反映させるため、住民説明会開催、パブリックコメント実施、関係機関(国・県)との協議、都市計画審議会での審議等を行った。</p> <p>また、「適切な土地利用の誘導」については、土地利用制度の検討、用途地域の見直しを推進していくにあたり、「亀山市都市計画関係基本調査業務委託」を実施し、基礎調査、分析、他市町事例収集等を行った。</p>
成果	<p>都市計画道路 国道1号線の見直しについて、令和2年1月21日に計画変更の都市計画決定を行うことができた。</p> <p>また、都市マスタープランに掲げた土地利用制度の検討、用途地域の見直しの推進については、必要なデータの整理、現状分析、他市町事例収集等を行うことができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ①計画的な都市づくりの推進</p> <p>計画的な都市づくりを推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。</p>
反省点・課題	<p>都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得ていく必要があり、地域課題等に対応した制度、計画としていく。</p>
今後の方向性	<p>都市機能誘導区域の魅力向上、居住誘導区域への居住の集約化を図るため、調査・分析により現状を十分把握し、地域住民との合意形成、検討組織での検討を実施し、制度、計画を策定する。これにより、「都市の価値と魅力(都市力)の向上」につなげていく。</p>

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(産業建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R - 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—																			

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づき35件(建築物28件、工作物1件、開発行為等6件)の届出を受理し、その際、事前相談等を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>「景観の日」に合わせて6月1日号の広報掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布し、また関係機関(県、民間審査機関等)へも配布を行った。</p> <p>亀山城下町景観形成推進地区内の景観重要建造物候補の現況調査を実施した。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>景観計画のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画について周知を図ることができた。</p> <p>景観重要建造物候補の現況を把握することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ③魅力的な都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>

反省点・課題	<p>亀山城下町景観形成推進地区内の現況建築物調査を行ったが、解体、建替え等により景観重要建造物候補は減少の傾向にある。</p> <p>景観計画策定から期間が経過しているため、現状に即した計画への変更が必要となる。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>景観についての住民理解をさらに深めるため、景観重要建造物、景観重要樹木の指定、景観重要道路の変更等を実施し、景観重要建造物等の維持・保全による良好な景観の創出に努める。</p>
--------	---

亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(産業建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	R 1 ~ R 10 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に規定される地方公共団体の責務として、住生活基本計画の全国計画(平成28年3月)及び三重県住生活基本計画(平成29年3月)に即し、第2次亀山市総合計画(平成29年3月)を上位計画として、市が策定している関連計画との整合を図り、策定するものである。
目的・概要	第2次亀山市総合計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています」をめざす姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示すものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); margin-bottom: 10px;">基本理念</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: 100%;"> 地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="width: 22%; text-align: center;"> <div style="background-color: #ffff00; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">1. 定住化の促進に向けた住まいづくり</div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; font-size: small;"> 本市で生まれ育った方や他地域から本市にいられた方が、地域の魅力を感じ、それぞれのライフスタイルに応じた充実した生活を送ることにより、将来に向けて本市への定住化に繋がるような良好な住まいの環境整備、維持を目指します。 </div> </div> <div style="width: 22%; text-align: center;"> <div style="background-color: #add8e6; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">2. 地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出</div> <div style="background-color: #add8e6; padding: 5px; font-size: small;"> 市民が、ゆとりある住生活を営むことができるよう多様な居住のニーズに応え、既存住宅の活用、住まいに関する情報の活用などに取り組み、適切で円滑な住宅市場の形成を目指します。 </div> </div> <div style="width: 22%; text-align: center;"> <div style="background-color: #ffcc99; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">3. 住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保</div> <div style="background-color: #ffcc99; padding: 5px; font-size: small;"> 低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者等が安心して住生活を送れるよう、民間賃貸住宅の活用、市営住宅の供給等に取り組み、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。 </div> </div> <div style="width: 22%; text-align: center;"> <div style="background-color: #c1e1c1; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">4. 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり</div> <div style="background-color: #c1e1c1; padding: 5px; font-size: small;"> 大規模な地震や風水害に耐えうる安全で安心できる住生活を営むことができるよう、地域の住宅関連業者、団体等との連携した住宅の耐震性の確保や高齢者の居住安定確保に向けて取り組み、災害に強い住まいや、高齢者も安心して住み続けられる住まいを目指します。 </div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 10px;"> <div style="width: 22%; padding: 5px; font-size: small;"> ①転入者世帯、子育て世帯等の定住に繋がる住まいづくり ②それぞれの世代、ライフステージに応じて充実した生活ができる住まいづくり </div> <div style="width: 22%; padding: 5px; font-size: small;"> ①空家等対策の推進 ②「空き家情報バンク制度」の活用による移住・定住支援 ③地域の特性を活かした居住環境づくり </div> <div style="width: 22%; padding: 5px; font-size: small;"> ①民間活力の導入等による市営住宅の効率的な運営 ②住宅に困窮する人に対する必要な住まいの確保 ③民間賃貸住宅市場における住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進 </div> <div style="width: 22%; padding: 5px; font-size: small;"> ①災害に強い住まいづくり ②住生活の基盤となる住まいづくり </div> </div> </div> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-top: 10px;">基本目標</div> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-top: 10px;">施策の方針</div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	移住・定住相談件数	件	50	110	500
2	移住・定住件数	件	2	8	50
3	特定空き家等の是正割合	%	50	50	100
4	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	74	74	154
5	住宅耐震化率	%	87.3	88.1	95

■ 計画の実績等

取組実績	<p>東京・大阪などの都市部で開催される移住フェアへの参加や市内の移住体験ツアーを開催するとともに、移住希望者への情報発信と相談対応を行った。</p> <p>空き家等対策として、特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の所有者に対し、改善指導を行った。また、固定資産税等納税通知書の中に空き家活用に関するチラシの同封や、空き家情報バンクの充実を行った。</p> <p>住生活基本計画(2019.3)において、今後10年間で確保する民間賃貸住宅を80戸と定めたことから、事業者へ周知を行い事前相談を進めた。</p> <p>木造住宅の耐震診断、補強計画、補強工事、除去工事等について、各要綱に基づき補助金を交付した。また、関係団体と連携して、木造住宅所有者宅を訪問し、耐震対策のPRに努めた。</p>
成果	<p>年間60組の個別相談を行い移住への機運を高めることができ、6世帯の移住に繋がった。国の補助事業の活用も含めて特定空き家の所有者と解消に向け具体的な相談を進めることができた。空き家情報バンクの登録が21件で、成約が3件あった。</p> <p>既存市営住宅の近隣で、住替えに適した立地条件の物件について事業者側から事前相談があった。木造住宅の耐震化率が昨年度の87.4%から88.1%へと増加した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>民間住宅の活用による市営住宅の供給戸数の確保、空き家情報バンクによる空き家の有効活用により住宅の確保ができた。住宅の耐震化の促進、狭い生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を進めることにより住環境の向上と移住・定住の促進が図られた。</p>
反省点・課題	<p>移住・定住に関して市民や関連団体と連携し、移住者のフォローや新たな移住者増につなげていく必要がある。国の補助制度を活用する等、特定空き家等の解消と市内の空き家数等の状況把握に努める必要がある。</p>
今後の方向性	<p>市内の空き家の把握に努めるとともに、新たな特定空き家等の認定を検討する。民間住宅の活用による市営住宅の供給戸数の確保のため、建築や不動産等の関係団体の協力を得ながら事業者の参入を促す。</p>

亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書(令和元年度)

(上下水道部 上水道課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的・概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靱」「持続」の観点から分析・評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を持続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	<p>(基本理念) 次世代への使命 安全でおいしい水の安定供給</p> <p>(目標・重点施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道 (1) 水質管理体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 持続的な安全性の強化 ② 水質監視体制の強化 (2) 安全で快適な配水システムの構築 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道施設の集中監視 ② 快適な給水サービスの提供 (3) 環境への貢献 <ol style="list-style-type: none"> ① 地球温暖化防止への貢献 ② 環境教育の推進 2. 強靱な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道 (1) 地震対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 計画的な耐震化の実施 ② 災害時における飲用水等の確保 (2) 風水害対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 風水害発生時の浸水対策 (3) 危機管理体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 応急給水体制の強化 ② 応急復旧体制の強化 3. 持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道 (1) 老朽施設等の計画的更新 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設等の計画的な更新 ② 施設等台帳の継続的な整備 (2) 水道サービスの充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道利用者への情報サービスの向上 ② 水道利用者への対応の迅速化 (3) 健全経営の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 有収率の向上 ② 適切な財源確保 ③ 事業経営の効率化 <p>(事業計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道整備年次計画 2. 財政計画

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>①水道法第20条第1項に基づき水質検査計画を定め、水質検査を実施した。</p> <p>②水量・水圧の適正化を図るため、新たな川崎加圧ポンプ施設の建設工事を実施し、省電力型ポンプ設備の導入を行った。</p> <p>③震災対策のため、太岡寺配水池に応急給水施設を設置した。</p> <p>④老朽施設等の計画的な更新として、加圧ポンプ及び圧力タンク取替工事等を実施した。また、老朽化による配水管改良工事及び水源から配水池を經由し地区の主要部までの経路である基幹管路の耐震化整備を実施した。</p> <p>⑤経営基盤強化と財源確保のため、クレジット収納等の普及に努めた。</p>
成果	<p>①給水栓における水質が、省令に定められた基準に適合することを確認した。</p> <p>②新たな川崎加圧ポンプ施設の運用開始により、加圧区域の末端で平均水圧が0.322MPaまで上昇し、水圧低下の解消が図れた。</p> <p>③応急給水施設の設置により応急給水体制の構築が進んだ。</p> <p>④加圧ポンプと圧力タンクの取替により、施設の安定稼働を維持した。また、管路の改良工事等により、漏水箇所の改善と基幹管路の耐震化が図れたが、有収率については、前年度を下回った。</p> <p>⑤水道料金改定により、経常収支比率が向上した。また、クレジット収納の収納件数は増加しており、使用者の利便性の向上と財源確保が図れた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>前期基本計画第2次実施計画の主要事業(水道生活基盤整備事業、水道施設耐震化整備事業)として加圧ポンプ施設整備と基幹管路の耐震化整備を実施し、施策の大綱1. 快適さを支える生活基盤の向上 基本施策(3)上下水道の充実 方向性①安全でおいしい水の安定供給 の推進に寄与した。</p> <p>また、水道料金の見直し等により、方向性③上下水道事業の健全経営 の推進と、成果指標の経常収支比率の向上に寄与した。</p>

反省点・課題	当初は予定していなかった三重県関係の追加工事により、水道整備年次計画の工程を調整する必要がある。
--------	--

今後の方向性	施策の計画的な推進を図るため、おおむね3年ごとの進捗状況評価と点検により、財政計画と水道整備年次計画の妥当性を検証し、計画期間内に生じた新たな課題に、柔軟に対応していくこととする。
--------	--

別紙(関連資料)

■成果指標一覧表

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	加圧ポンプの整備施設数	施設	—	2	3
2	設備更新時の省エネルギー機器の導入施設数	施設	—	2	3
3	基幹管路の耐震化率	%	20.3	20.8	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の設置施設数	施設	5	7	9
5	有収率(北中勢水道を除く)	%	90.0	88.8	93.9
6	経常収支比率	%	110.1	122.92	111.3

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(産業建設部 産業振興課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度	
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」	
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る	
計画の骨格	<p align="center">亀山市地域公共交通計画(亀山市地域公共交通網形成計画) (平成29年度～令和3年度)</p> <p>基本方針① 亀山市が目指すべき交通体系の目標像の共有化</p> <p>基本方針② まちづくりと連携した市内全域で活用できる合理的な公共交通ネットワークの形成</p> <p>基本方針③ 地域の利用者ニーズを踏まえた効果的運行方式の導入と財政負担の軽減</p> <p>基本方針④ サービス水準の確保と利用促進を誘導する戦略的行政支援策の展開</p> <p>基本方針⑤ 地域の主体的取り組みの支援と利用促進策の展開</p>	
	<p align="center">本計画の目標 (地域公共交通体系の目標像)</p> <p>『市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち』</p>	<p>数値目標 [目標年次:令和3年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内バス路線等の利用者総数(乗合タクシー含む) 310,478人[H28]⇒317,000人以上 ●コミュニティバス路線等の利用者総数(乗合タクシー含む) 95,115人[H28]⇒102,000人以上 ●コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数 各路線別の1便あたりの平均乗車人員数(人/便・日)[H28]⇒現状以上 ●市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均) 3,405人[H27]⇒ 3,400人以上 ●移動環境に対する不満割合(%) 17%[H23]⇒ 15%以下
	↓	↓
	↓	↑
	<p align="center">目標を達成するための施策・事業 ↔ 評価・検証</p>	

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (R1)
1	市内バス路線等の利用者総数	人	310,478	317,000 以上	299,698
2	コミュニティバス路線等の利用者総数	人	95,115	102,000 以上	90,363
3	コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数	人/ 便・日	4.5	現状以上	4.2
4	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,405	3,400 以上	3,490
5	移動環境に対する不満割合	%	17	15以下	—

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市地域公共交通計画に基づき、既存バス路線については、運行事業を継続し、移動困難者の日常生活における移動性の確保に努めることができた。 ・ 乗合タクシーについては、土曜日の運行、運行時間の前後30分の拡大を行うとともに、3,000円分の無料体験乗車券を配布したことにより、利用者の増加に努めた。 ・ 地域主体のバス活用イベントやバス乗り方教室開催、広域路線関係市町との共同PR等により、利用促進啓発および情報発信に努めた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画の目標に掲げるバス路線の再編と運賃体系の見直しに一部遅れがあるが、乗合タクシー制度の一部見直しや無料体験乗車券の交付により、利便性の向上と定着を図るなど、全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通網の充実に向けて、その基盤整備を進めることができている。 ・ 市内バス等利用者の令和元年度の総数(乗合タクシー含む)は、298,898人であった。平成29年度：313,053人と比較すると、14,155人減少しており、約4.5%マイナスであった。 ・ 市内鉄道駅の総乗車人員数は、3,490人であった。平成30年度：3,549人と比較すると、59人減少しているが、目標値は超えている。
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5) 公共交通網の充実</p> <p>既存のバス等による効率的・効果的な運行継続の実施や乗合タクシーの利便性の向上など、市内の地域公共交通網を充実させることで、市民がそれらを利用して安全で快適な生活を送ることに寄与している。</p>

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス利用者が減少傾向にあるため、計画の数値目標の達成に向けて、継続して利用促進啓発活動を展開するとともに、ルート再編や運賃体系の見直しなど、利便性の向上に向けて取り組んでいく必要がある。 ・ 鉄道でのICカード利用可能区間の拡大と併せて、コミュニティバスについてもICカードの利用が使用できるようシステムの導入について、運賃体系の見直しと同時に検討していく必要がある。また、無償譲渡を受けたJR加太駅舎について、利便性の向上と地域のにぎわい交流の拠点とするため、駅舎の改修を進めていく必要がある。 ・ 乗合タクシーについては、利用の定着と利用促進策を引き続き行う必要があり、特に要望の多い当日予約に向けてタクシー事業者との協議が必要である。
--------	--

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線的バス及び地域生活バスについては、今後も継続して近隣自治体等と連携しながら利用促進活動に努めるとともに、運賃体系の見直しとコミュニティバスの再編により、現在のサービス水準の維持及び利用者の確保を目指す。また、利用者だけでなく市民全体の声も反映させながら、地域公共交通計画の改定を行うため、市民アンケートを実施する。 ・ 鉄道については、近隣自治体等と連携し、引き続き要望活動を行うとともに、JR加太駅舎の活用を含め、亀山駅前再開発など、鉄道との連携を図り、より効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの形成を構築していく。 ・ 乗合タクシーについては、更なる定着に向けて積極的なPRを行うとともに、当日予約や運行時間の延長などの一部見直しを行う。また、スマートフォンからの予約やAIにより効率的で効果的な運行の実現を図るため、AIシステムの導入に向けて実証実験を行う。
--------	--

第2次亀山市消防力充実強化プランに関する実績等報告書(令和元年度)

(消防本部 消防総務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度															
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「安全・安心なまちづくりの推進」と深く関わり、⑤消防力の充実強化の部分を補完するものである。															
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、亀山市消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。															
計画の骨格	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>体系図</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: left; border: none;">【基本理念】</th> <th style="width: 20%; text-align: center; border: none;">【基本方針】</th> <th style="width: 60%; text-align: left; border: none;">【基本施策】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: middle;">市民の安心を支える消防力の充実強化</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>【基本方針 1】 消防体制の充実強化</p> <p>▶</p> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>1_消防施設・設備の整備 2_職員の人材育成 3_消防職員の適正配置 4_災害対応力の強化 5_他市消防本部等との連携強化</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>【基本方針 2】 予防体制の充実強化</p> <p>▶</p> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>1_地域消防力の強化 2_防火思想の普及啓発 3_住宅防火対策の推進 4_事業所等の安全対策の推進</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>【基本方針 3】 救急体制の充実強化</p> <p>▶</p> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>1_増加する救急事案への対応 2_市民による救命率の向上</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>【基本方針 4】 消防団の充実強化</p> <p>▶</p> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>1_消防団の活性化 2_消防団の再編 3_消防団の教育訓練</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	【基本理念】	【基本方針】	【基本施策】	市民の安心を支える消防力の充実強化	<p>【基本方針 1】 消防体制の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_消防施設・設備の整備 2_職員の人材育成 3_消防職員の適正配置 4_災害対応力の強化 5_他市消防本部等との連携強化</p>		<p>【基本方針 2】 予防体制の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_地域消防力の強化 2_防火思想の普及啓発 3_住宅防火対策の推進 4_事業所等の安全対策の推進</p>		<p>【基本方針 3】 救急体制の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_増加する救急事案への対応 2_市民による救命率の向上</p>		<p>【基本方針 4】 消防団の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_消防団の活性化 2_消防団の再編 3_消防団の教育訓練</p>
【基本理念】	【基本方針】	【基本施策】														
市民の安心を支える消防力の充実強化	<p>【基本方針 1】 消防体制の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_消防施設・設備の整備 2_職員の人材育成 3_消防職員の適正配置 4_災害対応力の強化 5_他市消防本部等との連携強化</p>														
	<p>【基本方針 2】 予防体制の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_地域消防力の強化 2_防火思想の普及啓発 3_住宅防火対策の推進 4_事業所等の安全対策の推進</p>														
	<p>【基本方針 3】 救急体制の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_増加する救急事案への対応 2_市民による救命率の向上</p>														
	<p>【基本方針 4】 消防団の充実強化</p> <p>▶</p>	<p>1_消防団の活性化 2_消防団の再編 3_消防団の教育訓練</p>														

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>県消防学校での教育課程や県メディカルコントロール協議会が主催する教育研修に職員を派遣し、職員の人材育成を行った。また、消防タンク自動車の更新や耐震性貯水槽の新設を行い、消防施設、設備の充実に努めた。鈴鹿市とのはしご自動車の共同整備について協議を進めるとともに、津市、鈴鹿市と通信指令業務の共同運用に向けての研究を開始した。消防フェスタの開催や各種イベントへの参加を通じて、防火思想を啓発した。さらに、本市少年消防クラブが全国交流大会に初参加し、防火・防災の輪を広げる次世代のリーダーの育成に努めた。一方、地域の消防防災力の充実強化を図るため、消防団活動に積極的に協力している事業所等に対し、消防団協力事業所の認定を行うとともに、消防団員の活動服を更新した。</p>												
成果	<p>様々な教育課程等へ職員を派遣することで、職員の技能を向上させるとともに、市民等による心肺蘇生法の実施率を高めることができた。また、消防タンク自動車の更新や耐震性貯水槽の新設を行うことで、消防施設、設備の充実に繋げることができた。鈴鹿市とのはしご自動車の共同整備については、次年度の整備に向け、連携協約を締結した。少年消防クラブの全国交流大会への参加により、様々な地域の少年消防クラブ員と親交を深めることができた。また、防火フェアで報告会を実施し、来場者に対して防火思想の普及をすることができた。消防団協力事業所の新規認定により、消防団活動がより実施しやすい環境を整えるとともに、活動服の更新により、より安全な消防活動を実施できる体制を整備した。</p>												
総合計画 推進への 寄与度	<p>第2次亀山市総合計画前期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (6)安全・安心なまちづくりの推進 【成果指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災出動に関する平均所要時間</td> <td>12分53秒</td> <td>12分00秒</td> <td>13分45秒</td> </tr> <tr> <td>・救急出動に関する平均所要時間</td> <td>39分55秒</td> <td>37分00秒</td> <td>40分46秒</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	目標値	R1年度	・火災出動に関する平均所要時間	12分53秒	12分00秒	13分45秒	・救急出動に関する平均所要時間	39分55秒	37分00秒	40分46秒
	現状値	目標値	R1年度										
・火災出動に関する平均所要時間	12分53秒	12分00秒	13分45秒										
・救急出動に関する平均所要時間	39分55秒	37分00秒	40分46秒										

反省点・課題	<p>本プランの目的を達成するために掲げた基本施策の取組を推進し、前期基本計画の成果指標として設定した火災・救急出動に関する平均所要時間を、昨年度の実績と比べ短縮することができた。今後は、さらに個々の取り組み内容を精査し、成果指標の達成を目指す。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>本プランは令和3年度末までとなることから、個々の取り組みを着実に推進するとともに、社会情勢の変化に応じて必要な取り組みを検討していく必要がある。</p>
--------	---

■成果指標一覧表

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	防火水槽設置数	基	430	440	440
2	救急救命士搭乗率	%	99.8	100	100
3	中型免許取得率	%	75.9	82	93
4	消防用設備設置率	%	51.2	51.8	53
5	防火診断実施世帯数	世帯	400	220	800
6	住宅用火災警報器設置率	%	75.6	80.0	100
7	被搬送者軽症率	%	49.3	51.2	48
8	特定行為評価適切率	%	100	100	100
9	バイスタンダー心肺蘇生法実施率	%	33.3	55.8	50
10	消防団員充足率	%	97	94.5	100
11	消防団協力事業所認定数	事業所	8	11	16
12	防火衣配備率	%	43.7	100	100

亀山市一般廃棄物処理基本計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(生活文化部 環境課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものであり、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「低炭素・循環型社会の構築」に関わるものである。
目的・概要	法や条例の目的である「生活環境の保全や公衆衛生の向上」を確保するため、一般廃棄物の適正な処理と減量化、再生利用の推進を図ることを目的とし、今後の本市の一般廃棄物処理に関する基本的事項を示すものである。
計画の骨格	<p>The diagram illustrates the structure of the plans. On the left, a vertical box labeled 'ごみ処理基本計画' (Waste Management Basic Plan) has two arrows pointing to boxes: '清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題' (Current status and issues surrounding cleaning and recycling activities) and '基本的な考え方と目標' (Basic concepts and objectives). To the right of these are two large boxes containing detailed lists of topics. The top box lists: '人口及び産業の動向' (Trends in population and industry), 'ごみ処理の現状' (Current status of waste management), '現計画の総括' (Summary of the current plan), and '将来予測と主な課題' (Future forecasts and main issues). The bottom box lists: '基本理念' (Basic concept), '基本方針' (Basic policy), '計画目標' (Plan objectives), '目標達成に必要なごみ減量化、資源化の原単位' (Basic unit for waste reduction and resource recovery needed for goal achievement), 'ごみ排出抑制等のための方策' (Policies for waste emission reduction), '分別収集するごみの区分と種類' (Classification and types of waste to be separately collected), '排出抑制及び資源化施策後のごみ排出量と資源化量' (Waste emission and resource recovery after emission reduction and resource recovery measures), '排出抑制及び資源化施策後のごみ排出原単位と資源化率' (Basic unit and resource recovery rate of waste after measures), 'ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項' (Basic items regarding proper waste management and those who implement it), and 'ごみ処理施設の整備に関する基本的事項' (Basic items regarding the improvement of waste management facilities).</p> <p>Similarly, a vertical box labeled '生活排水処理基本計画' (Wastewater Treatment Basic Plan) has two arrows pointing to boxes: '生活排水処理事業を取り巻く現状と課題' (Current status and issues surrounding domestic wastewater treatment activities) and '基本的な考え方と将来予測' (Basic concepts and future forecasts). To the right are two boxes containing detailed lists of topics. The top box lists: '生活排水処理の現状' (Current status of domestic wastewater treatment), '収集・運搬の現状' (Current status of collection and transport), and '処理の現状' (Current status of treatment). The bottom box lists: '基本方針' (Basic policy), '処理の主体及び体制' (Main body and system of treatment), and '今後の予測' (Future forecasts).</p>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	1人1日あたりのごみ排出量(家庭系ごみ)	g/ 人・日	722	737	685
2	1人1日あたりのごみ排出量(事業系ごみ)	g/ 人・日	243	183	207
3	資源化率	%	37.0	30.8	42.0
4	生活排水処理率	%	78.2	80.2	84.0
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>家庭系ごみは、ごみダイエットサポーターや市民団体と協働し、食品ロス削減や雑がみ及びその他色びんの分別収集に向けた準備を進めるなど、3Rによるごみの減量とリサイクルに取り組んだ。事業系ごみは、収集運搬処理業者に対して産業廃棄物の混載や資源物の混入がないか搬入検査を実施するなど、分別・搬入指導によるごみの減量とリサイクルに取り組んだ。</p> <p>また、刈り草コンポスト化センター(堆肥化施設)の運営を民間事業者に移譲し、移譲後は公共事業等で積極的な活用が図られるよう周知に努めた。</p> <p>公共下水道井田川・能褒野処理分区他2処理分区について供用を開始するなど、事業計画に基づいた生活排水処理施設の整備を行った。</p>
成果	<p>1人1日あたりのごみ排出量は減少したが、内訳を見ると、家庭系ごみは737g(前年度比11g増)で、近年の直接持ち込みごみの増加を抑制することができなかった。一方、事業系ごみは堆肥化施設の運営を民間事業者に移譲したことで総合環境センターでの刈り草処理量が減少したことが要因となり183g(前年度比64g減)と目標値を達成できた。資源化率は、ペーパーレス化やスーパー等の店頭回収による紙類の減少、堆肥化施設の運営移譲等により30.8%(前年度比2.2ポイント減)と低下した。</p> <p>生活排水処理率については、井田川・能褒野処理分区他2処理分区の供用開始により、生活排水処理率の向上に努めた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>堆肥化施設を運営移譲したことで、事業系ごみ(刈り草)の減量化が図られたとともに、令和2年10月に雑がみ及びその他色びんの分別収集を試行的に開始できるよう進めたことで、今後の市民1人1日あたりの排出量の低減や資源化率の向上に寄与できるものと考えられる。</p> <p>公共下水道事業や農業集落排水事業の供用開始区域内の市民に接続を促したことで、生活排水処理対策の推進に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>近年増加傾向にある家庭系ごみの減量化に取り組んだが歯止めをかけることができず、ごみピット内の組成調査では厨芥類や紙類の割合が高い結果となった。</p> <p>生活排水処理については、経済的、効率的な処理方式を選択し、生活排水処理施設の整備を進める必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>家庭系ごみにおける食品ロス削減及び雑がみ等の分別収集の取組を着実に進め、ごみの減量化とリサイクルの推進を図る。</p> <p>生活排水処理施設整備を計画的、効率的に進め、整備された地域において、下水道への接続率の向上を目指す。</p>
--------	--

亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に関する実績等報告書

(令和元年度)

(生活文化部 環境課)

■計画の基本情報

計画期間	H 26 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の自然的社会的条件に応じて、市域の温室効果ガスを削減するために定めるものであり、また、亀山市第2次総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「1.快適さを支える生活基盤の向上(7)低炭素・循環型社会の構築」と深くかかわり、市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で低炭素社会の形成に向け、省エネルギー・省資源などの取り組みを通じ、また、再生可能エネルギーの有効活用の啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進するためのものである。
目的・概要	計画の目的は、地域の自然的社会的条件に応じ、各主体(市民・事業者・行政)における施策を推進し、市域から排出する二酸化炭素を削減させるものである。 計画の概要は、環境基本計画の理念の下、地球温暖化防止対策に関する各主体の具体的な行動を示し、「二酸化炭素排出抑制」「新エネルギー・再生可能エネルギーの導入」「森林整備・緑化の推進」「環境教育の推進」を推進するものである。
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 二酸化炭素排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> I 市民:省エネ行動 <ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動定着の仕組みをつくります 省エネ行動促進の支援を行います 市民参加の取り組みを企画し実施します 省エネ行動取り組みの情報提供をします II 市民:省資源活動 <ul style="list-style-type: none"> リフューズ(Refuse) でごみを減量します リデュース(Reduce) でごみを減量します リユース(Reuse) でごみを減量します リサイクル(Recycle) でごみを減量します 省資源活動の支援、情報提供を行います III 事業者:省エネ行動 省資源活動 <ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動の取り組みを支援します 省エネ行動の取り組みの情報提供をします IV 公共交通機関等 の利用 <ul style="list-style-type: none"> JRの利用を推進します バスの効率的・効果的な運行を行います クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します 自動車等の使用を抑制します <p>2 新エネルギー・再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の導入を促進します 地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます 新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います <p>3 森林整備・緑化の推進(吸収源対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します 緑あふれる美しいまちづくりを推進します <p>4 環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します 身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します 環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します 地球規模の環境問題に対する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります </div>

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>前年度に引き続き、環境活動ポイント制度(AKP)を実施し、300世帯の募集に対し、317世帯の参加を得ることができた。</p> <p>前年度の反省を活かし、令和元年度のAKPでは、9月と2月、3月に実績報告の必要性を繰り返し周知し、参加者の意識啓発に努めた。</p> <p>また、里山公園等でのイベント及び出前トーク、市広報及び市ホームページ、ZTV行政情報番組にて地球温暖化防止の啓発を行った。</p> <p>しかし、事業者に対するアプローチは、ホームページでの掲示に留まっている。</p>
成果	<p>環境活動ポイント制度(AKP)では、昨年度同様、募集枠を上回る応募があり、参加世帯全体で17.763トンの二酸化炭素排出量を削減する結果となった。</p> <p>環境教育においては、イラストを用いて小中学生にも分かり易い出前トークの実施や里山公園でのイベントなどで様々な啓発活動を通じて、地球温暖化防止活動の必要性を理解してもらえるよう幅広い世代への意識醸成を図ることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民・行政がそれぞれの立場で、低炭素社会の形成に向け省エネルギー・省資源行動などの取り組みが行われるよう地球温暖化防止対策を推進することができ、環境負荷の少ない社会の形成に寄与することが出来た。</p>



反省点・課題	<p>AKPの実施は、意識醸成への一定の役割を果たしたため、令和元年度をもって制度を終了したが、引き続き市民・事業者意識の醸成を図る必要がある。特に、市域における二酸化炭素排出量の9割以上を占める製造業での排出量削減を促進する必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>製造業のうち、第一種及び第二種エネルギー指定工場における二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況の把握に努めるとともに、低炭素な事業活動の必要性等を継続的に周知・啓発し、一層の省エネルギー・省資源行動への意識醸成を図る。</p>
--------	--

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値	
二酸化炭素総排出量(基準年H20年度)		千t-CO ₂	2,011	-	1,755	
各削減項目に基づく目標値						
No.	項目	単位	現状値		削減行動目標 値(R2年度)	
1	事業者:国及び県の施策実施による削減	%	-	-	産業部門: 1% 民生業務: 0.14%	
2	市民:省エネ行動による削減実施率	%	56	-	71	
3	市民:省資源活動による削減実施率	%	97.5	-	100	
4	市民:省エネ機器買換えによる削減買換え率	%	34	-	76	
5	市民: 新エ ネル ギー 導入 に よ る 削 減	太陽熱温水器導入率	%	5.8	-	12.7
		太陽光発電導入率	%	6.7	-	17.5
		コージェネレーション導入率	%	1.0	-	7.2
		ヒートポンプ式給湯器導入率	%	7.9	-	13.6
		潜熱回収型給湯器導入率	%	1.0	-	5.5
		クリーンエネルギー自動車導入率	%	25.2	-	53.4
6	国施策による自動車燃費改善による削減	%	-	-	乗用車13% 貨物車6%	
7	ごみ処理量減量(発生量)	千t/年	17.8	16.2	16.8以下	
8	間伐面積(森林吸収)	ha/年	150	182.6	282	

亀山市歴史的風致維持向上計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 20 ～ R 2 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律(所謂、歴史まちづくり法)第4条の規程に基づき同法第5条第2項に規程する内容をまとめたものである。本計画は、同法による国の第1号認定を受けたものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 亀山市の歴史的背景 <ol style="list-style-type: none"> (1) 亀山市の自然及び社会的環境 (2) 歴史的背景 2. 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針(5-2-1) <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定等文化財の分布状況 (2) 指定等以外の文化財の分布状況 (3) 把握できる関連文化財群 (4) 亀山市の維持向上すべき歴史的風致 (5) 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み (6) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題 (7) 上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け (8) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針 (9) 計画実現のための体制 3. 重点区域の位置及び区域(5-2-2) <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点区域設定の考え方 (2) 重点区域の位置及び区域 (3) 重点区域の景観形成に関する施策による保護 4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項(5-2-3) <ol style="list-style-type: none"> イ. 文化財の保存及び活用に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の保存及び活用に関する体制 (3) 重点区域における具体的な計画 ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史的風致維持向上施設となりうる施設の整備又は管理に関する基本的な考え方 (2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 (3) 歴史的風致の維持向上に資するソフト事業 5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 (2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針 6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 重点区域内の歴史的建造物等の拠点となる文化財等施設をつなぐ街道等の整備方針について、庁内関係部局室で協議を行った。 整備を終えた歴史的建造物を活用して、町並みスケッチ画の展示や雛飾りの展示等を行い、歴史的建造物の公開を進めた。 拠点施設である関の山車会館整備事業が完了し、一般公開を7月6日に開始した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 関の山車会館整備事業における工事等を完成させた。 関の山車会館の令和元年度の見学者は、7,492人であった。 令和元年度における、亀山城周辺の年間見学者数は、7,310人であった。 文化財説明看板や説明標柱を計画に基づき設置した。
総合計画 推進への 寄与度	関の山車会館整備事業など歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、第2次総合計画前期基本計画、1. 快適さを支える生活基盤の向上、(9)歴史的風致を生かしたまちづくりの推進について進めることができた。



反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間の終盤を迎え、拠点となる文化財等の面的な整備が、比較的進んだ一方で、これらをつなぐ集落間の整備等が残されており、これらの予定事業を実施していくために、東海道整備方針を策定する必要がある。 文化財説明看板未設置の地区がまだ多いことから、引き続き設置を行っていく必要がある。
--------	--



今後の方向性	拠点施設等をつなぐ集落間整備等を進めるため、東海道整備方針を盛り込んだ新たな歴史的風致維持向上計画を策定する。
--------	---

第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、地域福祉法107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画に即したものである。あわせて、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携しながら福祉施策を総合的に推進するもの
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「ふだんの、くらしの、しあわせ」のまち「かめやま」の実現を目指すものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>将来都市像</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>基本理念</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>基本目標</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>施策の方向</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま</p> </div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ともに支え合い ともに暮らせる ふだんの、くらしの、しあわせのまち</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)福祉意識の向上 (2)担い手の育成 (3)権利擁護の充実 (4)生活困窮者対策の推進 </div> <div style="width: 35%;"> <p>2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)情報提供の充実 (2)福祉サービスの向上と相談体制の充実 (3)地域福祉・ボランティア活動の推進 (4)地域の防災対策の充実 (5)関係機関の連携強化 </div> <div style="width: 35%;"> <p>3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)地域活動の充実 (2)健康づくり・生きがいづくり (3)助け合い・支え合い活動の充実 </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	市ボランティアセンター登録数及びボランティア数 (地域の担い手含む)	人	751	755	900
2	ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	団体	60	123	110
3	ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	箇所	-	2	10
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	地域のちょっとした困りごとに対応する「ちょこボラ」による助け合い・支え合いのしくみづくりに向け、皇學館大学や地域福祉推進委員長をコーディネーターに迎え、CSWの取組の現状や今後の方向性など、市長もトークセッション加わり、立ち上がりの経緯や現状について、全22地区の地域まちづくり協議会を対象として、地域福祉シンポジウム(5月)を開催した。また、子どもの貧困に関する実態調査を踏まえ、経済的な側面のみならず、親子関係などの文化的な貧困を定義づけ、対応する施策を第2期子ども・子育て支援事業計画に位置付けた。さらに、CSWを社協に配置した地域福祉力強化推進事業について、個別支援における包括的な支援体制の構築に向け、新たな会議体の設置に向けた検討を行うとともに、しくみづくりは、継続的な地域支援に関わることにより、「井田川北ささえあい愛たい(1月)」が立ち上がった。
成果	地域福祉力強化推進事業では、地域まちづくり協議会(全22地区)に対し、第2次地域福祉計画はもとより、当該事業やちょこボラの概要について、市と社協(CSW)が訪れ、説明を行うなど、地域福祉を支える人材の育成等を推進した。また、世帯における多様化・複合化した福祉課題を抱える個別ケースの支援については、地域における支援者に対し、まずはCSWにつなぐ相談体制を整えつつ周知するとともに、身近な地域での助け合い・支え合い活動(地域支援・しくみづくり)については、全地区を対象とした講座等を開催することにより意識啓発を図りつつ、CSWが継続的に会議等に参加することにより、新たに井田川北地区において、ちょこボラが立ち上がり、地域の連携で安心を生み出す環境づくりを進めた。
総合計画推進への寄与度	CSWがちょこボラの組織立ち上げに継続的に関わることで、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。また、全22地区の地域まちづくり協議会を市・社協の担当者が訪れ、当該計画や地域福祉力強化推進事業の概要を説明し、包括的な支援体制の構築を進めることにより、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりに取り組んだ。さらに、低所得者への支援と自立支援に向け、子どもの貧困に関する実態調査を踏まえた取組を位置付けた。

反省点・課題	単独の相談支援機関では対応できない、多様化・複合化した福祉課題(ごみ屋敷等)を抱えた世帯が、CSWの相談支援により顕在化しつつある一方で、必要な支援につなげる包括的な相談窓口の明確化が必要である。また、特定の分野だけではなく、全対象型の地域における支え合う完成性の育成支援が求められている。
--------	---

今後の方向性	CSWの体制を強化し、多様な福祉課題を抱える世帯を支援につなぐしくみの導入や、本人同意の有無に関係なく、情報共有・支援プランなどを行える会議体の設置を検討するとともに、必要な支援に適切につなぐ断らない相談窓口の明確化や個々の実情に対応する重層的な支援体制づくりに向け、本市の実態を明らかにする。
--------	---

数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29	H30	R1	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	—	—	—	35%	平成 27 年度_第 2 次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	—	—	—	55%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751 人	714 人	747 人	755 人	900 人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29	H30	R1	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	—	—	—	50%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	—	—	—	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60 団体	96 団体	113 団体	123 団体	110 団体	
ちょっとした困りごとと相談ができる場所の数	—	0	1	2	10 箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29	H30	R1	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	—	—	—	90%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	—	—	—	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	—	—	—	25%	

※アンケート結果をもとにした目標の評価は、前期基本計画の最終年度に実施します。

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上

5年後のあるべき姿	「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。
行政と社協の役割	高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。
取組内容	① 「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
	② 地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
	③ 地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス」の考え方について、普及を図ります。
	④ 障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。
実績 (令和元年度)	① 亀山市社会福祉大会(11月)において、障がいを価値に変える「バリアバリュー」の視点を取り入れたユニバーサルマナーからふだんのくらしのしあわせを考える記念講演(講師:株ミライロ)を開催し、地域における支援者や市民に対して障がい者への接し方などについて、普及・啓発を行いました。また、映像通訳(タブレット端末)・電話通訳システムによる、12言語に対応した外国人生活相談窓口を開設し、外国人の方の福祉、子育て、教育など、生活に係る相談に対して、迅速に対応できる環境を整え、共生社会の実現につながる環境づくりを進めました。 さらに、市・社会福祉協議会が、地域福祉計画の基本理念をはじめとした概要について、全22地区の地域まちづくり協議会(福祉委員会)を訪れ、スライドを使うなど、わかりやすい情報提供に努め、相互に理解し合って暮らせる共生社会の実現に向けた啓発を行いました。
	② 社協が主体となり、学校等と連携した福祉教育推進事業について、保育所(12)・幼稚園(5)・認定こども園(2)、小学校(11)、中学校(3)、高等学校(2)において実施し、福祉の心を育みました。また、市内の社会福祉施設において、中学生(150人)を対象とした福祉体験教室(8月19~23日)の開催等により、地域福祉を学ぶ機会を提供しました。
	③ ちょっとした困りごとに対応する「ちょこボラ(有償ボランティア)」による地域の助け合い・支え合いのしくみづくりを進めるため、市内において先駆的に取り組むフレンドサービス(昼生地区まちづくり協議会)の代表をパネリストに迎え、まち協や民生委員、市民を対象とした地域福祉シンポジウムを開講(5月)し、地域の一員として地域に貢献する必要性に関する意識の向上を図りました。
	④ 「であい、ふれあい、ささえあい」をテーマとしたあいあいまつり2019(10月)の開催や、人権週間にあわせたヒューマンフェスタ in 亀山(12月)において、中高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブースの出展に加え、「みんながつくる、みんなの学校」と題した講演会などにより、多世代間の交流やふれあいの場を提供しました。
今後の方向性	地域の福祉課題を我が事として誰もが認識できるよう、全22地区のまち協に市と社協が訪れ、地域福祉の理念を含めた計画の概要や主要な取組の周知を継続しつつ、社協による福祉教育推進事業の継続など、学校等における福祉意識の向上にも取り組めます。また、市職員における多文化共生のマインドを高める取組も並行して行います。

(2) 担い手の育成

5年後のあるべき姿	「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。
取組内容	<p>① 民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。</p> <p>② ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を实践する人材の育成を進めます。</p> <p>③ 市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。</p>
実績 (令和元年度)	<p>① 全22地区のまち協の福祉委員会等に出向き、市と社協が進めるまち協を単位とした住民による助け合い・支え合いのしくみづくりの取組概要について、地域における支援者に直接伝えました。 また、民生委員やまち協、市民を対象として、有識者をコーディネーターに迎えた地域福祉シンポジウム(5月)を開催し、CSWの活動実績を踏まえ、民生委員やまち協における現状や今後の方向性についてトークセッションを行い、地域福祉の中核を担う人材の育成につなげました。</p> <p>② 地域における助け合い・支え合いの活動について知っていただくため、昼生地区まちづくり協議会のフレンドサービス事務局の田名瀬氏を講師に迎えたボランティア講座を開催(11月)しました。また、社協が主体となり、亀山・徳風高等学校において、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行いました。亀山高等学校では、モデル校として指定し、学校と社協が協働しながら、ふれあい・いきいきサロンとの交流(3回)や清掃奉仕活動などを実施する年間を通じた福祉教育プログラムを作成し、将来の地域福祉を担う人材の育成に努めました。</p> <p>③ 社協と長寿健康課とが連携し、高齢者の情報交換や交流を深める場として、「ふれあい・いきいきサロン(99箇所)」を開催し、延べ21,542人が参加しました。当該サロンは、平成30年度91箇所から8箇所増加し、地域住民が主体となった介護予防活動の輪が広がりました。</p>
今後の方向性	国が目指す地域共生社会の実現に向け、地域における支援者を対象としたスキルアップに向けた講演会の開催検討を行うとともに、社協が主体となった福祉教育推進事業やサロン活動推進事業などを引き続き展開することにより、住民相互に支え合うしくみづくりに取り組みます。

(3) 権利擁護の充実

5年後のあるべき姿	判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割	人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	② 判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	③ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成30～32年度）及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	④ 児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	⑤ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績 (令和元年度)	① 市内ショッピングセンターでの街頭啓発をはじめ、広報かめやまや人権啓発チラシの各世帯の配布などによる人権を守る啓発活動に加え、人権相談事業（よろず人権相談：年36回）をはじめ、人権擁護委員の日(6月)や人権週間(12月)にあわせ特設人権相談を実施しました。また、高齢者や障がい者に対する虐待防止や適切な支援を行うことを目的に、関係機関と連携し、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催(3月)することなどにより、地域における啓発活動や人権相談、支援体制などの充実を図り、人権が守られる環境づくりを進めました。
	② 社協が主体となり実施する日常生活自立支援事業(県社協受託)は、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりサービスなど、利用者に寄り添った支援により、地域の中で生活ができる環境の保持に努めました。【契約者数：38件、支援回数：997回】
	③ 成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市（津市、鈴鹿市、亀山市）が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた意見交換を行うとともに、県が実施する中核機関の設置に向けたモデル事業に応募し、令和2年度に専門職によるアドバイザー派遣など受けることとしました。
	④ 児童虐待やDVの発生予防や早期発見・早期対応のため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会のネットワークを活用するとともに、子どもやその保護者の相談支援体制の強化を目的に、亀山市子ども家庭総合支援拠点の設置要綱(令和2年4月)を制定し、妊娠期から子育て期にわたる児童に対する必要な支援が行える環境づくりを進めました。
	⑤ 障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、地域自立支援協議会に必要な構成員を加えつつ、その機能を付加する方向性を提案し、承認を得ました。
今後の方向性	判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業における必要な市補助を引き続き行います。中核機関(成年後見制度)の設置に向け、県モデル事業を活用したアドバイザー派遣等の活用により、本市における必要な支援体制を明確にしながらか検討を進めます。また、子育て家庭支援の中核的役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」を軸とし、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会や、支援会議・相談支援包括化サポート会議などを活用し、各関係機関とをつなぐしくみを導入し、ネットワークの強化を図ります。障害者差別解消支援地域協議会は、当該協議会の所掌事務や必要な構成員を明確にし、設置に向けた具体的な準備を進めます。

(4) 生活困窮者対策の推進

5年後のあるべき姿	公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割	社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	① 貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	② 生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
	③ 生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	④ 自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	⑤ 生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績 (令和元年度)	① 経済的な側面に限定せず、家庭における親子の関わりや地域における人間関係なども含めた広い観点(文化的な貧困)から調査を行った子どもの貧困に関する実態調査を踏まえ、その結果を第2期子ども・子育て支援事業計画の中で、施策として位置付け、取り組むこととしました。
	② 鈴鹿・亀山圏域において、家族会、事業所、県・市など関係機関が参加するひきこもりの就労支援等を考える会への参加などを踏まえ、実態把握に向けた検討を行うことを目的に、令和2年度において生活困窮者自立支援事業におけるひきこもり対策推進事業を予算化しました。
	③ 全22地区のまち協(福祉委員等)に対して、地域福祉計画の概要とともに、主要な取組の一つである地域福祉力強化推進事業の実績や内容を説明し、その中で複合的な福祉課題を抱える人は、生活困窮者が大半を占めることから、地域の支援者にはまずは社協につなぐよう継続的な周知を行いました。
	④ 生活困窮者自立支援事業における新規相談は116件、延べ相談件数598件となり、窓口への来所相談をきっかけに、継続的に訪問と来所による相談支援を行いました。また、アウトリーチによる相談支援は、自立相談支援事業と並行し、社協に配置したCSWが中心となり展開しており、自立相談支援事業における相談支援員と連携のもと、組織内で連携を図りながら対応しました。 さらに、生活困窮者に対するアプローチの支援として、本人同意の有無に関係なく、情報共有ができ、アウトリーチによる相談支援が可能となる新たな会議体の設置に向け、会議設置要綱等の制定を進めるなど、地域の中で福祉課題を抱えた人が適切な支援につながる体制づくりを進めました。
	⑤ 子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援に向けて、子どもの貧困に関する実態調査の結果を踏まえ、関係機関との連携による支援体制の在り方を検討するため、多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実や家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくりを施策の方向性に位置付け、取り組むこととしました。
今後の方向性	子どもの貧困は、「第2期子ども・子育て支援事業計画(令和元年度策定)」に基づき、自立に向けた支援体制の充実と確保、自立した生活基盤づくりへの支援に関する施策の取組を進めていきます。 また、本市においても、顕在化しつつあるひきこもりの実態を把握するため、ヒアリングやアンケート調査など、具体的な調査方法を具体化します。 さらに、生活困窮者等に対する相談支援の強化策として、社協へのCSWの体制を強化する予算措置を行いつつ、多機関協働による包括的な支援体制のしくみづくりを本格的に進めます。

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実

5年後のあるべき姿	「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。	
行政と社協の役割	必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。	
取組内容	①	地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	②	民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	③	潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績 (令和元年度)	①	地域の福祉課題に関することは、まずは社協につないでいただくよう、まち協(22地区)に市と社協が出向き、相談先(窓口)の周知を行いました。また、地域との関わりが稀薄な人には、地域における支援者を経由した情報提供を行うとともに、市ホームページ等を活用した情報発信に努めつつ、CSWによる相談支援を通じて、個別の状況に応じた福祉サービスを案内するなどにより、情報提供の重層化を図りました。
	②	まち協(22地区)に市と社協が出向き、地域福祉の理念やCSWによる地域福祉力強化推進事業の概要について、スライド(パワーポイント)などを活用しながら分かりやすく、詳細な情報提供に努め、必要な情報提供を行うことにより、地域の支援者の理解を深めました。
	③	地域の中で民生委員・児童委員や福祉委員などが福祉課題を抱える人を発見した場合は、まずは社協につないでもらうよう、まち協(22地区)に周知し、CSWを介した情報提供のしくみづくりを進めることにより、支援が必要な人に、アウトリーチによる情報提供のしくみづくりを進めました。
今後の方向性	地域の支援者からの情報を受けられる窓口機能の周知を市と社協が連携し行うとともに、CSW等の個別支援により、福祉情報が必要な人への情報提供を継続的にいきます。 また、CSWにつながった世帯における多様化・複合化した福祉課題が顕在化しつつある本市の現状や、国が求める地域共生社会の必要性について広く周知する機会(講演会)を検討します。	

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

5年後のあるべき姿	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。
行政と社協の役割	地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。
取組内容	<p>① 社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。</p> <p>② 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。</p> <p>③ 地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要な機関につながるしくみづくりを進めます。</p> <p>④ 地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。</p>
実績 (令和元年度)	<p>① 社協が主体となり、市内に事業所がある社会福祉法人間の連携・情報交換の場として、亀山市社会福祉法人連絡会(仮称)設立に係る準備会(3月)を初めて開催し、各法人の公益的な取組に向けた情報共有を行いました。</p> <p>② 生活困窮者自立支援事業における福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設し、福祉に関するあらゆる相談を受ける環境を整えました。また、国が求める包括的な相談窓口機能の在り方について、他分野の窓口機能との棲み分けに取り組みました。</p> <p>③ 民生児童・児童委員の見守り活動等において、福祉課題を抱えた人を発見した場合、まずは社協のCSWにつなぐよう依頼しつつ、当該内容の周知を市・社協で行うことにより、地域における福祉課題に対応できる環境づくりを進めました。</p> <p>④ CSWの個別支援により浮かび上がった地域のニーズに対し、ちょっとした困りごとは地域で対応するちょこボラのしくみについて、CSW等が地域支援・しくみづくりとして会議や立ち上げなどに関わり、井田川北地区まちづくり協議会において有償ボランティアのしくみとして、「井田川北ささえ愛たい」が組織化されました。</p>
今後の方向性	市と社協とが連携し、社会福祉法人連絡会の設立に向け、取り組みます。また、地域における福祉課題について、高齢、障がい、子どもなどの単独の相談窓口では受け付けることができない福祉課題を包括的に受け止める窓口機能の検討を進めるとともに、その有する機能の重層化に向けた検討を進めます。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

5年後のあるべき姿	住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。
行政と社協の役割	さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	① 「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
	② 日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
	③ 福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
	④ 地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
	⑤ 認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支え合いのしくみを構築します。
実績 (令和元年度)	① 市と社協がまち協(22地区)に出向き、地域における支え合いのしくみづくりの概要を伝えることにより、地域の支援者を含めた住民の理解を深めました。また、有償ボランティアを先駆的に取り組むフレンドサービス(昼生地区まちづくり協議会)の代表を招いて、地域福祉シンポジウムやボランティア講座を開催し、有償ボランティアの必要性や効果などを伝える機会としました。
	② 地域福祉力強化推進事業で社協に配置したCSWにより、地域における草刈り等、日常生活のちょっとした困りごとに対応するしくみづくりについて、他地区での展開に向け、市と社協と連携し取り組みました。その中で、井田川北地区では、CSWや生活支援コーディネーターが地域支援・しくみづくりに関わり、有償ボランティアとして「井田川北ささえ愛たい」が組織化され、ボランティア活動の促進を図りました。
	③ 社協により、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、歩行器(1件)や車椅子(207件)の介護機器を貸し出すとともに、歩行困難・寝たきり状態の人を対象とした福祉移送サービス(登録者数44人、延べ運行回数1,795回)を社協に委託し実施することにより、社会参加の促進につなげました。
	④ 介護予防事業における高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン(99箇所)」や、社協が主体となり、子育てサロン(10箇所)、地域住民が参加するコミュニティサロン(14箇所)の各種サロン活動推進事業を実施し、全体として平成30年度に比べ10箇所増加し123箇所となり、住民の身近な場所での憩いの場づくりを進めました。
	⑤ 地域包括支援センターを鈴鹿亀山地区広域連合からの委託により、社協において運営を行い、認知症サポーター養成講座(14回、433人)や認知症初期集中支援チーム(相談件数120件、実相談者数12人)や認知症関係会議4回により、認知症状態にある人やその家族に早期から関わり、CSW、医療などの関係機関と連携した受診、発見、対応までの支援体制の構築を進めました。
今後の方向性	有償ボランティアのしくみづくりについてまち協を単位として、事業の概要の説明や先駆的な取組事例の紹介とともに、他地区に展開していけるよう、介護保険サービスの活用など、活動を支援するしくみを整えつつ、市と社協が連携しながら取り組みます。また、地域福祉活動を下支えするサポート体制や各種サロン活動を継続します。 さらに、認知症高齢者等をはじめとした支援が必要な人に対して、家族だけでなく地域全体で支えられる体制づくりに向け、生活支援コーディネーター(第1層、在介)、CSW、生活困窮者自立支援事業、市などが連携できるような場づくりに向け、新たな会議体の設置など、多機関協働のしくみづくりを進めます。

(4) 地域の防災対策の充実

5年後のあるべき姿	地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割	密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	① 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	② 地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績 (令和元年度)	① 災害が起こっても地域で住民の安全確保につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新に取り組みました。その中で、和田地区等では、地域の防災訓練に当該名簿を活用するなど、地域の特性に応じた防災体制づくりの環境づくりを進めました。
	② 社協と市が連携し、平時からの民生委員による必要に応じた住民の生活状態の把握や、全22地区福祉委員会における75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした安心見守り訪問事業(914件)を実施しました。また、8050問題など、地域から孤立しつつあり、福祉課題を抱えた世帯を発見した場合は、CSWにつなぐ体制づくりを進めたことにより、日頃からの安否確認体制の構築を図りました。 さらに、避難行動要支援者名簿の活用に向け、利活用マニュアルを含んだ全体方針の作成に向け、課題の整理を行いました。
	③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、社協が主体となり開催した災害VCマッチング体験カードゲーム形式で、被災者からの困りごとと集まる多様なボランティアをマッチングするシュミレーション研修[災害ボランティアセンターの設置訓練(1月)]に参加[(災害ボランティア(4人)、青年会議所(3人)、市職員(9人)、社協職員(18人)]することにより、支援者側の連携・協力について、実効性ある方法を学びました。
今後の方向性	避難行動要支援者名簿の更新と並行し、当該名簿の利活用に向けた全体方針の作成とともに、個別計画の具体的な作成手法や内容などについての検討を関係部署と協議しながら進めます。 また、地域における受援機能の強化に向け、災害ボランティアセンターが災害時等に機能するよう、実効性ある研修会等を関係機関・部署と開催します。

(5) 関係機関の連携強化

5年後のあるべき姿	多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	① 地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク※ ¹ が全市で行える体制づくりに努めます。
	② 地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	③ 地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績 (平成30年度)	① 社協に委託している地域福祉力強化推進事業について、CSWによる個別支援の相談実績が、新規件数は減少したものの、平成30年度は449件(延べ件数)であったものが、令和元年度は733件(延べ件数)と大幅に増加しています。個別支援では、ごみ屋敷など、多様化・複合化している福祉課題を抱えた世帯が顕在化しており、これに対応する支援体制を充実・強化するため、地域福祉力強化推進事業の変更(正規・兼務⇒正規2名)に向けた予算化を行いました。
	② 地域包括支援センターに配置した第1層の生活支援コーディネーターとCSWとが連携し、地域におけるしくみづくりについて、互いの役割を確認し合いつつ、地域のニーズに対応できる体制づくりを進めました。
	③ 社協のCSWとの役割を明確にした相談支援包括化推進員(市)を地域福祉課(兼務)に配置(3月)し、本人同意の有無に関係なく、関係機関・関係者との情報共有やアプローチができるよう、新たに支援会議・相談支援包括化サポート会議設置要綱の制定に向けた準備を進めました。
今後の方向性	<p>関係機関とCSWをつなぐシートの導入とともに、それを解決に導く世帯全体のプラン様式など、コミュニティソーシャルワークの全市展開を進めます。</p> <p>また、国が令和3年度から展開する重層的支援体制構築事業(新モデル事業)に対応できるよう、本市における体制のあり方を見直しつつ、市内部はもとより、他分野の専門機関と連携ができる多機関協働による包括的支援体制づくりを進めます。</p> <p>さらに、生活支援コーディネーターとCSWの互いの役割を整理した上で、有償ボランティア等のしくみづくりに向け、既存の支援機関につなぎつつ、効果的な新たな資源づくりの体制を整えます。</p>

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

5年後のあるべき姿	地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割	住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	① 小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	③ 教育委員会と連携して、コミュニティスクール（学校運営協議会）や青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	④ 地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績 (令和元年度)	① 鈴鹿馬子唄会館のトイレ改修工事や、城西地区コミュニティセンターの男子トイレの洋式化工事を実施し、地域まちづくり協議会の活動拠点の整備・充実を図りました。
	② 社協による小地域ネットワーク活動により、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、まち協(22地区)において福祉委員(346人)を委嘱しました。また、各地区において、三世代ふれあい交流や高齢者訪問、サロンなど地域の特性に応じた内容で福祉活動が展開されることにより、地域における住民同士の相互理解や連帯感の醸成を図りました。
	③ 学校と保護者、地域が協働するコミュニティスクール(小学校10校、中学校2校)の設置や青少年育成市民会議による愛の運動(43団体、1,297人)の一環として声かけ活動を実施することにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりに取り組みました。
	④ まち協への支援策の一つとして、コミュニティビジネスの専門家を派遣できる地域まちづくりアドバイザー派遣制度の活用(3地区)を促すとともに、CSWによる地域支援・しくみづくりと並行し、地域のニーズに応じられるよう、しくみづくりを進めました。 また、学びの成果を活かして地域で活躍する場を創出する「かめやまキャンパス」として、コミュニティビジネスや副業をテーマとしたまちの起業人養成講座(定員20人、第1期講座8回)を開催し、地域の魅力や自分の趣味・特技のビジネスの転換について、そのノウハウを学べる機会を提供しました。
今後の方向性	まち協の活動拠点の整備や地域行事の開催、あいさつ運動などにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりを進めます。 また、地域の課題を解決するしくみづくりに向け、市と社協はもとより、関係機関とが情報共有を図りつつ、新たな資源開発につながるよう新たな会議体の設置やCSW等による地域支援・しくみづくりを強化することなどにより、支援体制の強化を図ります。

(2) 健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿	<p>生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。</p>
行政と社協の役割	<p>住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることものできる活動を支援します。</p>
取組内容	<p>① 健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。</p> <p>② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。</p> <p>③ 高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。</p> <p>④ 子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。</p>
実績 (令和元年度)	<p>① 健康寿命を延伸できるよう市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業(令和元年6月～令和2年2月)を実施し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。</p> <p>② 市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などで市民活動に関する情報や活動報告を掲載しました。また、市民活動団体と市が協働で行う協働事業(3団体)や、市民活動団体の育成を目的とした市民参画協働事業推進補助金(2団体)の交付のほか、津市NPOサポートセンター相談員による市民活動なんでも相談所(6日)の開設などにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりを進めました。</p> <p>③ 健康寿命を延伸できるよう市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業を実施し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。 また、介護予防事業における高齢者のふれあい・いきいきサロンの開催(99箇所)や住民の誰もが参加できるコミュニティサロンを開催(14箇所)するとともに、中央公民館の出勤教室として、運動や健康に関する講座(13地区、延べ18回、415人)を実施することにより、健康に暮らせる環境づくりに取り組みました。</p> <p>④ 市立図書館整備基本計画(平成30年5月)の中で、新図書館に求められる機能とサービスとして、学びとまちづくりの核となる図書館とするため、「知との出会いとその蓄積の場の創出(知る)」、「市民の誰もが集える場の創出(楽しむ)」を基本方針として示し、その具体的な機能として、新図書館を核とした地域コミュニティセンターの図書コーナー等を生かした地域ごとの読書活動拠点づくりをはじめ、地域企業や団体と連携した地域活動と図書をつなぐイベントの開催や、地域課題等を自由に語り合う市民井戸端会議等の参加しやすい場づくりなどを位置付け、それを実践するための設計や運営方針の整備を進めました。</p>
今後の方向性	<p>健康マイレージ事業を引き続き実施するとともに、住民の主体的な活動を支援するため、中央公民館講座を活用した運動・スポーツをテーマとした講座を実施します。 新図書館において福祉的な社会学習を促せるような場とするとともに、多世代間の交流につながる場となるよう、教育と福祉が連携した多機能型図書館の建設に向けた整備を進めます。</p>

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

5年後のあるべき姿		隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。
行政と社協の役割		支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。
取組内容	①	ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
	②	買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
	③	支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績 (令和元年度)	①	社協が主体となり、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業：99箇所)や子育てサロン(10箇所)に加え、住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(14箇所)におけるサロン活動を促進するため、活動に係る助成を継続的に行うことにより、地域における憩いの場づくりを進めました。
	②	フレンドサービス(昼生地区まちづくり協議会)において、地域における草刈り等のちょっとした困りごとに地域で対応するしくみが継続的に行われました。また、CSWが地域支援・しくみづくりに関わり、井田川北ささえ愛たい(井田川北地区)が組織化され、活動を開始することとなりました。 また、ちょこボラの活動を知っていただくことを目的に、フレンドサービスの代表を講師に迎えたボランティア講座(11月)やCSWの活動実績を踏まえた地域福祉活動のあり方を考える地域福祉シンポジウムを開催(5月)し、地域における助け合い・支え合いの風土の醸成につなげました。
	③	民生委員・児童委員、福祉委員などの見守り活動や声かけ活動を効果的にするため、CSWとの連携を強化しつつ、個別支援を展開することにより、地域福祉の担い手の活動の活発化につなげました。 また、引きこもりやニート傾向の青少年に対し、青少年総合支援センター支援員により、面接・電話相談(197件)を実施するとともに、同センター補導員による愛の声かけ運動(43団体、1,297人)として、地域や登下校の子どもたちに声かけを行い、地域における支援者を下支えする活動を継続しました。
今後の方向性		社協と連携しながら、各種サロン活動の活発化に引き続き取り組み、活動のノウハウの普及を進めます。また、近所における助け合い・支え合い活動の活発化を図りながら、その組織の継続的な運営支援に向け、介護保険サービスの活用などの支援のしくみを整えつつ、生活支援コーディネーターとの役割を棲み分けし、地域におけるしくみづくりを進めます。 さらに、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手を下支えする既存の活動を継続することにより、助け合い・支え合いの風土の醸成を高めます。

亀山市健康・医療推進計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度												
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画、食育基本法第18条第1項に基づく食育推進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び地域医療再構築プラン(医療介護総合確保促進法第5条第1項に基づく市町村計画含)の4計画を統合し、策定している。												
目的・概要	市民が住み慣れた地域で、豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを目指すものである。												
計画の骨格	<div style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基本理念</th> <th style="width: 40%;">施策大綱(基本戦略)</th> <th style="width: 50%;">施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち </td> <td style="text-align: center;">1 健康な暮らしの支援</td> <td> ①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 疾病予防と早期発見・治療の推進</td> <td> ①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 地域医療提供体制の整備</td> <td> ①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 食育の推進</td> <td> ①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※計画の施策大綱(基本戦略)及び施策の方向のうち、1-①~③、2-①、2-②及び 4-①の一部は健康増進計画、2-②は自殺対策計画の内容に該当します。また、3 は地域医療再構築プランの内容に該当し、4 は食育推進計画の内容に該当します。</p>	基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向	生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策)	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進
基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向											
生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進											
	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策)											
	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化											
	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進											

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	別紙のとおり				
2					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康管理のため、亀山歯科医師会の提言を受け、妊婦歯科検診実施の準備を進めた。 ・国の風しん追加的対策(風しんの第5期の定期予防接種)の取組として、対象者に対し無料クーポン券を発送し受診勧奨や広報、ホームページ、健康づくりのてびきにて啓発を行った。また、定期予防接種についても、個人通知や園と連携し接種勧奨を行い予防接種の普及を推進することで、地域での流行や重症化を予防し、市民の健康保持・増進を図った。 ・健康マイレージ事業において、歯周病検診、特定健康診査、特定保健指導、がん検診等を受診することでポイントとなることを周知し受診勧奨を行った。 ・自殺対策については、青少年に対し相談体制の充実に努め、高齢者およびその家族に対する地域での見守りなど支援体制の充実に努めるなど、対象とする世代にあわせて進め、こころの健康の保持増進に努め、適切な支援につなげる体制づくりに努めた。 ・ホームケアネット利用促進や多職種連携強化、ジェネリックの利用率向上のため普及啓発を行った。 ・食育の授業や体験、食育だよりの発行、地場製品のPR、料理講習会を通じ園児から高齢期まで幅広い世代に対し食育事業を実施した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・健康マイレージ事業において、歯周病検診、特定健康診査、特定保健指導、がん検診等を受診することでポイントとなることを周知し受診率向上に向けた勧奨を行った結果、前年度に比べ、がん検診、特定健診の実績値は横這い又は微減であったが、特定保健指導、歯周病検診は増加につながった。 ・医療センターは経営改善が進み医業収支比率が向上した。 ・学校給食において地場製品を使用することで食料生産等に対する子供たちの関心と理解を深めることができ、地場製品の使用割合増加につながった。
総合計画 推進への 寄与度	第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実、(2) 健康づくり・地域医療の充実などの施策の推進に寄与した。

反省点・課題	<p>幼年期から高年期までのライフステージを通して健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供と一体的な事業の推進を行う。</p> <p>在宅医療においては、増加する高齢者に対応すべく体制を整えるため、医療介護の連携強化・仕組みの再検討が必要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>地域包括ケアシステムの視点に立った地域の実情に応じた取組を推進し、健康都市「かめやま」の実現に向け、本計画の取組みの充実・強化を進めていく。</p> <p>在宅医療・介護の連携については、亀山市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定の中で仕組みやあり方の検討を行う。</p>
--------	---

健康・医療推進計画成果指標及び実績

項目(単位)	担当課名	年度					参考
		現状値 H27	実績値 29	実績値 30	実績値 R1	目標値 3	
健康づくり応援隊養成講座修了者数(延人)	長寿健康課	99	121	158	158	250	
医療カフェ開催回数(回)	病院総務課	1	4	12	6	12	
歯周病検診受診率(30・40歳)(%)	長寿健康課	12	10.9	8.7	10.3	15	平成29年度より5歳刻みの年齢へ変更
MR(麻しん・風しん混合ワクチン)Ⅱ期(%)	長寿健康課	97.4	97.4	99.4	99.8	現状維持	
がん検診の受診率(%)	長寿健康課	肺がん					総合計画に同じ
		33.2	32.4	31.5	31.0	35	
		胃がん					
		21.8	22.0	20.9	21.1	25	
		大腸がん					
32.9	30.2	29.6	29.0	35			
特定健診の受診率(%)	市民課	37.1	37.9	37.5	37.1	65	国保計画に同じ
特定保健指導の実施率(%)	市民課	20.4	16.8	16.7	23.7	60	国保計画に同じ
訪問看護ステーション数(施設)	地域医療課	5	5	7	5	6	
かめやまホームケアネットにおける在宅医療を実施する市内医療機関数(機関数)	地域医療課	9	10	9	7	15	目標値は、内科標榜医療機関×0.8設定
かめやまホームケアネット新規利用者(人)	地域医療課	19	13	11	7	25	
救急搬送の市内医療機関受入率(%)	消防総務課	50.2	47.26	43.33	39.01	50以上	総合計画に同じ
医療センター(財務)医業収支比率(%) (医業収益/医業費用)	病院総務課	77.6	82.4	83.9	86.5	99.8	ビジョンに同じ
学校給食における地場産品を使用する割合(%) (三重県産+市内産の食材使用割合、食材数ベース)	産業振興課	31.2	29.3	27.9	28.7	38	目標値は、第3次三重県食育推進計画

健康・医療推進計画の推進状況について

1-健康な暮らしの支援

01:健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
○健康づくりに関する情報(健康づくり、喫煙・飲酒対策等)について、各広報媒体を活用し、啓発月間など定期的に機会を捉え、情報提供と意識啓発を図ります。	長寿健康課	健康づくりG 高齢者支援G	健康づくりのひき、健康体操カレンダー・DVDの配布 しやしき体操OB会、出張予防教室、トレーニング室説明会の開催 健康づくり、喫煙・飲酒対策等に関する各種広報媒体を活用した情報提供・意識啓発(各部署間の連携)	健康づくりのひきを作成し、全戸配布を行った。また、健康づくり応援隊を支援するとともに、希望する団体や市民へ、健康体操カレンダー・DVDを配布した。 しやしき体操OB会は2地区、各2回開催、出張予防教室は6事業所95回開催。トレーニング室説明会は24回開催した。 「健康づくりのひき」に禁煙・適正飲酒の内容を掲載した。また、「世界禁煙デー」に合わせ、広報で禁煙週間の周知を行った。	健康づくりのひきの全戸配布を行うとともに健康づくり応援隊の支援等、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。 しやしき体操やトレーニング室説明会において継続した取り組みに努めるとともに、出張介護予防教室は、これまでの利用実績からあまり利用されていない地域へのアプローチに努め、健康づくりの啓発を図る。 引き続き、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。
○気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	文化スポーツ課	スポーツ推進G	第2次亀山市スポーツ推進計画(基づく取組) ・ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ・障がい者のスポーツ参加の推進、女性のスポーツ参加の推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援 ・スポーツ情報内容の充実、各種情報媒体を活用した情報発信	Let'sスポーツわくわくクラブの主催で、ヨガ教室、整体ヨガ教室、健康運動教室が開催された。また、ENJOYスポーツかめ亀クラブの主催で、ヨガ教室(昼・夜の部)が開催された。スポーツ推進委員の協力のもと、ラグビーバレー大会を実施した。 亀山市スポーツ推進委員が「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加いただき、障がい者との交流等について見識を深めていただいた。 広報、文字情報等で、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を行った(広報掲載3回、配布回覧等1回)。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。(更新1回) ・壮年ソフトボール大会、ミニバスケットボール大会を開催するとともに、参加者を広報や文字情報、ホームページを中心に募集した。また、「SOMPOボールゲームフェスティバル」を開催し、トップリーグ連携機構に所属するトップアスリートによる指導の下、体を動かす楽しさを体験しながら、基本的な技術の習得や技術力をアップさせる機会を提供し、次世代の子どものスポーツライフを支援した。	継続した取り組みに努める。 継続した取り組みに努める。 継続した取り組みに努める。 継続した取り組みに努める。 継続した取り組みに努める。
文化スポーツ課	文化スポーツ課	スポーツ推進G	市民ニーズに応じた運動施設の充実、運動施設の利便性の向上、施設利用の促進、学校運動施設や公園の有効活用 年間計画に沿った体育指導(全ての保育所・幼稚園・小学校に外部講師を派遣した運動・体育活動)	体育の日に合わせて運動施設の無料開放を行い、広報やホームページ等で情報提供を行った。西野公園野球場の改修を行い、運動施設の機能向上を図った。 小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所12か所に3日間ずつ外部講師が授業を行った。	継続した取り組みに努める。

〇鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用したトレッキング、ウォーキングなど、市民の健康志向を高め、地域の文化となるような健康づくり活動を検討し進めます。	長寿健康課	健康づくりG	健都さぶりプロジェクト	健康マイレージ事業を実施し、鈴鹿山系の自然を活用した健康づくりの取り組みとして、7座トレイルの登頂をポイントとした。	引き続き、健康マイレージ事業を実施し、鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用した健康づくり活動をポイントとするよう調整する。
〇健康都市連合日本支部大会等へ参加し、専門的な知見や先進的な取組を参考にするとともに、高齢者のQOL (Quality Of Life・生活の質) 向上と健康増進を支援する事業者、団体などとの連携を図りながら、健康づくり事業を充実していきます。	長寿健康課	健康づくりG	長寿健康づくり応援隊養成講座、健康都市連合日本支部大会への参加	亀山市食生活改善推進協議会などの市民団体の代表と共に参加し、加盟自治体の特色ある先進事例に触れ、健康都市活動に携わる方々と交流した。	令和2年度の大会については、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から中止が決定された。
〇医療職等による地域での講座や学習会などを開催し、市民の医療・健康(生活習慣病予防を含む。)の自主活動につながる取組を推進します。	長寿健康課	高齢者支援G	長寿健康づくり事業の充実への取組(亀山QOL支援モデル事業含む。)	QOLダイヤルについては、8件の相談件数があった。	引き続き、実施していく。
〇医療職等による地域での講座や学習会などを開催し、市民の医療・健康(生活習慣病予防を含む。)の自主活動につながる取組を推進します。	病院総務課	医事G	地域における医療カフェの開催・医療カフェの実施や実施内容の情報提供(広報、CATV、HP)による自主活動につながる取組	広報等により情報提供を行った。令和元年度は、合計6回開催し、延参加者数は155人であった。	引き続き、広報活動に努めるとともに、医師だけでなく他の医療職による医療カフェも実施していく。ただし、実施の可否については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら決定していくこととする。

02:歯と口腔の健康づくりの推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
〇口腔清掃や食生活への配慮など自己管理(セルフケア)能力や家庭内管理(ホームケア)が向上するよう、また、かかりつけ歯科医を持って定期的な歯科検診や予防措置を受けるよう啓発していきます。	長寿健康課	健康づくりG	「健康づくりのてびき」への歯の健康づくりの情報掲載	「健康づくりのてびき」に歯の健康づくりについての情報を掲載した。(年1回)	引き続き、「健康づくりのてびき」に掲載し実施していく。また、新たに妊婦歯科健康診査を実施し、妊婦と生まれてくるお子さんの健康管理を行う。
	長寿健康課	健康づくりG	長寿健康教室(出前トーク、中央公民館講座)で口腔ケアに関するテーマで実施	出前トークの申込があった団体へ、オーラルフレイルについての情報の啓発を行い、口腔体操を実施した。また、歯つらつ体操ポスターを窓口を設置し、歯の健康づくりについての周知を行った。	引き続き、歯つらつ体操ポスターを活用し、教室等で歯の健康づくりについての情報の啓発を行う。
	長寿健康課	健康づくりG	母子健康手帳配布時における歯の健康づくりや歯科健診の情報提供	母子健康手帳交付時に歯の健康づくりや歯科健診についての情報提供を行った。(母子健康手帳:延べ354件)	引き続き、母子健康手帳交付時に情報提供を行っていく。また、新たに、妊婦歯科健康診査を実施する。
	長寿健康課	健康づくりG	歯科保健教室(幼児対象)の実施 ⇒2歳児(希望者と1歳6か月児健康診査の歯科診察での要フォロー者)を対象として、歯科医師の歯科検診と歯科衛生士の歯科相談を実施	令和2年度妊婦歯科健康診査の準備を行った。取組みに対する事業とおり実施した。(歯科保健教室:年6回(延べ143人))	引き続き、歯科保健教室を実施していく。

長寿健康課	高年齢者支援G	在宅訪問歯科健診の実施、口腔機能向上事業(お口の健康教室)	訪問型サービスの依頼がなかった。	地域包括支援センターやケアマネジャーに事業の趣旨を理解し、短期的・集中的に実施できないか、更なる周知・依頼に努める。
教育総務課	施設・保健給食G	歯の衛生週間を利用した保健だよりへの掲載、ポスターの掲示による口腔ケアの情報発信 ⇒歯みがき指導、歯みがきカレンダーの作成、各学校の委員会活動による特色ある実践的な取組の実施 ・歯科検診後の事後処置状況調査の強化(現在の事後調査を1回増やす等)	各学校において、歯の衛生週間において保健だよりやポスターによる口腔ケアに関する情報発信を行った。また、関係機関との連携し、よい歯のコンクールを実施し、歯の健康に関する啓発を行った。	今後も歯の衛生週間を中心とした啓発の取組や情報発信のほか、各学校における取組を継続する。
長寿健康課	健康づくりG	対象者への個人通知、未受診者に対する受診勧奨の送付 ・未受診者に対する受診勧奨の強化、現在の10歳から5歳単位への対象拡大等	対象者に対して無料券の個人通知を行った。また、未受診者には1月に受診勧奨を送付し受診率向上に努めた。(受診率:9.6%)	対象者へ無料券の個人通知を行うことや未受診者への案内を行い、受診勧奨を行う。
市民課	医療年金G	高齢者在宅訪問歯科健診事業	対象者の見直しを行い、健診受診者5名の口腔状況の改善が図られた。	健診率が目標数値に達成するよう歯科医師会等と更に連携していく。

03.感染症の予防、予防接種の推進

長寿健康課	担当課名	取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
長寿健康課	長寿健康課	○予防接種や感染症に関する情報を整理するとともに、保健所や医療機関などの関係機関や保育所、幼稚園、小・中学校などの関連施設との連携体制を強化します。	長寿健康課	健康づくりG	関連施設との連携体制の構築にむけた情報提供方法のマニュアル作成	麻しん等の感染症発生時の情報連絡体制について庁内で確認し、連絡体制図を修正した。必要時、情報共有対策会議を行った。また、食中毒警報が発生した時は、関係部署に連絡を行った。	継続して取り組んでいく。
長寿健康課	長寿健康課	○風しんの予防接種について、全体的な啓発のほか、成人式や育児相談の際などの機会に接種勧奨を行うとともに、母子健康手帳交付時やパパママ教室などの機会を通して夫や家族等の接種を勧奨していきます。	長寿健康課	健康づくりG	風しんの予防接種に対する広報等による全体的な啓発 ・成人式や育児相談時のチラシや説明による接種勧奨の実施 ・母子健康手帳交付時やパパママ教室などの機会における夫や家族等への接種勧奨	成人式にチラシを配布、また、育児相談や母子健康手帳交付時などに麻しんと合わせて風しんについての啓発を行った。(成人式500枚、育児相談延466枚、母子健康手帳交付354枚、パパママ教室25組) 定期接種については、個人通知や園と連携して接種勧奨を行った。(MR2期接種率99.8%) 園の風しんの追加的対策(風しんの第5期の定期接種)の取組として、抗体検査、予防接種を行った。	引続き、定期接種勧奨を行うとともに、成人式や育児相談、母子健康手帳交付時などに麻しん・風しんの予防について啓発していく。また、国の風しんの追加的対策(令和4年3月31日までの3年間で)に取り組んでいく。

○任意の予防接種については、亀山医師会との連携のもと、社会全体として一定の接種率を確保できるよう、接種率や感染の傾向などを勘案して全体調整に努めます。	長寿健康課	健康づくりG	任意予防接種における全体調整の実施(任意接種の接種状況や効果を踏まえ、助成制度の見直し等)	任意予防接種の助成事業等について広報記事にて掲載した。また、健康づくりのてびきに、予防接種についての記事を掲載した。(広報3回、健康づくりのてびき1回) 令和2年度開始するDPTワクチンの追加接種の費用助成の準備をすすめた。	引続き、年度初めと助成事業の開始時期にあわせて、広報にて任意予防接種についての啓発を行っている。 MR定期予防接種2期もれ者については、個人通知を行い助成制度の周知を図り感染防止に努める。 DPTワクチンの追加接種の費用助成を行う。
---	-------	--------	---	---	--

2-疾病予防と早期発見・治療の推進

01:健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進		R1実績・成果		R2以降の方向性	
担当課名	グループ名	取組に对应する事業	取組内容		
市民課	国民健康保険G	保険・長寿がん検診・特定健康診査・特定保健指導に係る受診率向上にむけた奨励方法(訪問勧奨等の導入)の見直し	○がん検診、特定健康診査、特定保健指導の受診率・実施率向上に取り組むとともに、がんや生活習慣病の予防、介護予防の知識を健康教室等の機会を通じて普及促進します。	31年度と同様、電話と文書での勧奨を行う。また、受診率の向上を図るため、人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果を提供した者に対する助成を実施する。特定健診の自己負担金については、令和2年度より一律500円(集団健診300円)に減額する。	
長寿健康課	健康づくりG	生活習慣病予防やがん、介護予防に関する各種健康教室の開催		特定保健指導の利用を勧めるために、特定健康診査と同日にミニセミナーを開催(11回)したり、家庭訪問を実施して行動変容を促し特定保健指導の利用率向上を図った。(特定保健指導利用率:23.7%) 市内中学3年生を対象にピロリ菌除菌検査及び除菌治療費用の助成を行い、家族等のがん予防について啓発した。 また、健康マイレージ事業において、がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を受診することでポイントとなることを周知し、受診に繋がった。	引き続き、市内中学3年生を対象にピロリ菌除菌検査及び除菌治療費用の助成を行い、家族等のがん予防についての啓発に取り組む。 また、受診率向上のため、受診券送付対象者に受診勧奨を行う。健康マイレージ事業においては、がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を受診することでポイントとなることを周知し、引き続き、受診率向上にむけた勧奨を行っていく。
長寿健康課	健康づくりG	生活習慣病予防をテーマとした健康づくりのための料理講習会の開催		かめやま出前トークや健康教室実施時に、生活習慣病予防等のテーマで健康講話を行った。	様々な場を活用しながら引き続き、実施していく。
長寿健康課	健康づくりG	協会けんぽ等と協定(健康づくりを目的とした包括的内容)を締結し、受診者一人ひとりの活用(特定健診、がん検診の受診促進、特定健診結果等の分析、保健事業の連携・協働による保健事業の効果的な実施)		バランスのとれた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会54回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
長寿健康課	健康づくりG	協会けんぽ等と協定(健康づくりを目的とした包括的内容)を締結し、受診者一人ひとりの活用(特定健診、がん検診の受診促進、特定健診結果等の分析、保健事業の連携・協働による保健事業の効果的な実施)		協会けんぽほかから、集団健診実施時に特定保健指導が同時に実施できない場合は、健診日を設けられないと連絡があったため、実施できなかった。	令和2年度についても集団健診実施時に特定保健指導が同時に実施できないため、健診日の設定ができない状況である。

<p>○糖尿病性腎症の重症化予防をはじめ、亀山医師会や市立医療センターと連携して生活習慣病重症化予防に取り組めます。</p>	<p>病総務課 市民課 長寿健康課 市民課</p>	<p>栄養G 国民健康保険G 健康づくりG 国民健康保険G 国民健康保険G</p>	<p>糖尿病予防教室の開催 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組の検討・導入</p>	<p>医療センター内において、合計5回開催し、延参加者は69人であり、糖尿病の予防に寄与することができた。 医療センターの糖尿病予防教室を国保特別交付金の対象事業に位置付け支援するとともに、30年度から同教室を糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導として活用した。 4月に亀山医師会と覚書を締結し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施した。医療センターで実施している糖尿病教室を活用し、2名に対し保健指導を行ったところ、数値の改善が見られた。</p>	<p>引き続き、年度内に5回開催し、糖尿病の予防につながる取組みを行う。ただし、開催の可否については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら決定していくこととする。 引き続き、医療センターの事業を支援するとともに、医療センターと連携して糖尿病性腎症重症化予防事業を実施していく。</p>
<p>○健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会や県の「がんの教育総合支援事業」などを活用し、がんの学習に取り組めます。</p>	<p>長寿健康課 学校教育課</p>	<p>健康づくりG 教育研究G</p>	<p>健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会の提供 学校三重県がんの教育総合推進事業等と連携し、学校の実態に即して医療の専門家やがん患者の代表者等の講演や話を直接聞く機会の設置等(がん対策加速化プランから)</p>	<p>ファミリークッキングを開催し、親子で食育について学ぶ機会を提供した。(年1回)また、広報にて薬物乱用防止についての記事を掲載し、啓発を行った。(年1回) 中学校の保健体育授業において、教科書を活用して、喫煙のリスクや癌についての学習を進めた。</p>	<p>引き続き、ファミリークッキングの実施や、広報の記事を掲載し、市民に対して情報提供を行っていく。 人権教育や、命の教育等と関連させながら健康増進についての学習を推進していく予定</p>
<p>○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、地域の通いの場の提供を進めるとともに、認知症予防対策を充実・強化します。</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による地域の通いの場の提供、認知症予防対策の充実・強化</p>	<p>介護予防教室については、教室の内容や実施場所を変更しながら通いの場を提供し、継続した取り組みに努めることができた。また、認知症予防教室は新たに脳の活動と体の運動を行う「コグニサイズ」の教室を開催し、4ヶ月1クールで集中的に取り組む、脳の活性化につなげることができた。</p>	<p>引き続き充実した介護予防及び認知症予防に取り組む、高齢者のフレイル予防に努める。</p>

02:こころの健康づくり(自殺対策)

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
<p>○いのちの教育や職場体験学習・保体験などを推進するとともに、子育て中の保護者や親子、介護者同士など地域における交流やふれあいの場づくりを支援します。</p>	<p>学校教育課 学校教育課</p>	<p>教育研究G 教育研究G</p>	<p>いのちの教育の推進(※子ども・子育て支援事業計画) 職場体験学習・保体験の推進(※子ども・子育て支援事業計画)</p>	<p>亀山中学校区人権教育研修会で講師を招き、命の教育の研修会を実施した。中部中学校では、年間を通じて命の教育として年間計画に位置付け取組を行った。 6月3日～7日の5日間、市内3中学校の生徒405人が、143事業所で職場体験を実施予定</p>	<p>各校の人権教育の取組、中学校区ネットワークの計画の中で推進予定。 6月1日～5日の5日間、市内3中学校の2年生の生徒419人が、約140事業所で職場体験を実施予定</p>

子ども未来課	子育てサポートG	子育て中の保護者への交流の場・親子のふれあいの場の提供(支援センター、ふれあい広場)⇒地域での出前保育(ひろば事業)、コミュニティでのボランティア活動の支援	子育て中の保護者への交流の場・親子のふれあいの場の提供(支援センター、ふれあい広場)⇒地域での出前保育(ひろば事業)、コミュニティでのボランティア活動の支援	0歳児の親子を対象とした“ベビーのつどい”を実施し、合計97組の参加があった。ひろば事業は5カ所、17回を開催し、計79組の親子が参加した。	ベビーのつどいは、継続して取り組む(計画:年4回)。ひろば事業を実施する。(4カ所で計14回開催予定)
生涯学習課	社会教育G	地域の人に学習アドバイザーや安全管理員を配置依頼した「放課後子ども教室」の推進	市内全ての小学校区において、地域住民に「学習アドバイザー」や「安全管理員」にボランティアとして協力していただき、放課後子ども教室を実施した。	今後も地域の方々に協力をいただき、継続的な活動を実施していく。	
長寿健康課	高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通して、介護者同士が集う場の提供:介護者のつどいの開催	セルフリンクトレーナーの体験や笑いヨガなどの内容で介護者のつどいを4回開催し、介護者の支援を行った。	介護者の心と体が少しでもリフレッシュできるよう継続して開催するとともに、周知方法を工夫する。	
長寿健康課	高齢者支援G	認知症家族会、元気丸の会、認知症カフェの開催、認知症サポーターの養成、民生委員等地域の見守り	認知症カフェは新たに2カ所増えて合計4ヶ所で44回開催し、参加は454人であった。認知症サポーター養成講座は、新たに433人が受講され、これまでに延べ3,214人のサポーター数となった。また、サポーターを対象に「認知症サポーターズテックアップ講座」を開催し、45人が参加した。また、民生委員や在宅介護支援センター等の日頃からの見守りの強化に努めた。	認知症について市民により理解していただく取り組みを継続して実施したり、悩みを語りあったり、相談できる場として認知症カフェの充実に努める。	
長寿健康課	高齢者支援G	介護予防教室、老人クラブ活動やサロン活動等通いの場の提供	介護予防教室やサロン活動等、普及啓発に努め、団体教や参加人数が増加した。また、年々減少する老人クラブについては、市広報で特集し、地域の仲間と介護予防に励む様子を掲載した。	地域における通いの場や利用者の参加状況の分析を行うとともに、空白地域で介護予防教室等が実施できるよう検討し、より多くの高齢者が定期的・日常的に通える場を作る。	
長寿健康課	健康づくりG	こころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供(自殺予防週間・月間のこころの健康づくりに関する広報掲載、健康づくりのびき、市HPでのうつ、ストレス、アルコールなどのメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」(通年)	健康づくりのびきや、広報で、こころの健康づくりに関するの記事を掲載した。(健康づくりのびき年1回、広報年2回)また、市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入し、こころの健康づくりに関するの啓発を行った。(延7,439件)	引き続き、健康づくりのびきや広報、市HPにて啓発を行っていく。	
長寿健康課	健康づくりG	悩みやこころの問題に対する市の窓口周知	健康づくりのびきや、広報、HPにて、悩みやこころの問題に対する相談先の周知を行った。(てびき年1回、広報年2回)	引き続き、健康づくりのびきや、広報、市HPにて、相談先の周知を行っていく。	
長寿健康課	健康づくりG	母子健康手帳交付時における啓発(産後うつのリーフレット配布)	母子健康手帳交付時に産後うつについてのリーフレットを配布して情報提供を行い、本人の体調確認を行った。(母子健康手帳交付:354件)	引き続き、母子健康手帳交付時にリーフレット等を配付し啓発していく。	
		○自殺予防週間等でこころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供を行うとともに、悩みやこころの問題が相談できる市の窓口を周知します。			
		○きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の			

課題、つやひきこもり、自殺予防など、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できるように支援体制の強化を図ります。

長寿健康課	健康づくりG	新生児訪問における啓発(エンジンバラ産後うつ質問票により、産後このころの状態の確認を行い、支援が必要なケースは、継続訪問や電話の継続支援につなげる。)	産婦健康診査において、エンジンバラ産後うつ質問票を行い、産婦人科から支援が必要と連絡があったケースについては、早急に連絡し訪問を行った。(産婦健康診査:延567件、産婦人科からの連絡等で早期訪問したケース:25件)	引き続き、産婦健康診査を実施し、支援が必要なケースについては早急に訪問を行い、支援を行っている。
長寿健康課	健康づくりG	関係各室・機関との円滑な連携を図り、対応できる体制図・フローの作成	生活困窮者自立支援会議での情報共有及び関係各部署との円滑な連携を行った。	引き続き、関係各部署との円滑な連携を図っていく。
地域福祉課	福祉総務G	生活困窮者への支援、生活困窮者自立支援会議での情報共有・連携	現在、通知(自立相談支援事業実施要領)により設置していた生活困窮者自立支援事業支援調整会議(11回/年)について、発展的な解消に向け、新たな会議体の要綱制定を進めた。	新たに既存の支援調整会議の機能を有した、生活困窮者自立支援法に基づき、支援会議を設置し、本人同意の有無に関係なく、情報共有が可能な環境を整える。
学校教育課	教育支援G	生活困窮世帯の子供への学習支援	受講者数は34人で、学習教室を131回開催した。	受講者数は増えたが、出席率が減少しているため、学校や保護者と連携しながら支援をしたり、参加しやすい日程を設定したりしていく。
長寿健康課	健康づくりG	三重県ひきこもり地域支援センター等の周知	市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の利用後の相談先として、周知を行った。	引き続き、周知していく。
地域福祉課	障がい者支援G	障害者総合相談支援センターでの相談(身体、知的、精神に関する相談を電話、来所、訪問の実施)	障害者総合相談支援センターあいででの相談件数は2,583件で、相談内容に応じた必要な情報や助言等による支援を行った。	引き続き相談員の支援の知識や支援力を高めるための研修や事例検討を行うとともに、障害者総合相談支援センターあいのあり方を見直し、相談体制の充実を図る。
子ども未来課	子ども支援G	思春期の課題に対応した相談体制の充実(※子ども・子育て支援事業計画)	全ての子ども及びその家庭、妊産婦の相談支援体制として、亀山市子ども家庭総合相談支援拠点の設置要綱を制定した(R2.4.1施行)	亀山市子ども家庭総合相談支援拠点として、亀山市要保護児童等・DV対策支援地域協議会のネットワークを活用し関係機関との連携を図り安心して子育てできる切れ目のない支援を行う。
子ども未来課	子ども支援G	子ども家庭室との連携(育児相談、必要に応じた専門機関との連携)		
生涯学習課	社会教育G	青少年が抱える様々な課題に対して、就学期から青年期にかけて連結した相談体制の充実	引き続き、二ートの青少年に対し、令和元年度は、青少年総合支援センター支援員により、197件の面接相談や電話相談を実施。	引き続き支援の居場所づくり構築のため、小学校や中学校との情報共有や連携、また支援の必要な児童・生徒への支援も実施していく。
学校教育課	教育研究G	三重県によるスクールカウンセラー(SC)の派遣(市内全小中学校)市内3中学校を拠点校として、中学校区の各小中学校にスクールカウンセラーが巡回し、児童・生徒、保護者へのカウンセリングと教職員の相談業務の実施	市内14校すべての学校にSCを派遣した。3人で年間164日、のべ984時間、計画に沿って巡回し、児童生徒・保護者のカウンセリングを行った。	引き続き、市内14校すべての学校にSCを派遣予定。3人で年間164日、のべ984時間を予定している。

3-地域医療提供体制の整備

01.多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
○在宅医療・介護の連携体制を強化するため、在宅医療を行う在宅医療等を24時間365日支援する在宅医療支援薬局の設置や多職種が患者情報を共有できるツールの導入などを進めます。	長寿健康課 地域医療課	高齢者支援G 地域医療G	長寿・地医亀山市保険調剤薬局整備事業(在宅医療等に必要薬剤、医療器材等の提供)の実施 地域医療連携システム「三重医療安心ネットワーク・ID-Linkの導入」(医療・介護連携システム含む。)	在宅療養中の患者に対して、必要な薬剤や医療器材の提供を行った。 活動促進につなげるための運用については、院内担当者間で検討中である。また、多職種連携会議の機会等で多職種情報共有システムの普及啓発を行った。	引き続き、在宅療養に必要な薬剤、医療器材を提供できる体制を維持できるように、関係部署と連携を行う。 引き続き、活動促進につながる運用等について検討を行う。
○亀山市の在宅医療・介護連携における目指すべき姿を多職種で共有し、在宅医療連携推進協議会と多職種連携会議の進め方の整理を行ってシステムを見直し、地域住民へ積極的にPRして「かめやまホームケアネット」の利用を促進します。	地域医療課 地域医療課	地域医療G 地域医療G	協議会と連携会議の実施内容や回数の見直し等 かめやまホームケアネットの利用促進(マニュアル・パンフレットの見直し等)	昨年度に引き続き推進協議会WG、多職種連携会議を開催し、多職種連携強化に努めた。 市民啓発においては出前講座等で随時パンフレットを配布した。市民講演会では啓発ブースを設けるなど普及啓発を行った。また、関係職種にも多職種連携会議などの機会を利用し、ホームケアネットの周知を行い利用に促進に努めた。	引き続き、在宅医療介護連携の推進強化に努めている。 市民に理解して頂きやすいような媒体を作成し、積極的なPRを行っていく。また、地域での講座なども開催を増加出来る様、団体等への周知を図り、利用促進に努める。

02.救急医療提供体制の充実

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
○日曜日・祝日・夜間時間外の応急診療については、医療センターや亀山医師会の医師と連携・協力体制を継続しながら、小児の応急診療への円滑な対応に努めます。	長寿健康課 長寿健康課	健康づくりG 健康づくりG	1次救急、年末年始、夜間時間外応急診療「業務委託の継続 夜間時間外応急診療、運用方法の見直し検討	業務委託契約を締結し、救急医療体制を確保した。 医療センターで実施する夜間時間外応急診療については、医療センターの当直医師で対応する。	引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。 引き続き、医療センターで実施する夜間時間外応急診療については、医療センターの当直医師で対応することを継続していく。
○市内の医療機関との連携を強化するとともに、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院等の二次救急医療機関との連携体制について、引き続き維持します。	長寿健康課	健康づくりG	二次救急医療機関に対する高度医療機器の整備支援	実績なし	医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。
○「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行うとともに、75歳以上の高齢者や国民健康保険加入者を対象とした電話	長寿健康課	高齢者支援G	電話健康相談の利用促進に向けたPR(広報等)	75歳の誕生日月に、電話健康相談のチラシを郵送し、事業を周知し、延べ629件の相談があった。	個別通知などを通じて事業の周知に努めるとともに、高齢者の身近な相談に応じ、在宅における悩みや不安が少しでも解消できるよう事業の推進に努める。

健康相談の利用を促します。	市民課	国民健康保険G	健康づくりG	みえ子ども医療ダイヤルPR(広報等)	被保険者証の切替え時に対象世帯にPRパンフレットや案内文書を郵送するとともに、窓口で加入手続を行った者に対してもPRパンフレットを配布し周知した。	被保険者証の切替え時及び窓口での加入手続き時にPRパンフレットを配布し、対象世帯に周知するとともに、重複・頻回受診者に対しパンフレットを送付して適正受診を呼び掛ける等有効活用を図る。
〇消防本部と医療センターの連携強化にむけた検討を進めるとともに、三重県が認定する指導救命士の養成等、救急隊員の知識・技術の向上に取り組みます。	消防総務課	消防救急G	消防救急G	(亀山市消防力充実強化プランに基づく取組) ・救急隊員の育成、救急救命士処置拡大への対応、指導救命士の養成 ・救急ワークステーション(WWS)の運用体制検討	三重県消防学校指導救命士課程に1名入校した。新たに気管挿管実施可能な救命士を1名、養成した。	昨年度、三重県消防学校指導救命士課程に入校した救命士は、令和2年度の実技実習を経て、指導救命士として認定予定。引き続き、指導救命士が中心となり、救急隊員の知識・技術の向上に取り組む。
〇救急需要に適切に対応するため、救急車の適正利用の啓発を継続して行います。	消防総務課	消防救急G	消防救急G	救急ワークステーション(WWS)の運用体制検討 基づく取組 ・救急車適正利用普及啓発事業	各種イベントや広報等で救急車適正利用普及啓発を図った。	引き続き、医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努める。

03.地域医療の確保と医療センターの経営健全化

取組内容 〇三重大学による亀山地域医療学講座設置の協定を継続し、亀山市及びその周辺地域の住民が健康で安心できる生活を提供する医療保健体制に関する研究・教育を実施します。	担当課名 長寿健康課	グループ名 健康づくりG	取組に対応する事業 亀山地域医療学講座の設置協定の継続	R1実績・成果 三重大学に亀山地域医療学講座を設置し、医療センターに医師が2名派遣され、診療を通して地域医療の研究・教育が継続して行われたことで、診療体制の充実につなげた。さらに、講座の総合医を中心に、地域に出向いて、講話と対話を行う、「医療カフェ」を開催した。 また、寄附講座協定書の延長に向けて、関係機関と調整を行った。	R2以降の方向性 引き続き、講座の医師等と連携し医療カフェなど市独自の魅力的な取組の実施や寄附講座協定書の延長にかかる覚書の締結を行う。
〇医療センターの処方箋を院外処方に移行してジェネリック(後発医薬品)の利用を促進します。	地域医療課	地域医療G	亀山市保険調剤薬局整備事業	平成29年10月開設後は随時、地域連携のための情報提供を行った。	薬局運営の継続支援を必要に応じて行う。
	病院総務課	医事G	外来患者等の院外処方化によるジェネリック(後発医薬品)の利用促進	一般名処方を行うことで、ジェネリックの利用率が向上し始めた。その結果、ジェネリックの利用率が向上した。(88.0%・変更後薬価額差 35,801,944円)	引き続き、ジェネリックの利用率が更に上がるように、周知活動等の取組みを行う。
〇医療センターは、県の地域医療構想を踏まえながら、新公立病院改革プラン(平成28年度)を取り進み、経営の健全化に取り組みます。	病院総務課	病院総務G	亀山市立医療センターアクションプラン(新公立病院改革プラン含む)の推進	重点的項目のうち、経常収支比率の改善等数値目標に達していない項目があった。	引き続き、重点的項目の実現に取り組む、早期に実現できるよう、経営の健全化を目指す。

4-食育の推進
01.栄養、食生活の改善

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
○母子保健、保育所、幼稚園、小中学校などでの「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組を充実させるとともに、食事バランスガイド等の活用や龜山市食生活改善推進協議会による料理講習会等の実施などにより、成人への食育を進めます。	長寿健康課	健康づくりG	母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時のパンフレット配布 健康教室において食事バランスガイドを活用し、栄養の大切さについての啓発 健康づくりのひびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供	母子健康交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布し、啓発を行った。 出張出前講座にて食事バランスガイドを活用し、栄養の大切さについての啓発を行った。(出張出前講座(レインボウの会):28名) 健康づくりのひびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供を行った。	引き続き、母子健康交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布していく。 あいま運動教室等の機会を活用し、啓発を行う。 引き続き、健康的な食生活につなげる情報提供を行う。
	長寿健康課	健康づくりG	離乳食教室で、離乳食の基本講話や、生後5～8か月児までの離乳食の作り方と試食の実施	離乳食の基本に関する講話とともに、生後5～8か月児までの離乳食の作り方のデモンストレーションと試食を行った。(離乳食教室:年6回(延べ64人))	引き続き、離乳食教室を実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	食生活改善推進協議会による市民・地区伝達講習会の実施 ⇒バランスのとれた献立で、健康づくりのための料理講習会、地域の料理講習会を実施。	バランスのとれた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会54回を開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	幼児健診で「早寝・早起き・朝ごはん」のパンフレットを配布	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発を印刷した封筒を配付した。(幼児健診:年24回(延べ877人))	引き続き、幼児健診にて啓発を行っていく。
	長寿健康課	健康づくりG	健康教育の実施 ⇒規則正しい食生活がもたらす効果を伝え、生活習慣病予防に関する健康教育の開催	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の封筒を配付した。(幼児健診:年24回(延べ877人))	引き続き、幼児健診にて健康教育を実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	育児相談の中で、生活リズムの相談を個別で受け、必要な情報提供	育児相談の中で、生活リズムについての相談を受けたり、話の中で生活リズムについて必要な情報提供を行った。(育児相談:年10回(延べ466件))	引き続き、育児相談の中で、必要な情報提供をしていく。
	長寿健康課	健康づくりG	出前教室や献血、キラリ市民大学などでの健康相談の実施	出前教室のぼっほクラブで、「早寝・早起き・朝ごはん」等の生活リズムの大切さについて啓発及び相談を行った。(年2回)	引き続き、出前教室等を通じて、啓発及び相談を行うっていく。
子ども未来課	子ども総務G		食育だより(13回、月1回)による啓発(栄養バランス、朝食の重要性、食育に関する情報提供)	食育だより(13回、月1回)により、朝食の重要性、栄養バランスの良い献立の作成方法や咀嚼の大切さ、その他食育に関する情報提供を行い、規則正しい食生活の実践のための啓発を行うことができた。	引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。

子ども未来課	子育てサポートG	子育て講座の実施(子どもとその保護者) ⇒子育て講座の中で、「生活リズム、運動あそび、栄養相談、育児相談」などによる生活リズムの向上	子育て講座(年56回程度)実施した。栄養相談(年10回)を行い、食の大切さを伝えた。	引き続き子育て講座を開催し、運動、食事、睡眠等の大切さを継続して伝える。
教育総務課	施設・保健給食G	食育だより、給食・食育だより、保健だより、保護者参観、懇談会などの場を活用した食育の啓発。また、生涯学習室と連携し、給食・食育だよりによる啓発の実施	給食・食育だよりを年3回発行した。また、定期的に保健だよりを発行するとともに、給食試食会等の場を活用し、啓発を行った。	今後も給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会や保護者会等の場を活用し、啓発を継続していく。
生涯学習課	社会教育G	生涯中央公民館で、こどもの食物アレルギー、食育クッキングと題した講座の実施	公民館講座において「防災マカプフェ〜災害から子どもを守る〜」と題し、自然災害が起きたときの食事の工夫についての講座を実施した。	今後も、参加者のニーズにあった講座を中央公民館講座で実施していく。
生涯学習課	社会教育G	生涯朝ごはんバランスシートによる出前講座での周知・啓発	出前講座において、朝ごはんバランスシートの啓発を行った。また、就学時検診でも啓発を行った。	今後も継続して行う。
市民課 長寿健康課	国民健康保険G 健康づくりG	特定保健指導対象者に対する運動習慣や食生活の改善に向けた指導プログラムの見直し、既存の発症者に対する重症化予防に向けた食生活改善の取組の実施	特定保健指導対象者に対して、コールセンターを利用した電話勧奨を行った。 特定保健指導の利用を勧めるために、特定健康診査と同日にミニセミナーを開催(14回)したり、家庭訪問を実施し行動変容を促した。	電話での勧奨を行うとともに、集団健診時に、ICTを活用した初回面接を同時実施する方法を取り入れ、特定保健指導につなげていく。
教育総務課	施設・保健給食G	情報収集や先進地視察等、中学校給食についての調査・研究	中学生の食生活と給食に関するアンケート調査を行い、中学校給食における昼食のありかたについて検討した。	アンケート調査結果やこれまでの検討内容を踏まえ、多面的な検討を進めていく。
長寿健康課	高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による栄養指導・口腔ケアなどの介護保険サービスの充実 ・民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携した高齢者の地域での食生活の支援	訪問型のサービスピスB及びCについては実績がなかった。配食サービスについては、令和2年3月末現在で登録者数は57人で、年間延べ10,092食のバランスのとれた食事を提供した。	栄養指導や口腔ケア事業等については、地域包括支援センターやケアマネジャーに事業の趣旨を理解し、短期的・集中的に実施できないか周知・依頼に努める。 配食については、継続して調理が困難な人に栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに、安否確認等の支援に努める。
環境課	廃棄物対策G	廃棄食品ロスの廃棄物に占める割合などの市HPへの掲載、廃棄物の排出抑制の観点からの食べ残り削減に向けた啓発、主管理室において効果的な啓発方法を検討	前年度同様、広報への特記記事の掲載、マイタウンかめやまや市Facebookでの啓発、環境課イベントでの啓発グッズの配布を行った。 また、市HPに食品ロスに関するページを新たに作成し掲載したり、小学生の環境センター施設見学時における啓発を行ったりした。	前年度の活動に加え、飲食店等に食べ残しの削減を協力いただく「食べきり協力店」や、環境センターに搬入される廃棄物の中の食品廃棄物の割合を調査する「家庭系食品廃棄物組成成分分析調査」を行い、データを今後の啓発活動に活用する。

教育総務課	施設・保健給食G	給食時間における食べ残しを減らすための指導(残飯ゼロ運動) ⇒給食・食育だよりに対して、食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さの啓発。残食が多い学校では、残食を出さない取組を給食委員会等の活動実施	給食だよりに対して食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さについて啓発を行った。また、食品ロスをテーマにした食育の授業やたよりを配付した。	今後、児童生徒に対して、残食を減らす指導や給食だよりに対する取組を定期的に実施していく。また、食品ロスに関する食育たよりを配付し、保護者への啓発を行う。
-------	----------	--	---	--

02:次世代に伝える食文化

取組内容		R1実績・成果		R2以降の方向性	
○市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などに触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成します。	担当課名 長寿健康課	グループ名 健康づくりG	取組に対応する事業 市民・地区伝達講習会の実施⇒健康づくりのための料理講習会と地域の料理教室の開催	地域の食材や行事食を取り入れた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会54回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
○学校等での活動はもちろん、若者を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の伝承につなげます。	担当課名 産業振興課	グループ名 農業G	市民農園の維持管理・利用促進(54区画:川合町) たの市の旬の地場産品をつかった簡単レシピの配布	草刈を2回行った。市広報、HPIにて利用者を募集した。 年10回行い、地場産品のPRを行った。	引き続き、草刈を行う。市広報、HPIにて利用者を募集する。 引き続きレシピの配布をする。
	担当課名 産業振興課	グループ名 農業G	亀山青空お茶まつりで、茶摘み体験、手もみ実演、電子レンジでのお茶づくり体験などの実施	亀山青空お茶まつりにて茶摘み体験や手もみ実演、電子レンジでのお茶づくり体験等を実施した。	亀山青空お茶まつりを開催し、茶摘み体験、電子レンジでのお茶づくり体験等を実施する。
	担当課名 産業振興課	グループ名 農業G	中山間地域活性化事業(加太北在家地区_小山新田の里芋など)	加太北在家地区小山新田でじやがいもの収穫体験収穫祭を実施した。	引き続き事業を継続する。
	担当課名 学校教育課	グループ名 教育研究G	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り。中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培や野菜の栽培	市内全ての小学校で、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り。中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培を行った。	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作りを、中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培を行うていく。
	担当課名 教育総務課	グループ名 施設・保健給食G	食育だよりの啓発(地産地消マップや地産地消カレンダーを活用し、食育の授業において市内産食材の学習の実施。また、旬の食材の時期にあわせ、給食・食育だよりによる家庭への啓発。)	児童生徒に対し、食育の授業における「亀山市地産地消マップ」等の活用や、体験学習を通じて、市内産の食材について学習する機会を設けた。また、旬の食材が多く取れる時期に給食だよりを発行し、家庭への啓発や働きかけを行った。	食育の授業や体験活動、給食だよりを活用し、市内産食材に関する学習や保護者への啓発を継続していく。
	担当課名 子ども未来課	グループ名 子ども総務G	食育だよりで旬の食材についての啓発	食育だよりにて旬の食材の紹介を行い、情報提供を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。

<p>○学校給食、福祉施設、外食・中食などでの地場産品の利用を促進し、直売所、量販店、観光などにおいての販路拡大や更なる普及のための交流活動、イベントの開催等を支援するとともに、情報提供や広報活動等を行います。</p>	<p>産業振興課</p>	<p>農業G</p>	<p>(亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取組) 学校給食の献立を基にした農家への作付けの指導 ⇒学校給食に旬の食材を提供するため、学校給食の献立を基にした農産物の作付けの協議。 地元産を購入できる場所や地産地消の活動について、市HPで掲載</p>	<p>亀山市に対し、かめやまっ子給食での使用の作物の作付指導を年11回行った。また、協議を年2回行った。</p>	<p>引き続き、指導、協議等を行う。</p>
<p>産業振興課</p>	<p>農業G</p>	<p>農業G</p>	<p>かめやまっ子給食(学校給食)への地場産品の提供</p>	<p>亀山紅茶ベにほまれの購入できる場所を市HPにて紹介している。</p>	<p>引き続き、市HPにて紹介する。</p>
<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>中学校のデリバリー給食に、県内産の食材を使用した「地物が一番みえの日」の実施</p>	<p>生産者や納入業者と連携し、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年20回提供した。</p>	<p>生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の実施を今後も継続していく。</p>
<p>教育総務課</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>可能な範囲での地場産品の提供(毎回) ⇒食材納入業者の協力により、可能な限り地元に近い産物を使用し、市HPで産地の公表</p>	<p>県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」を年11回実施した。</p>	<p>県内産の食材の活用について委託業者と連携を図りながら、「地物が一番みえの日」の実施を継続していく。</p>
<p>地域観光課</p>	<p>観光交流G</p>	<p>観光交流G</p>	<p>納涼大会、関宿街道まつり(桜まつり:観光協会主催)での地場産品の販売(市主催2事業)、モデルツアーでの地元産品PR</p>	<p>可能な限り地元に近い産物を使用するために、給食食材納入業者に協力を依頼した。市ホームページにて食材の産地の公表を行った。</p>	<p>継続して地産地消を推進するために旬の食材を使用できるように努力する。</p>
<p>地域観光課</p>	<p>観光交流G</p>	<p>観光交流G</p>	<p>観光協会主催(市協力)で、道の駅での朝市の開催(毎週日曜日)や三重テラス等における亀山茶のPR</p>	<p>各種イベントにおいて観光協会による委託販売を実施。【大和市、藤まつりほか】 桜まつり:未開催 モデルツアー:旅行業法に抵触するため中止。</p>	<p>観光協会による継続した地元産品の販売と各種イベントにおけるPRを実施する。</p>
<p>産業振興課</p>	<p>農業G</p>	<p>農業G</p>	<p>(亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取組)</p>	<p>市HPにて「農漁業を盛り上げていただいている方々の紹介」として、団体等を紹介した。</p>	<p>引き続き、市HPにて紹介していく。</p>

03: 共食の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1実績・成果	R2以降の方向性
<p>○食育月間(6月)、食育の日(毎月19日)、料理教室などの食に関する情報提供の機会を活用し、多様な暮らしに対応した家庭や地域での「共食」の普及啓発を行います。</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>ファミリーエコクッキング(小学生とその保護者)</p> <p>食育月間における広報、ホームページによる普及啓発の充実(※ひとり親家庭、共働き家庭等、多様な暮らしに対応した情報提供)</p>	<p>ファミリーエコクッキングにおいて、小学生とその保護者を対象に食を通じたコミュニケーション等の重要性についての講話を行った。(延べ27人)</p> <p>産業建設課にて、食育月間に合わせ、広報へ記事掲載した。</p>	<p>引き続き、ファミリーエコクッキングを実施し、啓発していく。</p> <p>産業建設課にて対応していく。</p>
<p>○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>食育だよりでの共食の普及啓発(年12回)</p>	<p>食育だよりにて共食の大切さや楽しさについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>
<p>○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>給食・食育だより(小中学校年3回)、給食だより(小学校年5回)での共食の普及啓発</p>	<p>給食・食育だよりを年3回、給食だよりを年5回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。</p>	<p>給食・食育だより等を定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。</p>
<p>○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>学事職員G</p>	<p>コミュニケーション等の組織を活用した啓発</p>	<p>地域行事や学校行事を通じて、保護者や地域の様々な世代に対し、食への興味関心を高め、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発した。</p>	<p>今後も引き続き、学校運営協議会等を活用し、地域行事や学校行事を通じ、子どもや保護者、地域の方々の食への興味関心を高めるとともに、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発していく。</p>
<p>○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>給食・食育だより、食育だより、総合的な学習の時間等での啓発</p>	<p>給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における共食の大切さについて啓発を図った。</p>	<p>給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における共食の大切さについて、啓発を継続していく。</p>
<p>○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>教育支援G</p>	<p>生産者をゲストティチャーとして招いた授業(11校)⇒生活科、総合的な学習の時間、社会科などで、サツマイモ、ジャガイモ、そば、米などの栽培活動の実施</p>	<p>生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作りを通して、子どもたちは新たな発見をし、地域への関心が高まり、学校と地域とのつながりが深まった。</p>	<p>生活科、総合的な学習の時間等で生産者をゲストティチャーとして招き、子どもたちが主体となった創意工夫ある生産体験活動を展開していく。</p>
<p>○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>食育だよりでの啓発</p>	<p>食育だよりにて共食の楽しさについて情報提供を行うなど、食への関心を高める啓発を行った。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。
目的・概要	地域ケアシステムを深化・推進するため、介護予防・日常生活支援事業を適切に実施し、在宅医療・介護連携体制や認知症総合支援体制など高齢者の多様な生活を適切に支えることを目的とする。

計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">基本理念</div>						
	高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標1</td> <td>地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。
	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実					
	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発					
	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標2</td> <td>福祉と医療の連携強化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。</td> </tr> </table>	基本目標2	福祉と医療の連携強化	基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)	施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。
基本目標2	福祉と医療の連携強化						
基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)						
施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標3</td> <td>高齢者の尊厳と権利を守る支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいある生活が送れることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援	基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)	施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいある生活が送れることをめざします。	
基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援						
基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)						
施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいある生活が送れることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標4</td> <td>介護予防・生活支援サービスの提供</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供	基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)	施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。	
基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供						
基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)						
施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標5</td> <td>高齢者の住まいと暮らしの環境整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備	基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保	施策の方向性	高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。	
基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備						
基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保						
施策の方向性	高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標6</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の目標と方策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)	基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策	施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。	
基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)						
基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策						
施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。						

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	介護老人福祉施設 * 目標値: 増床の場合は、4施設(230人)	施設 (人)	4施設 (200)	4施設 (230)	5施設 (230)
2	地域密着型サービス ① 定期巡回・随時対応型訪問看護	箇所	0	0	2
3	地域密着型サービス ② 看護小規模多機能型居宅介護	施設	0	0	2
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	地域包括支援センターの機能強化、拡大のため、常勤の第1層の生活コーディネーター(専門職)を配置し、地域資源の調査に努め、第2層の生活コーディネーターと連携した相談、支援体制を構築した。多職種連携情報共有システムの活用や多職種連携会議を通し、多職種の連携を強化した。介護予防教室や認知症予防教室については、参加人数は増加し、開催場所や教室の内容を変更することで、より広い地域に通いの場を設けることができた。認知症施策については、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を実施するとともに、県の「認知症サポーター等活動促進事業」のモデル市として、地域で認知症の人とその家族を支援するスペシャルサポーターの育成に取り組んだ。また、認知症ケアパスを含めた「認知症あんしんブック」を作成した。建設中のユニット型特別養護老人ホーム安全の里が、令和2年4月、運用を開始した。
成果	本計画により、地域包括支援センターの体制強化、研修会や情報共有システムの活用を通じた多職種連携の推進など、地域包括ケアシステムの整備に努めることができた。介護予防教室やサロン活動等、地域の通いの場は年々団体数や参加人数は増え、地域生活での介護予防活動が定着している。また、認知症施策は、認知症サポーター養成講座やアルツハイマー月間を利用した講演会、市民や医療・介護関係者の情報ツールとして作成した「認知症あんしんブック」などにより、認知症の普及啓発に努めた結果、認知症に対する市民の関心は高まりつつある。
総合計画 推進への 寄与度	医療と介護の連携強化や地域包括支援センターの機能強化と拡大、介護予防の充実と推進、高齢者の自立生活を支えるための生活支援の充実、老人クラブ活動などの生きがいづくり、認知症初期支援体制の整備を含めた認知症施策の推進等、第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実(3) 高齢者の地域生活支援の充実に掲げた施策の推進に寄与した。

反省点・課題	地域における自助、互助の仕組みづくりの支援を構築する必要がある。また、地域ごとの生活習慣や健康状況を分析したうえで、地域の特徴に応じた介護予防の提供を検討するとともに、地域課題を明らかにし、施策に結びつけていく必要がある。
--------	---

今後の方向性	反省点や課題を踏まえ、次期亀山市高齢者福祉計画の策定に取り組む。
--------	----------------------------------

高齢者福祉計画の推進状況について

1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実 (1) 地域包括支援センターの体制強化

取組み		30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するた め、民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会 福祉協議会等と連携を強化して、支援が必要な高 齢者に対応するネットワーク構築を進めていきま す。	⇒	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	R1年度の生活支援コーナーデイネー ター（専門職）を配置し、地域資源の調 査、自主的な活動の醸成に努めた。 ◆第2層の生活支援コーナーとして て、在介3名を配置（支援件数393 件）。認知症初期集中支援チーム1チーム （支援対象者12件）が、対応した。	◇地域包括支援センターの推進に努める とともに、在宅介護支援センターや民生 委員・児童委員、福祉委員等との連携を 図りながら、多様な相談や課題に対応し ていく。
社会福祉士、介護支援専門員等必要な人材を確保 するとともに、「地域共生社会の実現」をめざし て、社会福祉協議会が進める「福祉なんでも相談 窓口（総合相談窓口）」などとの事業連携を進め ます。	⇒	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆地域包括支援センターに生活コーデー ネーター（社会福祉士・精神保健福祉士） 及び認知症初期集中支援チーム員（介護福 祉士）を配置し、専門職を確保できた。 ◆個別事例について、社会福祉協議会や庁 内関係部署と連携し、対応した。	◇総合相談窓口機能の強化を目指す、更 なる検討を進める必要がある。
地域包括ケアシステムや地域包括支援センター事 業等の状況を市民や関係機関に理解していただく ため、広報紙、パンフレット等各種広報活動を 行っています。	⇒	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	◆市広報や社協だよりで事業の紹介やサー ビスを周知。 ◆在宅医療講演会（講師や啓発ブースでの 出展）や出前講座を開催し市民に啓発。多 職種においても多職種連携会議等を通じて 啓発を行った。	◇引き続き、講演会や出前講座等のイベ ントを活用し、市民への啓発・周知を 行っていく。また、ITなども活用し、 各関係者への啓発も行き、広報活動をす すめていく。
広域連合と連携しながら、研修会や事例検討会を 定期的に関催し、同職種、多職種の連携を強化す るとともに、居宅介護支援事業所連絡会、事例検 討会で困難事例のケース検討を行い、介護支援専 門員の知識や多角的な視点を得られる機会を設け ます。	⇒	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	◆地域包括支援センターが主催で居宅介護 支援事業所、地域密着型サービス事業所の 連絡会を開催し、個別レベルの協議を行っ た。 ◆多職種の連携強化を目的に、多職種での 研修を年4回開催し、顔の見える関係づく りに努めた。	◇引き続き、多職種連携会議を開催し、 連携を強化していく。

(2) 地域ケア会議の充実

取組み		30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
生活支援等サービスの充実に関する協議体の活用 や、「我が事・丸ごと」の視点から、社会福祉協 議会などとの地域福祉における地域ケア会議との 連携・統合を検討します。	⇒	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	R1年度において地域ケア会議 （個別レベル）を開催し、圏域内の問題を共 有した。	◇これまでの会議のケースから地域課題 を分析し、地域ケア推進会議を開催す る。

在宅医療介護連携推進協議会など各種連携・連絡会議を開催し、同職種、多職種、多職種の連携強化を図るとともに、個別ケースの検討を通じて解決すべき地域課題を明らかにします。	⇒	⇒	⇒	⇒	◆包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会連絡会(12回)、在宅医療連携推進協議会(7回)等を開催し、個別ケースを検討した。	◇引き続き地域問題の解決を図るとともに、各会議で明らかになった課題を整理する。
地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげるため、介護保険事業への反映方法について、広域連合、鈴鹿市と協議しながら、調整していきます。	⇒	⇒	⇒	⇒	◆包括支援センター連絡会議(6回開催 鈴鹿4・亀山1包括、鈴鹿亀山地区広域連合及び鈴鹿市亀山市関係部局)に参加し、各々の地域課題を共有した。	◇地域課題解決に必要な施策を次期介護保険事業計画に反映できるよう、分析を進める。

(3) 地域資源の活用と開発

取り組み		R1年度の実績・成果		次年度以降の方向性		
民間事業者、地域まちづくり協議会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者等が増えられよう、協議体への参加を徐々に増やすとともに、それらの事業主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。	30元	2	⇒	⇒	◆住民主体の事業を支援できるよう、他市の事例や視察等を考慮しながら仕組みを検討した。	◇住民主体の事業の支援を構築する。 ◇地域包括支援センターが協議体の設置、運営ができるよう、ともに検討していく。
ボランティアアポイント制度の構築を支援するなどして高齢者のボランティア活動への参加を促進するとともに、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会に配置されるコミュニケーションソーシャルワーカーでの包括的な支援体制の構築を図ります。	⇒	⇒	⇒	⇒	◆第1層、第2層の生活コーディネーターとコミュニケーションソーシャルワーカーと連携して地域の相談や支援を行うとともに、地域資源の把握に努めた。	◇社会福祉協議会のボランティアアセンタ―事業の支援、連携を行う。 ◇コミュニケーションソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの連携を強化し、早期支援に努める。

2 福祉と医療の連携強化
在宅医療の推進（ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など）

取組み	30元	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>エンディングノート作成を検討するとともに、リビング・ウィル（終末期の医療・ケアについての意思表明書）及びその解説書等を併せて活用し、市民への普及啓発活動を進めます。</p>	⇒	高年齢者支援G 地域医療・地域連携G	<p>◆リビング・ウィル（パンフレット一体）を講演会やイベントの場で普及啓発、希望者に配布した。また、改めて包括支援センターやブラランチに対して解説書や活用についても説明を行い、普及啓発に努めた。</p> <p>◆エンディングノートについては作成については担当者間での協議に留まっている。</p>	<p>◇引き続き、リビング・ウィルの普及啓発活動を進め、エンディングノートについても協議を進めていく。（介護予防手帳等との効果的な活用）</p>
<p>在宅医療連携推進協議会を継続して開催するとともに、市民及び関係多職種への亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」の普及啓発を行い、利用拡大を進めます。</p>	⇒	高年齢者支援G 地域医療・地域連携G	<p>◆亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用、登録者については前年度より減少した。</p> <p>◆新規登録者 7名</p> <p>◆情報共有システムを運用し、多職種の医療・介護の連携強化をすすめた。</p> <p>◆講演会や出前講座を活用し、在宅医療の普及啓発を行った。</p>	<p>◇引き続き、市民対象の講演会等を行い、また地域での啓発の機会を増やすなどの普及啓発をすすめていく。また、ホームページやネットの周知についても、関係者に再度周知を図り、利用促進に努める。</p>
<p>訪問看護ステーションや医師会の主治医、副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを提供するとともに、近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。</p>	⇒	高年齢者支援G 地域医療・地域連携G	<p>◆亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用。近隣市の主治医においてもホームページでの連携を図った。</p>	<p>◇多職種連携情報共有システムを活用し、多職種での情報共有を強化し、多職種連携をすすめていく。</p>

3 高齢者の尊厳と権利を守る支援
(1) 認知症高齢者への支援の充実

取り組み	30元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>認知症に対する地域での理解を促すため、キッズサポーターの養成を拡充するとともに、認知症キョーラー・メイト（講師役）の活動や認知症サポーターによる認知症理解のための地域での活動を支援します。</p>	⇒	⇒	高齢者支援G	<p>◆認知症サポーター養成講座では幅広く市民が参加できるように公開講座を開催した。また、県の「認知症サポーター等活動促進事業」のモデル市として、県と認知症の人と家族の会の共催でスツップアップ講座も開催し、地域で認知症カフェ等の様々なサポートを行うスベシヤルサポーターの育成も行った。（サポーター養成講座14回開催、受講者433人、延べ3,214人、スツップアップ講座受講者45人）</p>	<p>◇認知症サポーター講座については、幅広い市民が参加できるよう引き続き、公開講座の実施、企業等への啓発を行う。また、認知症キョーラー・メイト研修やスツップアップ講座を実施するとともに、スベシヤルサポーターが活動できるよう検討する。</p>
<p>認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促進します。</p>	⇒	⇒	高齢者支援G	<p>◆サポーター医や初期集中支援チーム・地域包括支援センターと協議しながら、市民がより分かりやすく、認知症を理解し、適切な支援が受けられるようにケアパスを含んだパンフレット「認知症あんしんブック」をリニューアルした。「認知症あんしんブック」は専門職が相談窓口や支援等で有効活用したり、講演会の場で市民に配布したりするなど認知症の理解の普及啓発、認知症予防等に努めた。</p>	<p>◇認知症サポーター養成講座やサロン等にも「認知症あんしんブック」の啓発を行い、より一層の地域住民への認知症の理解の普及啓発、認知症予防等に取り組みむ。</p>
<p>新しい総合事業のサービスの中で、認知症予防の場を増強するとともに、認知症カフェの活用を促進しながら、地域での設置や類似する地域活動と認知症地域支援推進員との連携の場づくりを進めます。</p>	⇒	⇒	高齢者支援G	<p>◆認知症予防教室ではコグニサイズの新しいメニューを取入れた。4か月間にわたり実施することで参加者は脳の活性化、教室時だけでなく家庭での取り組みにつながった。認知症カフェは今年度2か所増加し、4か所で開催した。認知症地域支援推進員が地域でのカフェの相談員と連携を取り、認知症の人や家族が安心して来れる場づくりに努めた。</p>	<p>◇引き続き、認知症に特化した介護予防教室を開催する。また、出張認知症カフェを開催するなど、地域においても開催できるよう努める。</p>
<p>認知症地域支援推進員による、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を行うとともに、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、専門医、認知症疾患医療センターなどの連携により、認知症高齢者を適切に医療や介護サービスにつなげていきます。</p>	⇒	⇒	高齢者支援G	<p>◆介護予防教室や認知症カフェ、窓口対応等が必要に感じ、認知症地域支援推進員が認知症初期集中支援チームにつながることでできた。また、関係者間でケースの相談や情報提供が円滑に行えるように、連絡票を作成し、スムーズなケースの連携に取り組んだ。</p>	<p>◇認知症地域支援推進員を1名増員し、活動の幅を広げていく。また、引き続き、認知症関係会議を開催し、認知症サポーター医や認知症初期集中支援チームとの連携に取り組みんでいく。</p>

高齢者の見守りに関する協定等により地域の協力機関の拡充を図りながら、民間事業者が提供する徘徊探索サービス等を利用促進することにより、徘徊者の早期発見に努めます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆高齢者見守りシリアル交事業については継続して市民やケアマネ等へ周知した結果、申請者は10名であった。 ◆高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関に対して、認知症に関するイベントや認知症カフェの案内を配付し、連携できる体制を継続して整えた。	◆引き続き、徘徊者の早期発見に結びつくよう、事業の啓発を行う。 ◆引き続き、高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関との連携を図る。
--	---	---	---	--------	---	---

(2) 高齢者の権利擁護推進（虐待対応、成年後見制度の利用促進）

取り組み		30 元	2	担当	R1 年度の実績・成果	次年度以降の方向性
亀山地域包括支援センター、民生委員・児童委員等関係者の虐待防止に関するネットワークを強化し、地域ぐるみで未然防止、早期発見・介入ができる体制を整備していきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆虐待防止代表者会議を開催し、市内で発生する虐待案件を事例に情報共有し、専門家・関係機関・市民代表と連携強化を図ることができた。	◆高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが虐待に関する相談窓口となり、市民の相談、早期対応に努める。 ◆未然防止のため、相談窓口の周知、啓発を行う。
虐待が発生した際は、高齢者・障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアルに従い、亀山地域包括支援センターが窓口となつて、関係機関と共に保護・支援にあたります。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆マニュアルに従い、適切に対応した。(疑い事例6件、虐待事例1件、継続事例4件)	◆地域包括支援センターや関係機関と連携し、適切な対応に努める。
家族介護者へ虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどい等を開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者に配慮していきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆健康電話相談での24時間相談対応 ◆認知症カフェ（4箇所44回、延べ454人）、介護者のつどい（4回）を開催	◆在宅介護支援センター、地域包括支援センター及びび民生委員と連携し、複数の見守りにより虐待の早期発見に努める。 ◆介護者の日頃の悩みや不安を情報交換できる「介護者のつどい」を実施し、リフレッシュにつながる取組を継続する。
社会福祉協議会（日常生活自立支援センター）、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら成年後見制度の利用を促進することにも、権利擁護支援に係る中核機関の整備、地域連携ネットワークづくりや法人後見、市民後見のしくみづくりを進めていきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆地域包括支援センターの権利擁護事業の成年後見制度利用促進等を社会福祉協議会に委託 ◆鈴鹿亀山消費生活センターが虐待防止代表者会議にて消費者安全確保地域協議会の説明をし、情報共有を図った。	◆法人後見、市民後見について社会福祉協議会及び地域福祉課と検討
三重県行政書士会等の専門職から、成年後見制度の市長申立に係る親族調査等の業務に関して、支援が受けられるような体制整備を検討します。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆市長申立案件はなかったが、成年後見制度利用助成は4件の申請があった。	◆成年後見制度の利用促進に向けた啓発に努め、社会福祉協議会を連携し体制を強化する。

4 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進

取組み	30元	2元	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
身近な運動習慣やスポーツなどの機会を通じて、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、地域での活動の輪を広げながら手軽に健康づくりが行え、かつ介護予防にもつながるような取り組みを検討していきます。	⇒	⇒	高齢者支援G	◆介護予防教室（のべ311回、9,455人）、出張介護予防教室（のべ95回2,033人） ◆養成講座終了団体6団体のうち、3地区のまちづくり協議会の健康づくり応援隊を支援 ◆老人クラブ健康教室（15クラブ、延べ290回）、サロン活動（97団体、延べ1,950回）	◇これまでの地域における通いの場や利用者の参加状況を分析した結果をもとに、空白地域の介護予防教室の内容充実を図っていく。 ◇亀山QOL事業を活用した介護予防の利用促進を図る。
新しい総合事業の内容は、生活支援コーディネーター等が発掘、創出した地域の事業者やボランティアなどが提供する新たなサービスの事業化を進めながら、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で継続的に協議して見直し、サービスの拡充につなげます。	⇒	⇒	高齢者支援G	◆地域包括支援センターに配置した生活コーディネーターとともに、地域住民が互いに支え合う生活支援活動などの支援できるように検討した。	◇生活支援コーディネーターと連携し、サービスの事業化をより一層進める。

(2) 多様な生活支援サービスの提供促進（見守り、配食など）

取組み	30元	2元	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
民間事業者等による見守り活動の拡大を支援していくほか、自治会、地域まちづくり協議会、福祉委員会、サロン等の自主的な訪問活動を社会福祉協議会等と共に支援していきます。	⇒	⇒	高齢者支援G	◆民生委員・児童委員の高齢者世帯の実体把握に努めた。 ◆サロン団体（97団体）の支援に努めた。	◇民生委員・児童委員と連携するとともに、民間事業者等の活動支援に努める。 ◇サロン活動の充実のため、助成事業を継続する。
高齢者の自立生活を支えるため、介護用品支給事業等のサービスについて、地域支援事業の中で、従来の事業を見直しつつ継続して実施します。	⇒	⇒	高齢者支援G	◆介護用品を登録者558人に支給し、本人及び家族の負担を軽減した。 ◆配食サービスの利用者（57人）に栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認を行うことができた。	◇ケアマネジャーや家族と連絡を密に取り、適切に支給をする。
孤立死防止のための緊急時の連絡や御用聞きサービス等について、民間事業者が提供するICTによる包括的に高齢者を支援するシステムの活用を進めます。	⇒	⇒	高齢者支援G	◆緊急通報システムは、登録者本人やその家族に安心できるサービスとして活用できた。 ◆亀山QOL支援モデル事業を活用しながら、介護予防の啓発や相談業務に努めた。	◇継続して、高齢者を見守る緊急通報システムを啓発する。 ◇地域で亀山QOL支援モデル事業の普及及び啓発活動を展開し、更なる利用者の増加に努める。

5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備
(1) 高齢者に配慮した住まいの整備

	30元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に 加えて、親族等から援助が受けられないひとり暮らし 高齢者等の住宅改修を支援できるよう、建設 労働組合等と協働して高齢者の居住環境の改善に 努めます。</p>	⇒	⇒	高 齢 者 支 援 G	<p>◆三重県建設労働組合亀山支部と協働して 住宅改修を4件(58,933円)実施し、在 宅のひとり暮らし高齢者の居住環境の改善 を図った。</p>	<p>◇親族等から援助が受けられないひとり 暮らし高齢者の支援として、事業を継続 する。</p>
<p>市内に存する木造住宅で耐震改修が必要な家屋を 補強するための支援を行うと同時に、バリアア フター化を含めた住宅リフォーム工事を支援しま す。</p>	⇒	⇒	住 ま い 推 進 G	<p>◆亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交 付要綱に基づく木造住宅耐震改修実施(5 件) ◆高齢者世帯を対象に、家具等転倒防止器 具の取り付けを実施(6件)</p>	<p>◇継続(亀山市耐震改修促進計画)に基づ き、木造住宅の耐震化を推進)</p>
<p>市営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティ ネット等国や民間の団体等のしくみや空家バンク を活用し、住まいの供給や民間賃貸住宅への入居 を支援します。</p>	⇒	⇒	住 ま い 推 進 G	<p>◆市営住宅への優先入居6名</p>	<p>◇亀山市住生活基本計画に基づき、事業 継続と空家情報バンク制度の活用の促進</p>
<p>消防本部、警察署等の関係機関と協働で防火指導 や防犯活動、交通安全啓発等を行うほか、火災警 報器等防火のための日常生活用具を給付し、ひと り暮らし高齢者の住まい方を支援します。</p>	⇒	⇒	消 防 本 部 予 防 G 高 齢 者 支 援 G	<p>◆ひとり暮らし高齢者見守り訪問 R2年1月実施 対象地区 安坂山町、能登野町、田村町、川崎町 対象世帯 30戸 実施世帯 20戸 住警器未設置 2戸</p>	<p>◇現行の亀山市高齢者福祉計画の期間中 は消防本部が事業を継続する。 ◇前年同様に関係機関との調整や事業効 率に課題があり、次回計画策定時に向け て見直しが必要で、消防本部内での検討 が必要である。</p>
<p>引き続き交通バリアフリー構想に基づく取り組み を進めていくほか、「おもいやり駐車場」の適正 利用等優しさと思いやりのある行動を促してい きます。</p>	⇒	⇒	障 が い 者 支 援 G 福 祉 総 務 G	<p>◆おもいやり駐車場制度、ヘルプマークに ついて広報で周知した。 おもいやり駐車場利用証の発行：616件 ヘルプマークの配布：77件 ヘルプカードの配布：19件</p>	<p>◇「おもいやり駐車場」「ヘルプマー ク」についての周知に努め、優しさと思 いやりのある行動を促していく。</p>
<p>高齢者等災害弱者に対しての避難訓練、災害時の 安否確認などにおいて、自治会等地域の支援組織 や災害ボランティアなどの活動により、地域での 自主的な支援体制が構築されるよう、働きかけて いきます。</p>	⇒	⇒	高 齢 者 支 援 障 が い 者 支 援 G 防 災 安 全 G 福 祉 総 務 G	<p>◆避難行動要支援者名簿について適正な名 簿の管理をするために避難行動要支援者名 簿管理システムを整備した。 ◆避難行動要支援者名簿を利用した安否確 認や車イス等を利用した避難訓練等、高齢 者等災害弱者といわれる方を想定した訓練 を実施するよう周知した。</p>	<p>◇適正な名簿の更新・管理を行うととも に、その利活用に向けた検討を進める。 ◇地域が実施する防災訓練について、高 齢者等災害弱者の方が参加できるよう に、避難行動要支援者名簿を利用した安 否確認や車イス等を利用した避難訓練 等、高齢者等災害弱者といわれる方を想 定した訓練を引き続き行っていく。</p>

グループホーム等障がい者施設を含めて福祉避難所協定を締結していくとともに、協定を締結した施設の職員及び関係者との連携を図りながら、福祉避難所マニキュアル等を整備します。	⇒	⇒	⇒	高年齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G	◆福祉避難所のマニキュアル作成に向けた知識習得を目的に、三重県主催の「福祉避難所の設置・運営に関する実務研修」に担当職員が参加した。	◇高年齢者支援G、障がい者支援G、防災安全Gが連携し、福祉避難所マニキュアル等の整備を進める。
--	---	---	---	-----------------------------	--	---

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

取組み		R1年度の実績・成果		次年度以降の方向性		
30	元	2	⇒	担当G 高年齢者支援G	◆平成31年4月竣工、令和元年5月供用開始	◇事業計画なし
⇒	⇒	⇒	⇒	高年齢者支援G	◆市への計画提示事業者なし	◇計画提示があった場合、県・広域連合と協議しつつ、計画のスムーズな進捗に協力する。
⇒	⇒	⇒	⇒	高年齢者支援G	◆市への計画提示事業者なし	◇計画提示があった場合、県・広域連合と協議しつつ、計画のスムーズな進捗に協力する。

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの実強化）
 高齢者（老人）福祉事業の目標と方策

取り組み	30元	2元	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。			高齢者支援G		
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 4施設（200人）⇒ 5施設（230人） *増床の場合は、4施設（230人）	⇒	⇒		◆特別養護老人ホーム安全の里が30床増床。	◇令和2年4月供用開始
地域密着型サービス 居宅サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所 ⇒ 2箇所	⇒	⇒		◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による
②看護小規模多機能型居宅介護 0施設(0人) ⇒ 2施設(58人)	⇒	⇒		◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による

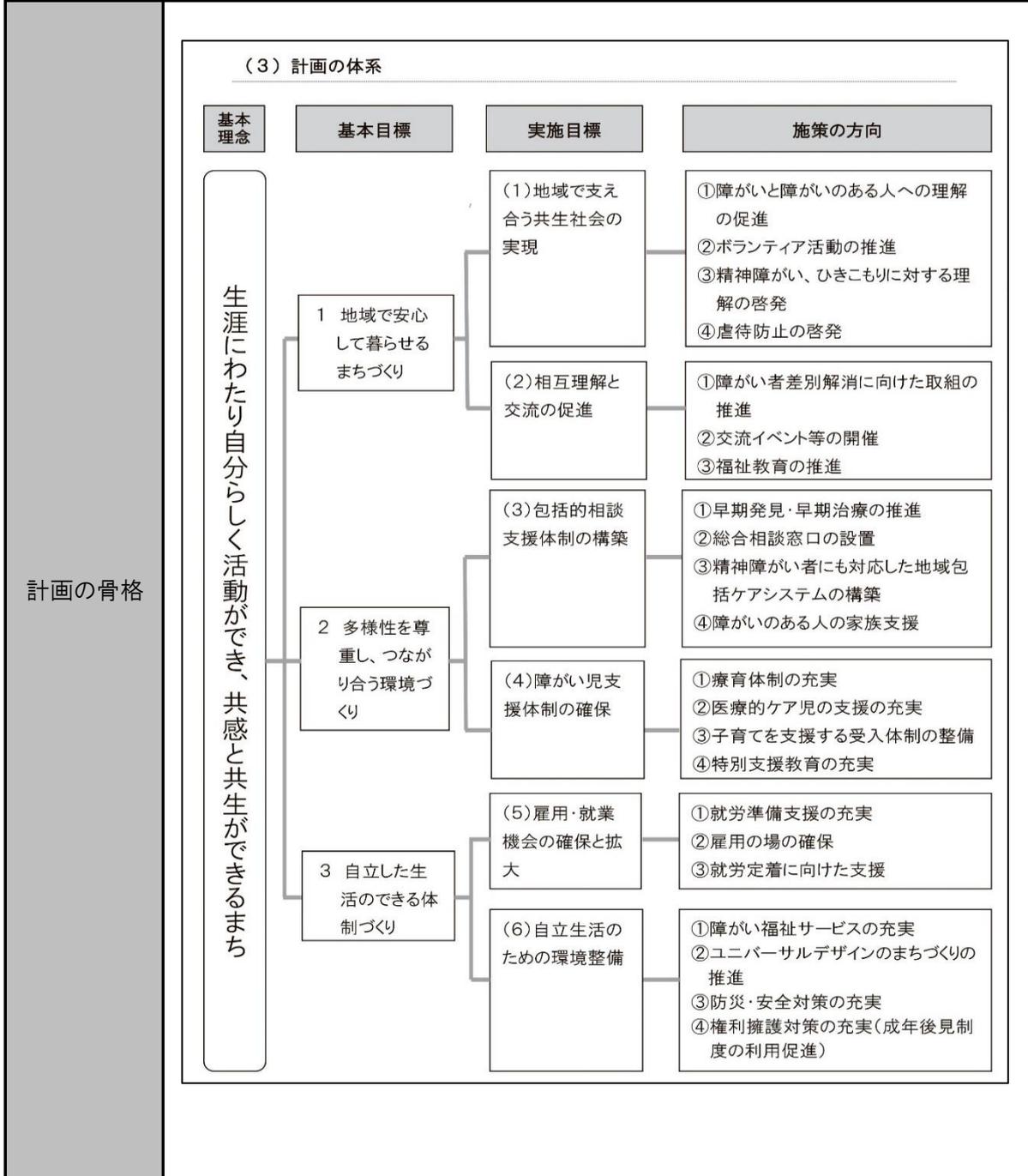
注) 広域連合…鈴鹿亀山地区広域連合
 広域7期…第7期介護保険事業計画

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。



■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1					
2					
3	※別紙参照				
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>主な実績として、市主催のあいあい祭りやヒューマンフェスタin亀山、県主催の芸術文化祭に、障がい者支援団体等が参加することで市民との交流や相互理解に繋がった。障害者差別解消のための協議の体制整備に向けて、地域自立支援協議会にその役割を付加し、差別解消の推進に向けてあらたに取り組むこととした。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重県小児トータルケアセンターや三重病院が事務局である近隣5市(津・鈴鹿・名張・伊賀・亀山)による「にじいろネット研究会」を亀山市で開催し、保健・医療・福祉・教育に携わる多職種の関係者が集まり、市の医療的ケア児への関りを紹介するとともに「高度な医療的ケア児を地域でサポートしていくためには何が必要か」をテーマに、課題の検討や情報共有を行った。福祉サービスでは、新たに訪問入浴サービスを開始した。</p>
成果	<p>ボランティア活動の推進に向け活動団体の現状や課題を把握し、ひきこもりの実態把握に向けた検討や差別解消に向けた協議体制整備の協議等、地域で安心して暮らせるまちづくりを進めた。子どもの発達に応じた療育事業、専門機関と連携した巡回相談や、多機関との連携による医療的ケア児の支援の充実に向けて進めた。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場の設置に向けた検討を行い、鈴鹿厚生病院のアウトリーチ事業の活用や訪問入浴サービス事業の開始等、多様性を尊重しつながり合う環境づくりを進めた。一般就労に向けた継続的な支援や、障がい者就労施設から市の物品等の調達を行い就労施設の仕事の確保に繋げるとともに、市内企業に、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の情報提供を行い自立した生活のできる体制づくりを進めた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいと連携し、職場実習や就労移行支援事業の活用などにより就労に向けた支援に繋がった。また、訪問入浴サービスを開始し、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの充実を図った。さらに、各種媒体を活用した市民意識の高揚や、コミュニケーション支援事業の活用などにより、だれもが暮らしやすい社会に向けた取組を進めた。</p>

反省点・課題	<p>障がい者が安心して地域で暮らせるよう、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の強化や地域生活支援拠点等の整備が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域における支援者の障がい者に対する理解を深める取組や、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用した相談支援体制の見直しなどにより、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。</p>
--------	--

第5期 障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【進捗管理】

1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要

第5期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を令和2年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度末時点の入所者数（A）	31人						
目標年度入所者数（B）	30人						
【目標値】 削減見込（A-B）	1人減 （3%）	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	
【目標値】 地域生活移行者数（施設入所から 地域生活へ移行した人の数）	3人 （9%）		1		0		

【令和元年度 成果・課題】

●平成30年度に1人がグループホームに移行されたが、令和元年度においては地域移行した者はいなかった。今後も地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和2年度末までに市町村ごと、あるいは複数の市町村共同で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
【目標値】 2年度末の保健・医療・福祉関係 者による協議の場の設置	1か所 鈴鹿・亀山圏域	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	

【令和元年度 成果・課題】

●鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキング(11回開催)を設置し、当該ワーキングを協議の場に位置付けるよう、検討を進めた。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和2年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを成果目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度
【目標値】 2年度末の地域生活支援拠点の 整備数・場所	1か所 鈴鹿・亀山圏域		0か所		0か所		

【令和元年度 成果・課題】

●面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、事業所等との意見交換を行い、検討を進めた。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度
28年度の 年間一般就労移行者数	4人						
【目標値】 2年度の年間一般就労移行者数	6人 (1.5倍)		7人		5人		

【令和元年度 成果・課題】

●就労継続支援A型事業所から2人、就労移行支援事業から3人が一般就労につながった。市では、職場実習事業を継続して行うこととしており、障害者就業・生活支援センターや福祉施設などと情報共有や連携を図りながら、一般就労に移行できるよう継続的な支援を行う。

②就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを成果目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度
28年度末の 就労移行支援事業の利用者数	14人						
【目標値】 2年度末の 就労移行支援事業の利用者数	17人 (121%)		31人		26人		

【令和元年度 成果・課題】

●特別支援学校在学生のアセスメント(就労面の評価)の利用など、当該事業は継続的に利用ニーズがある。アセスメントを参考とした本人の適正に応じた就労や、当該事業利用者の意向に沿った就労につなげつつ、利用者の確保に努めていく。

③就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上とすることを成果目標としていますが、市内では事業所が1か所であり、令和2年度末までに就労移行率が3割以上となるよう支援を行います。

項目	数 値	説 明
【目標値】 2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。	1か所	2年度における就労移行支援事業所の数
	1か所	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数
	100%	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

【令和元年度 成果・課題】

●平成30年度に市内の事業所が1か所になり、鈴鹿・亀山圏域において、令和元年度では6事業所となった。就労移行支援事業の利用者は安定して多い傾向にあるものの、就労につながるケースは少ないため、事業所の参入を図りつつ、事業所と連携した就労につながる支援が必要である。

④就労定着支援事業による職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを成果目標としています。

項目	数 値	説 明
【目標値】 元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を7割以上とする。	2人	平成30年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A)
	1人	Aのうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B)
	50%	元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B/A)

【令和元年度 状況】

●平成30年度の就労定着支援事業の利用者は2人であり、令和元年度末において1名は職場に定着している。1名は休職中したため就労定着支援事業は休止し、就労継続支援B型を利用して職場復帰を目指している。今後も、本事業の利用を継続しつつ、職場定着率の向上を図っていく。

項目	数 値	説 明
【目標値】 2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。	4人	令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A')
	3人	A'のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B')
	75%	2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B'/A')

3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	627	706	785	750	800	850
	利用者数（人／月）	57	61	65	50	53	55
実績値	給付時間（時間／月）	637	763	698	738	788	
	利用者数（人／月）	49	51	52	58	60	

②重度訪問介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	260	260	260	250	500	750
	利用者数（人／月）	1	1	1	1	2	3
実績値	給付時間（時間／月）	28	3	223	328	350	
	利用者数（人／月）	0.2	0.1	1	1	1	

③同行援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	40	60	84	50	55	60
	利用者数（人／月）	4	5	6	5	6	7
実績値	給付時間（時間／月）	43	50	55	58	80	
	利用者数（人／月）	4	4	3	3	5	

④行動援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	20	40	60	10	20	30
	利用者数（人／月）	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間（時間／月）	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	
	利用者数（人／月）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	

⑤重度障害者等包括支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間／月）	0	0	260	0	0	250
	利用者数（人／月）	0	0	1	0	0	1
実績値	給付時間（時間／月）	0	0	0	0	0	
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	

◆サービスを確保するための方策

ホームヘルパーの人材不足により、サービスを必要とする人が必要な量のサービスを受けられない現状を改善し、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

事業所の新規参入を働きかけ、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に努めます。また、障がい特性に配慮した対応ができるよう、県が実施する研修等の情報提供を行い、支援者のスキルアップにつなげます。

【令和元年度 成果・課題】

【居宅介護】

●給付時間・利用者数は年々増加傾向にある。自宅での介護ニーズの高まりもあり、令和元年度は利用者数が目標に達成し、給付時間も目標に限りなく近づいた。今後も利用者数の増加にあわせ、給付時間も伸びると思われる。

【重度訪問介護】

●平成 29 年 2 月から継続的に利用があり、令和元年度の実績値において、利用者数、給付時間ともに目標を達成した。今後も必要とされる人に対しサービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【同行援護】

●給付時間は年々増加傾向にあり、令和元年度実績において、利用者数は目標を達しなかったが、給付時間は目標を達成した。今後も視覚障がい者の社会参加や地域生活を支援できるよう、計画相談事業所等と連携を図り、利用者の増加に取り組んでいく。

【行動援護】

●市内には事業者がなく、鈴鹿・亀山圏域においても、2箇所しかないのが現状である。本市の利用者は少ないものの、市内で対応できるよう、事業者の参入を促していく。

【重度障害者等包括支援】

●県内には対応できる事業者がないのが現状である。現状本市において、利用希望はないものの利用ニーズの把握に努める。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	1,834	2,067	2,328	1,800	1,900	2,000
	利用者数（人／月）	96	106	117	95	100	105
実績値	給付時間（人日／月）	1,622	1,649	1,752	1,869	1,902	
	利用者数（人／月）	88	89	92	98	100	

②自立訓練

【機能訓練】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	46	46	46	60	70	90
	利用者数（人／月）	2	2	2	3	3	4
実績値	給付時間（人日／月）	5	9	39	20	9	
	利用者数（人／月）	0.8	0.9	2	1	0.9	

【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	69	69	69	70	90	110
	利用者数（人／月）	3	3	3	3	4	5
実績値	給付時間（人日／月）	39	19	39	27	6	
	利用者数（人／月）	2	1	2	1	0.3	

③就労移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	138	138	138	250	270	290
	利用者数（人／月）	6	6	6	15	16	17
実績値	給付時間（人日／月）	144	197	254	168	158	
	利用者数（人／月）	9	13	15	10	9	

④就労継続支援

【A型：雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	394	430	465	670	700	730
	利用者数（人／月）	22	24	26	32	33	34
実績値	給付時間（人日／月）	591	671	632	693	641	
	利用者数（人／月）	32	34	32	35	32	

【B型：非雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	1,372	1,504	1,654	1,600	1,700	1,800
	利用者数（人／月）	73	80	88	85	90	95
実績値	給付時間（人日／月）	1,280	1,430	1,437	1,523	1,656	
	利用者数（人／月）	69	77	81	89	94	

⑤就労定着支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）				4	5	6
実績値	利用者数（人／月）				0.5	3	

⑥療養介護

（単位：人／月）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	8	8	8	11	11	12
実績値	利用者数	10	10	11	10	10	

⑦短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	78	86	94	190	225	260
	利用者数（人／月）	10	11	12	19	22	25
実績値	給付時間（人日／月）	128	134	179	215	249	
	利用者数（人／月）	12	12	19	25	29	

【医療型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	39	60	87	5	5	10
	利用者数（人／月）	5	6	7	1	1	2
実績値	給付時間（人日／月）	6	2	5	6	7	
	利用者数（人／月）	1.4	0.6	1	1	2	

◆サービスを確保するための方策

日中活動系のサービスについては、「生活介護」「就労継続支援B型」の利用が多くなっています。福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労継続支援事業所に継続して通所できている利用者に対しては、計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるよう取り組んでいきます。

また、「短期入所（福祉型）」についても、利用者が多く、需要の高さがうかがえます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【令和元年度 成果・課題】

【生活介護】

●給付時間・利用者数ともに年々増加しており、令和元年度においては実績を達成することができた。今後も利用者の増加が見込まれるため、それにあわせ給付時間も増加していくと思われる。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

●機能・生活訓練ともに目標には達していないものの、利用者のサービス利用が定着している。今後も利用を希望される方へのサービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、就労定着支援】

●就労継続支援(A型)からは、令和元年度に2名一般就労に繋がっている。令和元年度の給付時間、利用人数は平成30年度と比較し減少しているものの一般就労への訓練を行う就労継続サービスとしてなくてはならないものとして定着している。

就労継続支援(B型)は、平成27年度から年々増加しており、令和元年度は給付時間・利用者数ともに目標を達成した。

就労移行支援は利用者数、給付時間ともに目標値には達していないものの、令和元年度に3名が一般就労に繋がるなど成果をあげている。

就労定着支援は、令和元年度は目標に達していないものの、実利用者数は5人に増加している。今後も、就労意識の高まりなどにより利用者の増加が見込まれるため、給付時間も増加していくと思われる。

【療養介護】

●平成27年度から継続的な利用者があり、引き続き利用が見込まれる。今後もサービスの利用が見込まれる方に案内を行い、サービス利用の必要な方の支援につながるよう努める。

【短期入所(福祉・医療型)】

●福祉型は、利用者数の増加に伴って、給付時間も年々増加しており、令和元年度において目標を達成した。今後も、福祉型の利用は、介護者の高齢化を背景に負担軽減を目的として、増加していくことが予想され、ニーズに対応できるよう、事業との調整を図っていく。

医療型は、サービスの利用者・給付時間ともに増加し、今後も継続的な利用が見込まれる。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【新規】

(単位：人／月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数				0	0	1
実績値	利用者数				0	0	

② 共同生活援助（グループホーム）

(単位：人／月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	25	29	33	30	32	34
実績値	利用者数	29	29	27	27	31	

③ 施設入所支援

(単位：人／月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	27	26	25	30	29	28
実績値	利用者数	32	30	30	29	29	

◆ サービスを確保するための方策

令和元年度末において、共同生活援助利用者 31 人のうち、市内の 5 つのグループホームで 10 人が生活しています。福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活がおくれるように、県や圏域の市と連携しながら居住場所を確保していきます。

また、施設入所支援は、地域移行できそうな人に積極的に働きかけ、関係機関と連携しながら、地域移行していけるよう取り組んでいきます。

【令和元年度 成果・課題】

【共同生活援助・施設入所支援】

● 市内のグループホームは平成 24 年に 1 箇所が立ち上がり、令和元年度末では 5 箇所に増加している。市内のグループホームの他、近隣の鈴鹿市、津市等のグループホームでの利用もみられる。今後もグループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住確保に努めていく。

また、施設入所支援は平成 30 年度に 1 人がグループホームに移行したが、令和元年度に移行した者はいなかった。今後も事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう継続的な働きかけを行う。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	22	23	24	50	60	70
実績値	利用者数	43	40	50	49	50	

② 地域移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日/月）	31	62	93			
	利用者数（人/月）	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間（人日/月）	0	0	0			
	利用者数（人/月）	0	0	0	1	0.3	

③ 地域定着支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	1	2	3	1	2	3
実績値	利用者数	1	0	0	0	0	

◆ サービスを確保するための方策

計画相談支援の需要に応えるため、特定相談支援事業所の新規参入の働きかけや、相談支援専門員のスキルアップのため、県が実施する研修等の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援の周知に努め、障がい者が地域で安心して自立した生活をおくるため、重層的な相談支援体制を構築し、切れ目のない支援をめざします。

【令和元年度成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

● 計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、事業所に適宜依頼するなど、月当たり50人の利用があり、目標値60には達していないものの増加傾向にある。今後も障がい者本人が希望されるサービスが提供できるよう、事業所につないでいく。

地域移行・地域定着支援は、市内に事業所がないのが現状であるものの、令和元年度は地域移行支援の利用実績があった。今後、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

《必須事業》

(1) 相談支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
障害者 相談支援事業	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
実績値	障害者相談支 援事業				1	1	
	機関相談支援 センター				有	有	

【見込量の確保の方策】

障害者総合相談支援センター「あい」による「障害者相談支援」は、平成27年度2,208件、平成28年度2,539件の相談実績がありました。件数と合わせて、相談内容も複雑化した困難なケースが多くなってきています。基幹相談支援センターの機能を強化し、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●障害者相談支援(鈴鹿市・亀山市委託)は、平成27年度に2,208件であったものが、令和元年度は2,583件と年々増加傾向にあり、その内容も、相談者個人のみの問題ではなく、世帯単位や個人が複合的な課題を抱えるケースが出てきている。今後、基幹相談支援機能の見直しを含めた検討を進めるとともに、社協等の関係機関との連携の強化に向け、協議の場づくりを進めていく。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	3	1	2	2	2
実績値	成年後見制度 利用支援事業				0	0	

【見込量の確保の方策】

平成28年度に身寄りのない知的障がい者等の成年後見の市長申し立てを2件行いました。また、成年後見の審判の請求をした家族の方に、審判の請求に要する費用の助成

を1件行いました。今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると思われるため、制度の積極的な情報提供を行い、利用促進に取り組んでいきます。

【令和元年度 成果・課題】

●令和元年度は成年後見制度利用支援事業の実績がなかったものの、総合相談支援センターあいでは権利擁護に関する相談を2件受けている。

また、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において裁判所との連携を含めた情報共有を行った。

(3) 意思疎通支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数(件)	2	1	4	5	10	15
要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	1	2	2	5	10	15
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	0	1	1	1	1	1
実績値	手話通訳者派遣事業				1	11	
	要約筆記者派遣事業				1	0	
	手話通訳者設置事業				1	1	

【見込量の確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣を一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように、設置日を増やす等、充実に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●令和元年度の手話通訳者派遣事業は11件、要約筆記者派遣事業は1件であった。今後も窓口における制度利用の周知を行いつつ、利用回数の増加に取り組んでいく。

窓口配置した手話通訳(1人)には、令和元年度は延べ18件(実利用者5人)の利用があった。手話通訳者を配置した曜日が、市民に定着してきており、今後も継続して配置していく。

(4) 日常生活用具給付等事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
介護・訓練支援用具	給付等 件数（件）	13	1	2	5	7	9
自立生活支援用具		10	3	2	7	9	11
在宅療養等支援用具		12	13	4	12	14	16
情報・意思疎通支援用具		5	5	8	7	9	11
排泄管理支援用具		871	858	918	860	870	880
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		6	1	2	3	4	5
実績値	介護・訓練支援用具				4	5	
	自立生活支援用具				3	6	
	在宅療養等支援用具				15	15	
	情報・意思疎通支援用具				8	10	
	排泄管理支援用具				977	1,076	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）				4	1	

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●目標値913件(全体)に対し、令和元年度は介護・訓練支援用具や自立生活支援用具が若干目標に達しなかったものの、それ以外項目においては、全て目標に達しており、全体として1,113件と前年度実績(全体1,011件)と比べても大幅に増加した。
今後も排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれており、支援が必要な人に必要な用具が給付できるよう、支援に努めていく。

(5) 移動支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	16	18	18	22	24	25
	延べ利用時間数 (時間)	558	769	944	850	930	970
実績値	移動支援事業				21	26	
	移動支援事業				1,426	1,981	

【見込量の確保の方策】

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【令和元年度 成果・課題】

●屋外における移動が困難な利用者は年々増加しており、利用者数、利用時間ともに目標を達成した。利用ニーズは高いため、今後も利用時間の増加が見込まれる。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス【新規事業】

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)				0	5	7
実績値	訪問入浴サービス				事業化	3	

【見込量の確保の方策】

平成31年4月から、在宅の身体障がい者のうち在宅で入浴することが困難な方を対象として自宅に訪問入浴車が訪問して看護師または准看護師1名及び介護職員2名が入浴の介助を行う事業を開始しました。

【令和元年度 成果・課題】

●平成31年4月からのサービス提供開始に伴い対象者への個別通知を行った。令和元年度中に障がい児2名、障がい者1名の利用があった。今後もサービスを必要としている方に提供を行っていきたい

(2) 生活訓練等

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
生活訓練等		実利用者数 (人)	8	9	10	11	12	13
実績値	生活訓練等	実利用者数 (人)				10	11	

【見込量の確保の方策】

視覚障がい者を対象に、視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

【令和元年度 成果・課題】

●利用者は、平成27年度8人から令和元年度に11人に増加している。利用者は毎年継続して利用されており、既存の利用者は継続しつつ、今後も利用者は増加していく傾向にある。

(3) 日中一時支援

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
日中一時支援事業		実利用者数 (人)	59	75	92	90	95	100
		延べ利用時間数 (時間)	2,930	3,724	4,652	4,600	4,900	5,200
実績値	日中一時支援事業	実利用者数 (人)				107	138	
		延べ利用時間数 (時間)				5,856	5,946	

【見込量の確保の方策】

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【令和元年度 成果・課題】

●実利用者は、平成27年度に59人であったものが、年々増加しており、令和元年度は138人と2.3倍に増え、これにあわせ利用時間数も大幅に増加している。ともに目標を達成しており、利用ニーズが高いことから、今後も増加していくと思われる。

5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要

第1期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、令和2年度末までに市町村において児童発達支援センターを1ヶ所以上設置することや、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを成果目標としています。また、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを成果目標としています。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度末の児童発達支援センターの設置	1か所	児童発達支援センターの新たな建設を視野に入れ、センター機能としてのソフト面の充実を図ります。
【目標値】 2年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制の構築	1か所	
【目標値】 2年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	児童発達支援事業所数
	2か所	放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 広圏域	近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をめざします。

【令和元年度 成果・課題】

●児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。
重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所となり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重大学小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市（津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張）が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置した。今後は、広域圏にて困難事例ケースの問題解決を図るため三重大学小児トータルケアセンターが中心となり、スーパーバイズチームを立ち上げる予定であり、チーム編成に向けた研修には本市職員も参加予定である。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児支援

障がい児福祉サービスは、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。平成 30 年 4 月からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されました。

①児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	10	15	20	83	100	120
	利用者数（人／月）	2	3	4	10	12	14
実績値	給付時間（人日／月）	21	50	81	157	196	
	利用者数（人／月）	4	6	11	19	23	

②医療型児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	10
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	

③放課後等デイサービス

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	184	240	312	690	760	830
	利用者数（人／月）	23	30	39	55	60	65
実績値	給付時間（人日／月）	444	503	630	584	1,150	
	利用者数（人／月）	34	39	50	61	74	

【令和元年度 成果・課題】

【児童発達支援】

●市内では、利用者のニーズが高く、平成 27 年度から年々増加し、令和元年度も、目標値に対し、ともに給付時間、利用者数ともに達成している。今後も、児童発達支援のニーズは高いことから、増加していくと思われる。

【放課後等デイサービス】

●利用者は、平成 27 年度に 34 人であったものが令和元年度は 74 人となり、給付時間についても平成 27 年度には 444 時間であったものが 1,150 時間となり、利用は大幅に超えている。小学校への入学等に際し新規の利用登録が多くなっている。今後も継続的な利用に伴い、給付時間は増加していくと思われるため適切に対応できるよう、事業所と連携を図っていく。

④保育所等訪問支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	5
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	

⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）				0	0	10
	利用者数（人／月）				0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）				0	0	
	利用者数（人／月）				0	0	

⑥障害児相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）	4	6	8	15	17	20
実績値	利用者数（人／月）	8	8	12	14	18	

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）				0	0	1
実績値	利用者数（人／月）				0	0	

◆サービスを確保するための方策

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とともに需要が高く、利用者が大幅に増えてきています。「児童発達支援」については平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。今後更なる需要に応えるため、事業所の新規参入を促すとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。

【令和元年度 成果・課題】

【障害児相談支援】

●計画相談を利用される児は、児に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望される利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援（鈴鹿市2か所）や居宅訪問型児童発達支援（鈴鹿市1か所）の事業所は市内にはなく、利用者のニーズを把握しつつ、事業所の参入を促していく。

8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

(か所)

施策項目	現状値 (H28)	目標値 (H 2)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護	34	36	34	32	
重度訪問介護	23	25	24	24	
同行援護	9	9	6	6	
行動援護	3	3	2	2	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	
生活介護	14	16	15	17	
療養介護	1	1	1	1	
短期入所	9	10	9	10	
共同生活援助	15	18	16	24	
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	2	2	2	2	
就労移行支援	5	8	6	6	
就労継続支援（A型）	12	14	12	12	
就労継続支援（B型）	30	2	35	35	
就労定着支援	—	5	1	1	
総合相談支援	1	1	1	1	
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）	3	5	3	2	
計画相談支援	15	17	16	15	
児童発達支援	10	12	13	13	
放課後等デイサービス	20	23	30	30	
保育所等訪問支援	1	2	2	2	

第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

基本目標	実施目標	実施方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	今後の方向性(令和2年度以降)
1 地域で安心して暮らせるまちづくり								
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29～34)								
①障がいと障がいのある人への理解の促進								
	1 福祉意識の向上		(1)-0-1	障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・市民交流推進事業(あいあいまつり、ヒューマンフエスタin亀山)	※総計【050301-01、050301-02】	4月の広報かめやまに「発達障害啓発週刊」の記事を掲載し図書館では発達障害をテーマとした特集コーナーを設置した。10月のあいまいまつりにおいて、障がい者支援団体等が参加すること市民との交流による啓発活動を行った。12月の障害者週間に開催した「ヒューマンフエスタin亀山」において、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブース出展、講演会などを行い、約400名の方が参加し、共生社会の理念や福祉意識の向上につなげた。	「ヒューマンフエスタin亀山」を継続して開催し、より多くの方へ普及啓発できるように取り組んでいく。また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、シンポジウムの開催や地域訪問など、重層的に情報提供を行う。
	2 障がい福祉制度の情報提供の充実		(1)-0-2	制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深め、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・広報広聴事業 ・民生委員役員会、定例会	※総計【020102-02】	今後も、特に周知が必要と判断される制度(事業)は、広報かめやまにおいて特集記事により体系的に周知していくとともに、新規事業については、必要に応じて対象者への個別案内等、機会を捉えた情報提供に努めていく。	
②ボランティア活動の推進								
	1 ボランティアの育成と活動の支援		(1)-2-1	社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報等の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。	・ボランティア育成事業	※総計【020101-01】	地域のちよつとした困りごとの解決に取り組む、屋敷地区まちづくり協議会のフレンドサービス代表によるボランティア講座や、GSWによる地域支援・しくみづくりの体制強化に向けた検討を進めた。	全対象型の地域における支え合う関係性の育成支援が求められている中で、本市においても、障がい者を含めた個々の実情に対応できるボランティアのしくみづくりが必要である。
	2 障がい者団体への支援		(1)-2-2	障がい者が互いにつながら、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。	・団体活動支援、援助		共同基金配分金等の既存の支援は継続しつつ、対象となりえる新規団体や既存の団体があれば、社協と連携し、活動の支援につなげていく。	
	3 地域における見守り・支援体制の構築		(1)-2-3	支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等が家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・見守り活動支援事業 (民生委員・児童委員、福祉委員) ・地域包括支援事業(認知症サポーター養成) ・老人クラブ事業助成金 ・青少年総合支援センター事業	※総計【020102-03、020103-02、020303-02、020304-02、040106-02】 ※地計【2-(3)-⑤】	地域における支援者に対しては、ひきこもりなどを発見した場合は、まずは社会福祉協議会にないないでいたほうが、全22地区の地域まちづくり協議会を訪問し、継続的な周知を行った。	今後も継続して行っていく。
③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発								
	1 精神障がい、者等に対する正しい理解の普及・啓発		(1)-3-1	精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組めます。	・広報広聴事業		企業における精神・発達障がいに関する正しい知識と理解を促進するため、亀山市雇用対策協議会の総会において、精神・発達障害者(ことサポーター養成講座(厚生労働省・三重労働局)の概要を紹介した。また、障がい者支援Gの職員2名も養成講座に参加した。	精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しい知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動に取り組む。
	2 ひきこもりへの理解を深める取組の推進		(1)-3-2	不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりが弱くなった見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組めます。	・民生委員児童委員活動支援事業 【新】大人(若年層)のひきこもりに関する実態把握	※総計【020104-02、020104-04】	鈴鹿・亀山圏域において、家族会、事業所、県・市など関係機関が参加するひきこもりの就労支援等を考える会での意見交換を踏まえ、実態把握に向け、ひきこもり対策推進事業を予算化した。	本市においても顕在化したひきこもりの実態を把握するため、実態調査の進め方を検討していく。

基本目標	実施目標	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
<p>令和元年度</p>							
<p>④虐待防止の啓発</p>							
<p>1 虐待防止に向けた啓発活動 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被害者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。</p>							
<p>2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin亀山や街頭啓発など、あらゆる場で啓発を行います。</p>							
<p>②相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35～39)</p>							
<p>①障がい者差別解消に向けた取組の推進</p>							
<p>1 障がい者差別解消に向けた啓発 障がい者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。</p>							
<p>2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができ、体制を整えます。</p>							
<p>3 職員対応要領の研修 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるように、障がい者に対する差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。</p>							
<p>②交流イベント等の開催</p>							
<p>1 交流イベントの開催 障がい者への理解を深める機会として、あいまいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。</p>							
<p>2 障がい者のスポーツ参加の推進 障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。</p>							
<p>高齢者・障がい者の虐待の防止については各種イベントで啓発物を配布するなどをして、周知に努めている。また虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を取りながら速やかにケース会議を開催し、対応にあつている。児童虐待は、11月の児童虐待防止推進月間において、オンラインポピュラーキャンペーンにより児童虐待の防止への関心や、窓口(あいあい)があることを周知していただけた。啓発を行った。</p>							
<p>ヒューマンフェスタin亀山の開催や市内ジョブセンターでの街頭啓発など、すべての人の人権を守るため、広く啓発を行った。また、人権相談は、毎月3回、市役所、あいあい、開支所で行い、さらに人権擁護委員の日と人権週間に合わせて特設人権相談を2回実施した。</p>							
<p>ヒューマンフェスタin亀山において、より多くの団体に参画してもらえようように働きかけていく。また、様々な機会、様々な手段を活用し、引き続き人権啓発に取り組みるとともに、人権相談をしたい人が相談できるように相談日や相談機関等の周知に努める。</p>							
<p>市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていくだけでなく、工夫を行っている。</p>							
<p>令和2年度中に、亀山市地域自立支援協議会要領の一部改正を行うとともに、差別解消に向けた取り組みについて協議を行い、障がい者差別解消のための体制を整備する。</p>							
<p>三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障がい者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を行うなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。</p>							
<p>10月のあいまいまつりにおいて、市民活動団体の協力のもと、誰でも体験できる占訳や朗読の機会を提供した。12月の人権週間に開催した「ヒューマンフェスタin亀山」において、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブース出展、講演などを行い、約400名の方が参加し交流を深めた。また、令和元年12月に三重県障がい者芸術文化祭が亀山市で開催され、市内事業所によるステーション発表や作品展示があった。併せて市内の小中学校の特別支援学級の児童生徒による作品展示を行い多くの市民にみていただく機会となった。</p>							
<p>障がい者スポーツ競技の全国大会等に参加された人に激励金の支給を行い、スポーツ大会参加の支援を行った。 種目【バレーボール東海大会：8件】</p>							
<p>引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。</p>							

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度		
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)	
③福祉教育の推進	(2)-③-1	福祉教育推進助成事業の推進	1	福祉教育推進助成事業の推進 より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。	福祉協力校事業 ・福祉教育推進事業(福祉講座充実) ・公民館講座(福祉講座充実)	※学校教育ビジョン【基2-(4)-②-4】	総合的な学習の時間を中心として、地域のお年寄りの交流や、福祉の体験活動等を行うことができました。	福祉体験等で体験したことや学んだことを他の場面でいかし、周りの児童生徒に還元していきけるような場の設置を検討していく。	
				2	生涯学習講座の充実 障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・公民館講座(福祉講座充実)	※生涯学習計画【5-3-(3)】	出前文化講座として、「楽笑体操」と題して介護予防に関する講座を実施した。腸から始める健康講座、予防体操など障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	今後は、社会福祉協議会や市の関係課などと講座内容を調整しながら、実施を検討していく。
				3	交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりや心、助け合いの心を育みながら成長できるように、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・特別支援学級の作品展 ・特別支援学級の作品展	※学校教育ビジョン【基3-(2)-②、基4-(1)-①-3】	市内の小中学校の特別支援学級の児童生徒の作品展を、市内のシビックセンターで開催した他、三重県が主催した「三重県障がい者芸術文化祭」に合わせ作品展も実施した。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流学習会を各中学校で実施した。さらに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地域交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流することができた。	学習会の参加について、より多くの保護者に参加していただければよいと見えていく。また、作品展の開催については、市民への効果的な情報発信に努める。居住地域交流は、交流の実施時期や内容について、再度検討を行っていく。
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり (3)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組P40~45) ①早期発見・早期治療の推進	(3)-①-1	乳幼児健康診察等のフォロー体制の充実	1	乳幼児健康診察等のフォロー体制の充実 健康診察等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めることにも、支援が必要となる児童には、関係部署と連携したフォローを行います。	乳幼児健康診察の未受診者や居住実態が把握できないケースは、健康づくりが子ども支援Gと連携し、訪問等で実態把握を行った。また、支援が必要な児童については、関係部署と連携し、フォローを行った。	※子ども・子育て支援事業計画【4-(1)-4】	引き継ぎ、乳幼児健康診察等の未受診者及び居住実態の把握や、支援が必要な児童へのフォローについて、関係部署が連携して支援を行う。		
				2	発達障がいになる子どもへの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭・地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。	※健康・医療推進計画【2-(2)-3】	家族や子ども自身、学校や園など関係機関からの相談について連絡調整を行い、子どもの悩みや障がいなど、子どもが地域で健やかに成長できるように支援を行った。児童虐待等の対応については、関係機関と連携した「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の場を活用し、支援体制の強化を図った。	今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行う。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。	
				3	総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。	※【新】総合相談窓口設置事業	※総計【020102-02】 ※地計【2-(2)-2】	生活困窮者自立支援事業における「福祉なんでも相談窓口」を引き継ぎ開設し、福祉に関するあらゆる相談を受けられる環境を整えた。	国が求める包括的な相談窓口機能のあり方について、他分野の窓口機能との役割を棲み分けしながら、令和3年度からの設置に向け検討していく。
②総合相談窓口の設置	(3)-②-2	障がい福祉サービス等の情報提供の充実	2	障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、ここに行けば分かる1等、分かりやすい提供方法を確立します。	・広報広聴事業 ・【新】情報提供のしくみづくりの検討	※地計【2-(1)-①】 ※総計【020102-02】	障がい福祉サービスに関する情報は、あいちの5番窓口において各種サービスに関する情報を提供している。その他、計画相談支援員や障害者相談支援センターあいちの相談員から各利用者に対して、個々に応じたサービスの利用ができるように連携体制をとっている。	今後も障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやすく案内する体制を整えていく。	
				3	コアネットワーク機能を備えた相談支援体制の整備 地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコアネットワークする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。	※総計【020102-03、020401-01】	面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。	相談支援体制の機能は、基幹相談支援センターにコアネットワーク機能を持たせることを視野に入れ、必要な機能について鈴鹿市と協議を行いつつ、見直しを進めていく。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度	
							実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
③子育てを支援する受入体制の整備								
			(4)-③-1	1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組みるとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。		※子ども・子育て支援事業計画【1-(1)-4、1-(2)-6】	公立保育所・幼稚園・認定こども園において障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点による判定に基づき、必要な加配職員(保育士・看護師・介助員)の配置を行うとともに、医療的ケアの必要な児童の受入に備え、スロープの設置などの施設改修を行い、児童が安心して過ごせる保育環境を整備した。また、私立保育所に対し、障がい児保育のための加配職員の配置に要する費用の補助を行い、保育環境の充実を図った。	非常勤職員の登録を積極的にを行い、必要な時期に必要な人材を確保できるような準備体制を整える。また、加配保育士や介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。さらに、私立保育所での障がい児の受入がしやすくなるよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助金制度の周知を図る。
			(4)-③-3	3 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・保育所等への訪問支援促進事業 ・児童福祉事業	※障害者自立支援法、障害者総合支援法、児童福祉法	鈴鹿市には、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が2か所あるものの、市内には事業所がないのが現状である。個別に支援が必要な子どもとその家族には、保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:8園、三重県立子ども心発達医療センター 理学療法士巡回指導:6園2校、CLM巡回指導:3園)。	三重県立子ども心発達医療センターへの職員派遣を含めた連携を検討するとともに、障がい児が障がいがない児との集団生活を送れることができれば、そのような支援体制を検討していく。
			(4)-④-1	1 特別支援教育の充実 子どもたちの個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、園の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。		※子ども・子育て支援事業計画【1-(3)-3】 ※学校教育ビジョン【基3-(2)-②-1、基4-(3)-①-5、基5-(3)-①-4】	発達障がい等、特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を促進した。特に、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒は、同計画を全員作成するよう取り組んだ。	引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画」や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			(4)-④-2	2 インクルージョン教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でも学ぶことができるよう、インクルージョン教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がいの理解のための教育や啓発に取り組みます。	・個の学び支援事業 ・特別支援教育推進事業	※学校教育ビジョン【基3-(2)-②-3、基3-(2)-⑥-2、基5-(1)-①-3】	特別支援教育コーナーディネーターを対象に、通常学級で行う特別支援教育に関する研修会を開催し、専門性の向上に取り組んだ。	特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るとともに、インクルージョン教育システムの理念を踏まえ、可能な限り同じ場で子どもたち同士が学ぶことができるよう、適切な学びの場を構築する。
			(4)-④-3	3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じられるよう、卒業後の進学や就労に際して、関係機関と連携した支援を行います。		※子ども・子育て支援事業計画【4-(2)-2】	切れ目のない支援体制の実現のため、「にいろいろの」との作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。	引き続き、「にいろいろの」との作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先や就労先との連携を行うっていく。

令和元年度		実績・成果		今後の方向性(令和2年度以降)		
基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画
3 自立した生活のできる体制づくり						
(5)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～58)						
(1)就労準備支援の充実						
(5)-0-1	1 職場実習事業の活用促進 障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を図ります。	・職場実習事業	※総計【020401-02】	9～11月にかけて、あいあいを主な職場体験の場(他:図書館等)として、知的障がいがある人に職場実習事業として就労実習の場を提供します。	今後も、障がいがある人の就労訓練の場を提供できるように、職場実習事業の内容を工夫し、図書館での司書体験など、さまざまな就労体験ができるメニューの充実を図っていく。	
(5)-0-2	2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。	・広報広聴事業 ・地域自立支援協議会 就労部会		総合相談支援センターにおいて、就労に関する内容として年間86件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じて、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながる継続的な支援を行っている。	事業者には、亀山市雇用対策協議会等において相談窓口の周知を図りつつ、障がいがある労働者に対しては、相談する場所・人が居ない場合は、市に連絡をもらい、市が必要に応じて関係機関につなぐ等、調整機能を持てるよう努めていく。	
②雇用の場の確保						
(5)-2-1	1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが就労の確保ができるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・障害者優先調達推進法による物品等の調達	※障害者優先調達推進法	亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市の全組織での物品等の調達に適用し、障がい者が就労する施設等の仕事の確保につなげた。	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図れるよう毎年度、調達方針を作成するとともに、調達実績の公表を行っている。	
(5)-2-2	2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。		※総計【020401-02】	令和2年3月に総合保健福祉センターにおいて、ハローワークが市内の企業を対象とした就職説明会を行うことを計画し、広報かめやまで周知を行った。	一般就労に支援が必要と思われる人には、関係事業所と連携し、就労支援定着支援事業等を活用してもらうなど、情報共有を図りながら、本人からの相談をあらゆる機関が受けられる環境を整えていく。	
(5)-2-3	3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに対応した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創設を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所創設支援事業	※総計【020401-02】	亀山市社会的事業所創設支援事業補助金交付要綱に基づく社会的事業所の対象にはならなかったが、社会的事業所への就労の促進を行った。	障がいがある人が、地域社会に根ざした就労の促進や社会的・経済的な自立の促進につながるよう、社会的事業所の新規参入に対する補助制度の周知に努める。	
(5)-2-4	4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいをもちながら働けることができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	・【新】農福連携の取組 ・農山漁村振興交付金(農福連携事業) (例:福祉農園等整備支援事業、農福連携支援事業)	※総計【030301-02】	障がい者支援Gの職員1名が農福連携の研修に参加し、先進的な取り組みを視察した。	地場における公益的な取組の一つとして、関係機関と連携を図り、農福連携事業の可能性について検討を進めている。	
(5)-2-4	5 市職員の障がい者雇用 市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。			令和元年6月1日現在の市長部局における法定雇用者数は、達成するために採用しなければならぬ障がい者数、いわゆる「不足障がい者数」はない。	国・地方公共団体の障がい者等の法定雇用率は、令和3年4月を目途に2.6%に引き上げられる予定であることから、引き続き計画的な障がい者雇用に取り組みが必要がある。	
③就労定着に向けた支援						
(5)-3-1	1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整を行う就労定着支援サポーターを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	・障害者自立支援給付事業	※総計【020401-02】	令和元年度中の就労定着支援事業の利用者は5人であった。就労定着させるために継続的に必要な支援を受けている。	今後も、就労定着支援事業を必要とされる多くの人に利用していただけるよう、本人が悩みを抱えている障がい者から、継続的な支援につとめて行く。	
(5)-3-2	2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における精神・発達障害者しごとサポーター養成講座「開業の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行う」とともに、相談体制の充実に取り組めます。	・障害者総合相談支援事業 ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(厚生労働省)	※総計【020401-01】	亀山市雇用対策協議会等において、障がいのある人の雇用や就労に関する相談・支援を行う機関として総合相談支援センターあいの周知に努めた。	障害者雇用促進法では、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えられ、本人が悩みを抱えている障がい者から、継続的な支援につとめて行く。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	取組内容	想定される事業	関連する計画	令和元年度 実績・成果	今後の方向性(令和2年度以降)
(6) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59～66)								
①障がい福祉サービスの充実								
(6)-①-1	障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの充実を図ります。	1 自立を支えるサービスの充実	(6)-①-1	障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの充実を図ります。	・地域生活支援事業	※総計【020402-01】	身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、平成31年4月より身体障がい者の方が自宅において入浴サービスを受けられる訪問入浴サービス事業の事業化を行い、対象となる障がい者の方に個別で案内を行った。令和元年度まで障がい児2名、障がい者1名の利用実績があった。	事業の対象となる身体障がい者への個別案内等、地域における障がい者の安心した生活に寄与できるよう、ニーズを把握し新規事業の案内を検討する。
(6)-①-2	障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	2 情報提供・コミュニケーション支援の充実	(6)-①-2	障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・コミュニケーション支援事業	※総計【020403-02】	窓口に配置した手話通訳(1人)は、令和元年度で延べ18件(実利用者5人)の利用があった。外部への派遣については、意思疎通支援事業により手話通訳者派遣を11件派遣した。	障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を引き続き検討・実施していくとともに、意思疎通支援を必要とされる人の支援につながるよう、窓口における事業の利用案内等、周知を行うっていく。
(6)-①-3	居住環境の整備	3 居住環境の整備	(6)-①-3	グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後の備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組む。	・【新】地域生活支援拠点整備事業	※総計【020402-02】	面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。	令和2年度までの計画期間内において、緊急時の受入や体験ができる機能を面的整備型で備えられるよう、鈴鹿・亀山圏域における各部会で検討を進めるとともに、必要に応じて市内の事業所等から聞き取り等を行い、亀山市に必要な機能となるよう、検討を行っていく。
②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進								
(6)-②-1	1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進	1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進	(6)-②-1	亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	・【新】亀山駅周辺整備事業	※総計【010103-01、010104-01】	令和元年度に実施した施設建築物及び公共施設の設計に基づき組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施する。 ＜今後の予定＞ 施設建築物工事：R2～R3 公共施設工事：R2～R3	令和元年度に実施した施設建築物及び公共施設の設計に基づき組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施する。 ＜今後の予定＞ 施設建築物工事：R2～R3 公共施設工事：R2～R3
(6)-②-2	2 公共施設等のバリアフリー化の推進	2 公共施設等のバリアフリー化の推進	(6)-②-2	施設等の建設において、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場の適正利用等、優しさ思いやりのある行動を促します。	・西野公園トイレ改修	※総計【010103-01、010104-01】	西野公園便所建替工事北側1棟の実施に当たり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいたバリアフリー対応便所を完成することができた。	R2年度は西野公園における便所建替工事南側1棟を予定しており、ユニバーサルデザインに配慮できるよう、工事を実施する。
(6)-②-2	3 道路等の安全確保の整備	3 道路等の安全確保の整備	(6)-②-2	道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。	・点字ブロック増設等修理	※総計【010403-01】	昨年度に引き続き布気小野線において縦断勾配に配慮した歩道新設整備で、歩車道が分離され、交通安全性が向上したとともに、稼動しやすい横断勾配整備することができた。 視覚障がい者誘導用ブロックにおいては、定期的な点検を修繕を行い、歩行者の安全確保につなげた。	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、設計時において勾配や段差の解消・点字ブロックや縁石の設置等に配慮した、整備に努める。既存の道路については、定期的な点検を実施し、破損箇所の早期発見と修繕に努めていく。
(6)-②-3	4 障がい者に配慮した市営住宅の整備	4 障がい者に配慮した市営住宅の整備	(6)-②-3	障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・民間住宅借上げ事業	※総計【010201-02】	職員への広報研修(3月実施)において、ウェブアクセシビリティに関する説明を行い、対応の向上に努めた。また、個々のページの新増等に、対応が不十分な箇所があった場合は、その都度改善を行い、必要な情報提供に対応した。	障がいがある人が安全で快適に暮らせる環境づくりのため、民間住宅(8戸)を公営住宅として確保する予定である。
(6)-②-4	5 有効な情報提供手段の導入	5 有効な情報提供手段の導入	(6)-②-4	障がい者の有無を問わず情報を得られ、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。	・ホームページ事業	※総計【010201-02】	職員への広報研修(3月実施)において、ウェブアクセシビリティに関する説明を行い、対応の向上に努めた。また、個々のページの新増等に、対応が不十分な箇所があった場合は、その都度改善を行い、必要な情報提供に対応した。	引き続き、職員研修等により、ウェブアクセシビリティの向上に努める。

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(教育委員会事務局 生涯学習課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本理念</p> <p>豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流</p> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本目標</p> <p>「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #f9cb9c; margin-right: 10px;"> <p>めざす姿</p> <p>1 まちの魅力を 知り、まちの魅 力を磨く 「学び」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #f9cb9c; margin-left: 10px;"> <p>基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まちの魅力を共有する「学び」の推進 2 まちの魅力を磨く「学び」の推進 3 まちの魅力を共有する情報ツールの構築 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #a2d4c9; margin-right: 10px;"> <p>2 子育てを楽し み、子育てを支 える 「学び」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #a2d4c9; margin-left: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開 2 地域で支える子育ての学びの展開 3 子育てに関連した学びの情報の一元化 4 「『亀山っ子』市民宣言」の具現化 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #c8c8e0; margin-right: 10px;"> <p>3 地域に根差 した人材を育む 「学び」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #c8c8e0; margin-left: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民大学キラリの再構築 2 学びの成果を生かした人材づくり 3 地域ブランドの創出に参画する人材育成 4 高等教育機関との連携 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #a2d4a2; margin-right: 10px;"> <p>4 地域を愛し、 亀山を誇れる 「学び」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #a2d4a2; margin-left: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な地域活動を伸ばす「学び」 2 自然・歴史文化を伝える「学び」 3 「健康都市」の実現に向けた「学び」 4 「地域の学び」の担い手支援制度の構築 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #c8c8c8; margin-right: 10px;"> <p>5 自らを高め、 ともに高めあ う 「学び」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #c8c8c8; margin-left: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 「教育のまち」亀山の創生 2 市民読書環境の整備 3 「学び」により自らを高めるしくみづくり 4 「個」が生かされる地域社会づくり </div> </div> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	地域における歴史文化の学びの機会への参加者総数	人	3,461	1,445	4,700
2	年度ごとの家庭教育出前講座受講人数	人	941	657	1,270
3	中央公民館出前教室における地域の魅力や課題をテーマとした講座等の開催地数	地区	12	22	22
4	市民大学における自然との共生を軸とした持続的発展のための講座数	講座	未実施	6	2
5	市民大学や公民館による地域課題解決のために講座を契機に結成された地域活動団体数	団体	未実施	0	3

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい学びの場である「かめやま人キャンパス」を実施し、まちのくらし人、まちの歴史人、まちの起業人、森と水の守り人の4種類の講座を開催した。 ・社会教育委員会において、家庭教育支援のため、子育て家庭への応援メッセージ「かめやまお茶の間10選(実践)」を策定した。 ・家庭での学びの推進のため、家庭教育出前講座を市内幼稚園・保育園で実施した。 ・中央公民館の出前講座において、地域課題や地域資源を生かした文化講座などを開催し、地域との連携を意識した講座を開催した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま人キャンパスを実施する中で、市域における新たな人材の掘り起こしができ、将来的に地域で活動する人材育成につながった。 ・広報、ケーブルテレビ、PTA連合会主催の教育を語る会において、「かめやまお茶の間10選(実践)」を多くの市民、子育て家庭に周知を図ることができた。 ・市内幼稚園・保育園において、出前講座を開催し、家庭の教育及び親の学びの取組が進んだ。 ・地区コミュニティを拠点として、中央公民館の出前講座を開催し、身近な場所での学びの機会を提供することができた。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま人キャンパス、中央公民館の出前講座、市内幼稚園・保育園での家庭教育講座など、市民の身近な場所での学習機会を多数提供することができ、だれもが学べる環境づくりが推進された。

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・かめやま人キャンパス受講者の修了後の実践活動を見据えたカリキュラム編成が課題であり、そのためには、行政各部局や市内で活動している団体との調整が必要である。
--------	--

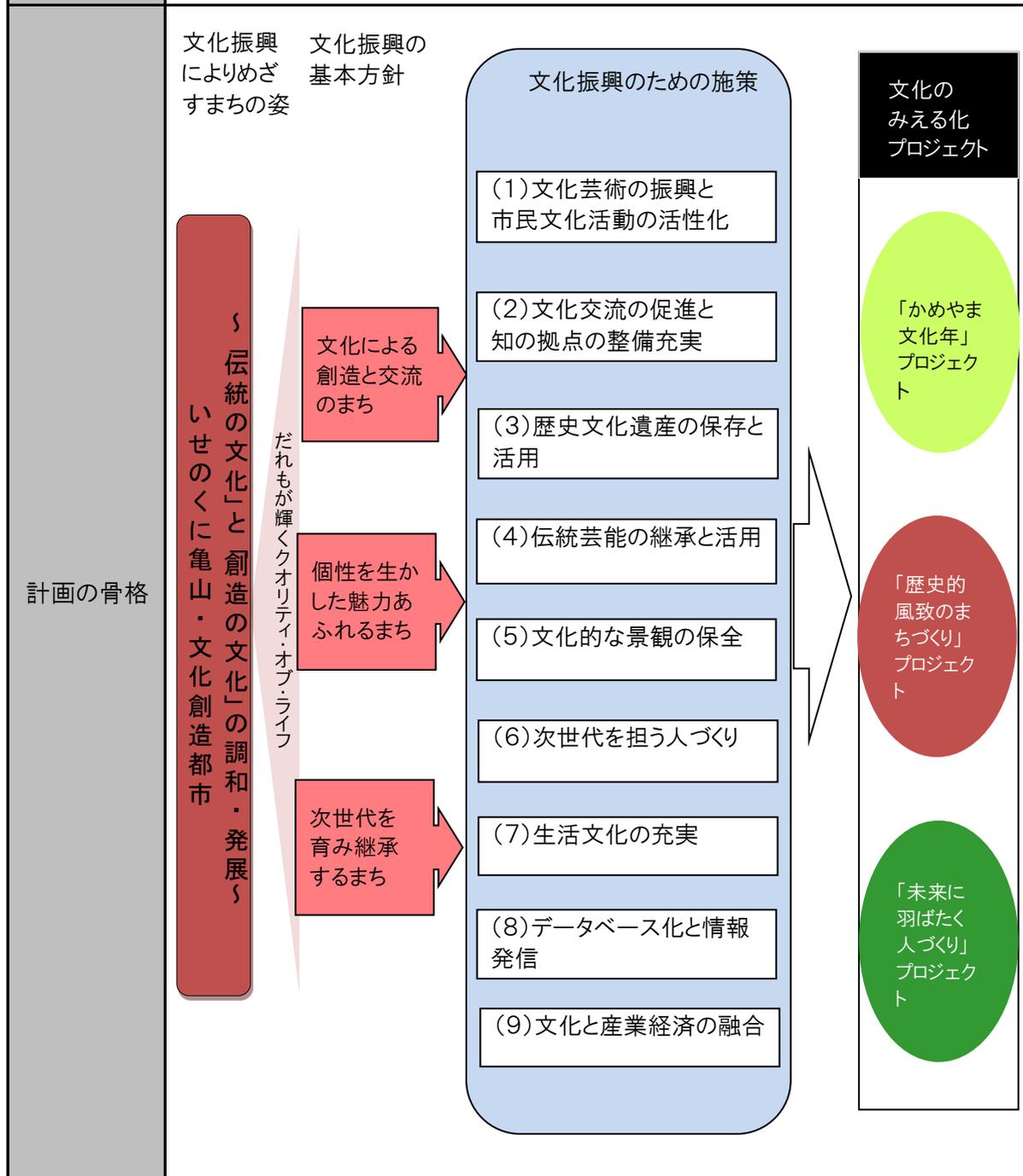
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する有識者で組織される各種会議や市民の意見聴取を行いながら、かめやま人キャンパス、中央公民館講座の実施や「かめやまお茶の間10選(実践)」の取組を進め、「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝くまちづくりを推進していく。
--------	---

亀山市文化振興ビジョンに関する実績等報告書(令和元年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 3 年度
位置付け	本ビジョンは、文化芸術基本法に基づき、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化施策の方向性を体系化して示した文化施策分野にかかる計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「文化芸術の振興と文化交流の促進」と深く関わるものである。
目的・概要	すべての人が文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感することができるまちづくりが求められている。本ビジョンは、これまで培われてきた伝統の文化を継承・発展させ、さらに磨きをかけることにより、それらの輝きが個性を持ちながらも、調和し、高め合い、魅力ある文化を創造していくよう取組を進めるものである。



■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>かめやま文化年プロジェクトの企画立案、市民団体主体及び市関係部署との連携事業等の調整などを実施し、文化年プロジェクトの集大成となる文化年2020実施計画を策定した。また、文化年プレ事業として、市内中学校等にて「亀山市文化大使による寄席」を開催するなど、世代間・地域間の交流の促進と文化への興味を深めるとともに「かめやま文化年2020」への参画をPRした。</p> <p>市民俳句会、市民川柳大会、また公募による5部門の市美術展を開催した。市美術展では、中村晋也先生の作品のほか、伊賀市、甲賀市との交流作品の展示も行った。</p> <p>文化会館の施設整備については、長寿命化と利便性の向上を図るため、大ホールの電動昇降装置巻上機取替工事を実施した。</p>
成果	<p>かめやま文化年2020実施計画は、今まで培った文化にさらに工夫を加え、様々な人や団体が自己表現による満足感を感じられるよう検討し、策定することができた。</p> <p>文化年プレ事業等の実施により、様々な人や団体が文化に触れ、文化交流できる機会となるよう、亀山の文化を市民だけでなく、市外・県外へも情報発信し、気運を高めることができた。また、市民が日ごろの活動の成果を発表できる機会や、優れた芸術作品を鑑賞できる機会を設けることで、活動意欲が高まり、創作活動につながった。</p> <p>文化会館については、施設の利用状況等も考慮しながら、計画的に施設整備を進めることができ、施設の長寿命化と文化拠点としての利便性向上につながった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市、文化会館、文化関係団体等が協力して市民文化活動の成果を発表できる機会を設けることで、文化の振興を図り、様々な人が文化に触れ、地域間や世代間の交流ができる機会を増やした。</p> <p>文化会館との連携によるアウトリーチ活動や参加・育成型の文化芸術事業により、将来、文化芸術を支える人材の育成・確保につなげた。また、文化拠点として文化会館を計画的に整備し、市民の施設利用を促進している。</p>
反省点・課題	<p>文化会館や文化関係団体と連携を図り、文化に触れる機会を充実させ、今後文化芸術活動を担う人材の育成が必要である。文化団体や市民のつながりを深め、より多くの市民が参画し活躍できる場を提供していく必要がある。周知方法等を工夫し、積極的にPRする必要がある。</p>
今後の方向性	<p>市の文化政策を推進していくため、条例の策定を目指す。</p> <p>市民が文化活動に関わる機会を広く創出していくため、今後、実行委員会形式の「文化年」プロジェクトは見直し、地域間・世代間の文化交流を活かす機会の確保や市民団体主体の文化活動への支援を強化していく。</p>

(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・ 関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
文化芸術の振興	文化芸術に関する広報啓発活動の実施	文化共生G		引き続き、市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。	文化に関する行事やイベントの後援を行い、開催内容をホームページ等で周知した。また、国や県からの助成制度についても、関係団体に周知した。文化に関する行事・イベントの後援件数：21件	市のホームページ等を有効に活用し、文化に関する行事やイベント等の情報発信を積極的に行う必要がある。	令和2年度は3年に1度の文化年の年であるため、市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。
	文化芸術に関する講演会などの開催	文化共生G		今後も文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催する。	亀山市美術展の開催期間中に、子供から大人まで幅広い層に文化芸術に触れていただく機会として、小学生から参加できる日本画(水墨・四季画)の体験講座を開催した。 特別講座：「日本画(水墨画)の体験講座」参加者数：21名	市民が興味を引き、参加したくなるような文化芸術の振興につながる講演会を企画する必要がある。	今後も引き継ぎ、文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催していく。
文化芸術の振興	文化芸術に関する講座、教室の充実	社会教育G	亀山市立中央 公民館	生涯学習計画に基づき今後も、地域の歴史をテーマとした講座を継続的に実施していく。	サンデーヒストリーや教養講座、各地域での出前文化講座などで、文化芸術や地域の歴史に関する講座を実施した。また、令和元年度から開講した「かめやま人キャンパス」では、「まちの歴史人養成講座」を実施した。	中央公民館とかめやま人キャンパスの役割を明確にしながら、文化芸術や地域の歴史に関する講座を継続的に実施していく必要がある。	【中央公民館講座における芸術文化講座】 楽しい風景スケッチ、初めてのオカリナ、音楽ワールドツアー、ゴスペル、水引～伝統とアート～、新しい切り絵～彫紙アート～、伊勢根づくり、モザイクタイトルアート、押し花アート、俳句入門 等 【中央公民館講座における地域の歴史に関する講座】 サンデーヒストリー～かめやま～ 【かめやま人キャンパスにおける地域の歴史に関する講座】 まちの歴史人養成講座
	参加体験型の文化芸術事業の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。	亀山市文化会館の自主事業として、市民や市内の文化芸術団体が参加できる参加・育成型の事業や、小・中学校等へアウトリーチが実施された。 参加・育成型の自主文化事業開催数：9事業	将来の文化を担う人材の育成のため、引き続き、市民参加・育成型の事業や小中学校へのアウトリーチを実施する必要がある。	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。
優れた文化芸術に触れる機会の提供	さまざまな年齢層に配慮した、多様なジャンルの文化芸術事業の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援する。(クラシック音楽、演歌、子ども向け催し物、コンサート、映画など)	亀山市文化会館の自主文化事業として、音楽や子供向けの催し、コンサート等が実施された。 自主文化事業開催数：16事業	引き続き、幅広い客層が文化芸術に触れることができよう、多様なジャンルの事業を開催していく必要がある。	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援する。(クラシック音楽、演歌、子ども向け催し物、コンサート、映画など)
	文化芸術公演などにおける手話、字幕などの整備促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業の内容に応じ、手話や字幕などの実施を指示する。	文化会館フェスタ2019の舞台発表において、発表団体や演目等の字幕をプロジェクターに投影した。	文化会館の自主事業において、手話や字幕の整備を促進する必要がある。	今後も文化会館の自主文化事業の内容に応じ、手話や字幕などの実施を指示する。
	学校や福祉施設などにおけるアウトリーチ活動の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。(学校における発声、合唱指導など)	亀山市文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動が実施された。 アウトリーチ活動実施数：4事業	優れた文化芸術に触れる機会として、引き続き、アウトリーチ活動を様々な場所で実施していく必要がある。	文化会館の自主文化事業として、小中学校における発声、合唱指導などのアウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。

<p>文化芸術活動の成果を発表する機会の提供</p>	<p>文化共生G</p>	<p>(公財) 亀山市地域社会振興会</p>	<p>文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。</p>	<p>亀山市美術館の特別展において、伊賀市、甲賀市、亀山市の「いなか連携プロジェクト」の取組の一環として、亀山市美術館において、甲賀市・伊賀市の人賞作品の展示を行い交流を図った。</p>	<p>今後周辺市町や文化施設と連携して、優れた文化芸術を鑑賞できる機会を提供する必要がある。</p>	<p>文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。</p>
<p>市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進</p>	<p>文化共生G 社会教育G</p>	<p>亀山市芸術文化協会 亀山市立中央公民館</p>	<p>各団体の祭典の支援及び市民文化祭の必要性について検討を継続して行う。 今後についても、さまざまな場を利用して成果発表を実施していく。</p>	<p>市民文化祭は休止しており、文化会館が実施する文化会館フェスタ2019、芸術文化協会が実施する芸文祭を支援した。 学びの成果発表の場として、公民館講座成果展示を実施した。また、新たな取組として、次年度に実施予定の講座の体験コーナーを設けた。</p>	<p>文化会館、芸術文化協会等の団体の意向を踏まえ、市民文化祭の必要性について検討を進める必要がある。</p>	<p>各団体の祭典への支援の継続及び市民文化祭の必要性について検討を行う。</p>
<p>亀山市美術館などの充実</p>	<p>文化共生G</p>		<p>今後日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術館を閉催する。また、審査、展示等について段階的に改善に取り組む。</p>	<p>亀山市美術館を閉催し、展示期間を長く設けることで、多くの市民に芸術に触れあう機会を提供できた。</p>	<p>引き続き、審査、展示等について段階的に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>今後日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術館を閉催していく。また、審査、展示等については段階的に改善に取り組む。</p>
<p>亀山市芸術文化協会との連携強化と活動への支援</p>	<p>文化共生G</p>		<p>亀山市芸術文化協会と連携して、市民文化活動の成果発表の場を盛り上げていく。</p>	<p>亀山市芸術文化協会と連携して、文化会館フェスタ2019や市展を開催した。また、補助金による財政支援を行い、芸術文化協会主催の芸文祭を支援した。 補助金額：600,000円</p>	<p>市の文化振興を図るため、芸術文化協会との連携をより強めていく必要がある。</p>	<p>亀山市芸術文化協会と連携して、市民文化活動の成果発表の場を盛り上げていく。</p>
<p>市民の自主企画による展覧会や音楽会、文字などの発表活動への支援</p>	<p>文化共生G</p>		<p>かめやま文化年2020の検討を行う中で、市民が主催の事業に関して支援できるよう検討していく。</p>	<p>「かめやま文化年2020」に向けてプロジェクト推進委員会を開催し、かめやま文化年実行委員会が主体の「パブリックプログラム」、民間団体などが主体の「シチズンプログラム」、市関係部署が実施する「市関係事業」の各事業を決定した。</p>	<p>かめやま文化年の集大成となる「かめやま文化年2020」に向けて、文化団体や市民がのつながり深めることにも、多くの市民が活躍できる場を提供する必要がある。</p>	<p>かめやま文化年2020の中で、市民団体などが主体となつて行う事業「シチズンプログラム」を支援する。</p>
<p>継続して特色ある文化活動を行なっている団体への支援</p>	<p>文化共生G</p>	<p>(公財) 亀山市地域社会振興会</p>	<p>文化会館と連携して、市内で特色ある文化活動を行なっている団体の活性化や新規で意義のある活動を進めようとしている団体の発展を支援し、活動支援を行う。</p>	<p>市民団体アート亀山と協働事業を通じて、「亀山アール2020プロジェクト」を支援した。</p>	<p>継続して特色ある文化活動を行なっている団体のほか、新規で活動を行おうとしている団体にもサポートが必要である。</p>	<p>文化会館と亀山市芸術文化協会と連携し、市内で特色ある文化活動を行なっている団体や新規で意義のある活動を進めようとしている団体の発展のため、継続して活動支援を行う。</p>
<p>文化芸術事業の企画運営や市民の文化芸術活動をサポートする、文化ボランティアの育成と活用</p>	<p>文化共生G</p>	<p>(公財) 亀山市地域社会振興会</p>	<p>文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その活用を図る。</p>	<p>文化会館を拠点に活動している文化団体からボランティアを確保し、受付や客席案内で活用した。</p>	<p>引き続き、文化団体に声を掛け、ボランティアの登録者の増加を目指す。</p>	<p>文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その育成と活動支援を行う。</p>

文化芸術活動に功績のあった人材を顕彰する制度の創設	文化共生G		文化振興条例の制定のための準備を進めるとともに、顕彰制度の創設に向けて、引き続き検討を行う。	検討委員会等での検討を行い、令和3年度に制定予定の文化振興条例に併せて検討することとした。	文化振興条例の制定に併せて、具体的な対象者の選定方法や、顕彰の基準について検討が必要である。	文化振興条例の制定のための準備を進めるとともに、引き続き検討を行う。
文化芸術を担う人材の育成	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトラリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう支援する。	文化会館の自主文化事業として、アウトラリーチ活動を行い、市内の小学校や中学校へプロの奏者や市内の劇団などを派遣し、児童生徒に本格的な音楽や講演に触れていただく貴重な機会となった。	文化芸術を支える人材の育成のため、引き続き、アウトラリーチ活動や市民参加型事業を行い、将来文化を担う人材の確保やその育成が必要である。	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトラリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう継続支援していく。
芸術家に市内に滞在してもらい、創作活動の場を提供するアーティスト・イン・レジデンスの検討	文化共生G		他市の事例を情報収集しながら、アーティスト・イン・レジデンスの実施の支援を検討する。	周辺自治体の実施状況等を情報収集し実施の可能性を検討した。(伊賀市風と土のふれあい芸術祭 in 伊賀 実行委員会) 毎年実施・鳥羽市商工会議所 2017で実施)	当市の文化芸術活動のさらなる発展及び市内に滞在し創作活動ができるような場を確保していく必要がある。	他市の事例を情報収集するとともにアーティスト・イン・レジデンスを実践している亀山トリエンナーレ2020実行委員会への支援を行う。
生涯学習人材バンクの普及と活用	社会教育G	亀山市立中央公民館	今後についても、さまざまな場を利用して成果発表を実施していく。	学びの成果発表の場として、公民館講座成果展示を実施した。また、新たな取組として、次年度に実施予定の講座の体験コーナーを設けた。	学びの成果還元が地域文化の向上につながるという視点から継続的な実施が必要である。	公民館講座の受講者の作品を展示する「公民館講座成果展示会」を実施する。
スポーツ文化に関する情報提供の充実	スポーツ推進G		スポーツの重要性を市民に認識してもらうよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報提供する。	イベントや各種教室の開催について、市広報やホームページ等で情報提供を行った。	スポーツの重要性を市民に認識してもらうよう、引き続き、情報提供を行う必要がある。	スポーツの重要性を市民に認識してもらうよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。
総合型地域スポーツクラブへの支援	スポーツ推進G		だれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組むことのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化されるよう助言を行う。	地域でのスポーツ環境を整備するため、引き続き、総合型地域スポーツクラブに対する支援が必要である。	地域でのスポーツ環境を整備するため、引き続き、総合型地域スポーツクラブに対する支援が必要である。	だれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組むことのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化されるよう助言を行う。
スポーツ文化の振興	スポーツ推進G		スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。	オリンピック聖火リレーにおいて関係の山車会館で地元文化を披露する応援イベントが開催出来るよう、関係団体等と協議した。	スポーツと文化が融合可能な事業を検討する必要がある。	スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
世代間交流の促進	地域の伝統行事や学校行事などを活用した、文化交流の促進	文化共生G	亀山市芸術文化協会	かめやま文化年2020の中で、文化を通じた世代間交流の検討を進める。	かめやま文化年2020プロジェクト推進委員会を3回開催して、子供から大人まで関わられる事業の検討を実施した。また、芸術文化協会では芸文祭において親子で楽しめるイベントを実施し、世代間の交流を行うことができた。	地域や学校を巻き込んだ文化交流の促進が必要である。	伝統芸能を通じて、子供から大人までが楽しみながら世代間交流できる「かめやま新能」を開催するとともに、かめやま文化年2020の事業の中でも世代間交流できるイベントを開催していく。
	文化施設や公民館等における世代間交流を進める事業の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利用し、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域の人の交流を図る。	地域人材を活用した地域の伝統芸能かんこ踊りや技術(紙すきや書道等)を学ぶことを通して、地域の人の交流をした。	引き続き、世代間交流の場を活用して、学校行事や地域交流の場を活用する必要がある。	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利用し、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域の人の交流を図る。
地域間交流の促進	周辺市町及び関連市町との連携による、市民レベルの文化交流機会の充実	文化共生G	亀山市立中央公民館	生涯学習計画に基づき、今後とも、世代間交流ができる機会を提供していく。	かめやま文化年2020プロジェクト推進委員会を2回実行委員会で3回開催して、子供から大人まで関わられる事業の検討を実施した。文化会館の自主文化事業で、子供向けの体験型事業などを行い、世代間交流を深める事業が実施された。	今後も継続して実施を行う必要がある。	文化会館と協力し、子供から高齢者まで参加できて世代間交流が図れる事業を継続して展開していく。
	周知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の取組みを支援する。	文化共生G	亀山市立中央公民館	生涯学習計画に基づき、今後とも、世代間交流ができる機会を提供していく。	市民会議等において地域や外部団体の参画により「サマーキャンプ」を実施し、世代間での交流を行うことができた。	今後も継続して実施を行う必要がある。	サマーキャンプにおいて、世代間の交流を行うことができる。
地域間交流の促進	周辺市町及び関連市町との連携による、市民レベルの文化交流機会の充実	文化共生G		伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の一環として、美術展の相互展示を実施するとともに、情報交換を積極的に行う。	亀山市美術展において、「いこか連携プロジェクト」として美術展の相互展示を実施するとともに情報交換を実施した。伊賀市展・甲賀市展はコロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。	今後も継続して実施を行う必要がある。	伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の一環として、美術展の相互展示を実施するとともに、情報交換を積極的に行う。
	次年度の亀山市での交流事業の開催に向け、羽曳野市・御所市との三市で調整し、事業を検討する。	政策調整G		令和2年度日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の開催に向け、羽曳野市・御所市と調整し、事業内容の検討を行った。	令和2年度日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の開催に向け、三市の担当者会議を開催し、事業の詳細について決定していくほか、事業について市民に広く周知し、事業開催が円滑に進むよう努める必要がある。	令和2年度日本武尊・白鳥伝説三市交流事業を開催し、市民同士の交流促進を図る。 【開催日】令和2年11月15日(日) 予定 【場所】亀山市内 【内容】日本武尊御墓(能褒野御墓)見学、日本武尊に関するミニミニカールの鑑賞等	
文化団体同士の交流機会の充実	文化共生G	亀山市芸術文化協会	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の取組みを支援する。	各団体に対して支援を実施し、文化団体同士の交流の機会を提供した。	文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会が、高齢化や少子化により登録団体が減少傾向にある。	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の芸文祭などの取組みを支援していく。	

外国人住民が日本語を習得できる機会を確保し、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及	市民協働G	はじめのいっば	<p>今年度も亀山日本語教室を開催し、外国人住民が日本語を習得する機会を確保し、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を図る。また、多言語への対応策の一つとして、やさしい日本語の普及に努める。</p>	<p>今年度も亀山日本語教室を開催し、外国人住民が日本語を習得する機会を確保し、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を図る。また、多言語への対応策の一つとして、やさしい日本語の普及に努める。</p>	<p>亀山市の外国人人口は増加し、多国籍化が進んでいるため、引き続き亀山日本語教室を開催し、日本語を教える機会を確保する必要がある。日本語を教えるボランティアスタッフの不足の解消と能力向上のため、ボランティア養成講座の内容充実を図る。やさしい日本語の普及や多言語対応体制を整い、多くの外国人に対して対応できる体制を整いつつあるが、それらにさらなる利活用していただくよう、在住外国人への周知・啓発が必要である。</p>	<p>外国人生活相談窓口が開設され、多くの言語に対応出来るようになったが、やさしい日本語の普及には必要であり、職員研修等により職員に周知する機会を設けていく。</p>	<p>今後も外国人住民が日本語を習得できる機会を確保し、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を図る。また、多言語への対応策の一つとして、やさしい日本語の普及に努める。</p>
外国人住民に対する情報提供の充実と、まちづくりに積極的な参加の促進	市民協働G	図書館	<p>新たな試みとして、三重県の国際交流員(CIR)の出前講座を活用し、日常業務で利用できるやさしい日本語についての職員研修を実施する。</p>	<p>三重県の国際交流員(CIR)の出前講座を開催し、課長級職員に対して日常業務や災害時の避難所での想定問答を、やさしい日本語で対応する手法を学んだ。</p>	<p>市内の外国人人口は増加しており、日常窓口や非常時等で外国人と接する機会も増えていることから、やさしい日本語の普及が求められる。</p>	<p>外国人生活相談窓口が開設され、多くの言語に対応出来るようになったが、やさしい日本語の普及には必要であり、職員研修等により職員に周知する機会を設けていく。</p>	<p>今後も外国人住民が日本語を習得できる機会を確保し、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を図る。また、多言語への対応策の一つとして、やさしい日本語の普及に努める。</p>
文化施設の計画的な整備とそれぞれのコンセンサスに応じた機能の充実	文化共生G		<p>文化施設におけるバリアフリー化の推進</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>
文化施設におけるバリアフリー化の推進	文化共生G		<p>文化施設におけるバリアフリー化の推進</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>	<p>文化施設大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施した。</p>
文化施設の事業運営への市民参加の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進する。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>
身近な文化芸術活動の場の提供	文化共生G		<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進する。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>	<p>文化施設が設置する運営委員会への市民参加を促進し、事業運営に対する意見を求めることが出た。</p>

知の拠点 のネットワーク づくり	文化施設間における 情報の共有化と 事業連携の促進	文化共生G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	市内の文化施設がより多くの市民に利 用してもらえよう、相互の施設間の 連携を促進する。	市内の文化施設がより多くの市民に利 用してもらえよう、相互の施設間の 情報共有及び連携を促進する。
	県や近隣市町の文 化施設との広域連 携や機能分担の促 進	文化共生G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	各施設の資料の配架やポスター掲示等 依頼などを行った。	より多くの市民に利用してもらえよう と、施設間の連携を深める必要があ る。
				文化会館職員が県や周辺市町の文化施 設等が参加する会議等に出席し、自主 文化事業に関する情報交換などを行っ た。	文化会館と県や周辺市町の文化施設な どが連携して、自主文化事業の内容の 充実を図るとともに、広域的な情報交 換を進める。
				文化会館職員が県や周辺市町の文化施 設等が参加する会議等に出席し、自主 文化事業に関する情報交換などを行っ た。	文化会館と県や周辺市町の文化施設な どが連携して、自主文化事業の内容の 充実を図るとともに、広域的な情報交 換を進める。

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・ 関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
文化財などの保存及び活用	文化財などの保存・継承に携わる専門職員の育成	まちなみ文化財G	歴史博物館	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。	文化庁へ職員1名を研修派遣し、各種研修会へ参加させた。	引き続き文化庁へ職員を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。研修成果を現場へ還元する。	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。
	文化財などの保存状況の定期的な点検の実施と、必要に応じて修復を行なうなど保存の推進	まちなみ文化財G		適宜文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。	警報発令後に、職員による文化財パトロールを実施した。所有者等の求めに応じ、修復工事等に対する支援を行った。	文化財所有者等への支援を拡充するため、さまざまな文化財分類に応じた職員の専門的知識の習得が必要である。	適宜文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。
歴史的なまちなみの保存	歴史文化遺産保全活用推進員（ヘリテージマネージャー）の育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化遺産研究会	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。	求めに応じて研修会等へ市職員を派遣した。関宿伝建地区内で協働して修理現場公開事業を行った。	活動支援を行うとともに、引き続き活動の場を確保することが必要である。	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。
	東海道関宿の重要な伝統的建造物群保存地区における適切な保存修理・修繕の推進	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化遺産研究会	事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。	伝統的建造物保存修理修景事業を実施した。	計画的な事業の推進、継続が必要。	事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。
歴史的なまちなみの保存	亀山宿、坂下宿、坂本棚田など歴史的なまちなみ、文化的な景観の保存・整備の推進	まちなみ文化財G	都市計画G	整備した旧佐野家住宅の公開活用について、地元まちづくり協議会等と活用内容等について協議する。	整備した旧佐野家住宅の公開活用を行い、地元まちづくり協議会と活用内容等について協議した。	整備した歴史的建造物をつなぐ街道の整備等について、引き続き関係部署との協議を行う。	引き続き整備した旧佐野家住宅の公開活用について、地元まちづくり協議会等と活用内容等について協議する。
	まちなみ保存につながる活動及びまちなみ内の歴史的施設を利用したイベントの支援	まちなみ文化財G	坂本営農組合	第4期の最終年度となることから、計画的に事業を執行するとともに第5期に向け、集落への支援を行うとともに、企業などとも株主活動について話し合いを進めていく。	第4期の最終年度となることから、計画的に事業を執行するとともに第5期に向け、集落への支援を行うとともに、企業などとも株主活動について話し合いを進めていく。	5期に向け、集落への支援を行い、保全活動について話し合いを進めていく必要がある。	5期の集落協定を締結するため、集落への支援を行い、保全活動について話し合いを進めていく。
歴史的なまちなみの保存	まちなみ保存につながる活動及びまちなみ内の歴史的施設を利用したイベントの支援	まちなみ文化財G	NPO東海道関宿 関宿案内ボランティアの会 亀山宿語り部の会	亀山宿語り部の会の自立に向けて支援を行う。	一般市民向けの亀山宿語り部の会学習会を実施した。	会員の増など、担い手の積極的な育成を図る必要がある。	引き続き亀山宿語り部の会の自立に向けて支援を行う。
		農業G	三重県自治会 三重大学など				

歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進	歴史文化遺産の展示・公開、歴史文化遺産情報の発信	歴史博物館		第31回から第33回までの企画展と亀博自由研究のひろばの展示図録を配信する。	第32回、第33回企画展のウェブ図録を配信した	第31回と亀博自由研究のひろばのウェブ図録を令和2年度中に配信できるように計画を立てる	第34回から第35回までの企画展と亀博自由研究のひろばの展示図録を配信する。
	歴史文化遺産を活用した郷土学習の充実	歴史博物館	教育支援G	歴史博物館 IN 井田川小学校を11月15日に開催する。	全校児童、保護者、地域合わせて993人が観覧した	小学校によっては、地域と一緒に開催する行事のときの開催日を計画しているが、歴史博物館との館行事と重なるときがあり、調整に時間がかかると認め、相当早い時期から校長会への相談や、次回開催会場の検討をする必要が出てきた。	5月15日に歴史博物館 IN 昼生小学校を開催する
市民ぐるみによる歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進	語り部、保存会、地区コミュニティなど地域住民が主体となつて地域の歴史文化遺産を保存、活用する取り組みの促進と活動への支援	まちなみ文化財G	自治会 地区コミュニティ	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。	市内各地での歴史文化遺産を核とした諸活動を支援した。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。
	デジタル市史を活用し、地域と連携した歴史博物館（屋根のない博物館）の創出	歴史博物館	教育支援G	行政出前トークのテーマと内容を見直しを行う。	「あなたのまちの歴史散歩」をテーマに5箇所実施した	同じ地域で申し込みがあった場合、過去と同じ内容にならないように資料調査を進める	テーマを変えて一年目のため令和2年度も引き続き同じテーマで地域の歴史を伝える
歴史文化遺産から文化を発信する	歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進	観光交流G	閑宿・周辺地域にざわいづくりに推進連絡会議	補助金活用の広報活動や補助対象の拡大検討を行う。	閑宿にて観光に携わる各種活動団体への広報活動を実施。事業経費に係る補助対象拡大は現段階では困難。実績：2件	そもそも各種団体活動資金不足により、事業実施が行えない状況。	引き続き、観光関連団体への広報活動を展開する。
	歴史文化遺産を活用した文化イベントの開催	まちなみ文化財G	閑宿スケッチコンクール実行委員会 閑宿町並み町屋茶会実行委員会	「文化財建造物公開活用事業」を進める。	閑宿伝建地区内にある旧落合家住宅において、閑宿まちなみ保存会や閑宿案内ボランティアの会と連携し、公開活用事業を進めた。	市民団体等との連携を深め、文化財建造物の公開をより進める必要がある。	「文化財建造物公開活用事業」を進める。

(4) 伝統芸能の継承と活用

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・ 関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
伝統芸能の保存、継承	郷土芸能や伝統行事が有する文化的価値について、理解、普及を図るための情報提供の実	まちなみ文化財G	広報秘書G	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行う。	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行った。	伝統行事等の確実な継承・実施に向けた支援を行う。	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行う。
	映像や音声などによる郷土芸能や伝統行事の記録化	まちなみ文化財G 歴史博物館		個人所蔵者、執筆者へ改編について了承をとる 他の資料保存機関や自治体によるホームページのセキュリティ等の状況をリサーチする。	国の史料保存機関を中心に、ウェブ上の史料画像の閲覧だけでなく、ダウンロードを可能とし、利用についても、原本所蔵と原史料請求番号、史料名の明治により、展示パネルやその他の利用についても認めていることが分かった。	ウエブからの史料画像のダウンロードをどのようにしていくかを含め、改編の設計図を作成する必要がある	館蔵史料について令和3年度に改編業務の委託ができるように、9月までに設計図と仕様書を作成する
郷土芸能や伝統行事の発展と復興のための取り組みの促進	活動が消滅、衰退している郷土芸能や伝統行事の発掘と復興のための取り組みの促進	文化共生G		郷土芸能や伝統行事に携わる団体に対して、国や民間団体等の各種助成金制度を周知し、活動を支援する。	文化庁の実施している伝統文化親子教室事業を活用し、伝統芸能の保存団体等が助成金を獲得して事業を実施することができた。	引き続き、様々な制度を活用しながら、継続的に活動している団体を支援する必要がある。	郷土芸能や伝統行事に携わる団体に対して、国や民間団体等の各種助成金制度を周知し、活動を支援する。
	郷土芸能や伝統行事の発展と復興のための取り組みの促進	まちなみ文化財G	閑宿「関の山車」保存会	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した閑の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。
郷土芸能や伝統行事についての文化芸術講座や実演会の開催など、市民が伝統文化に触れ、親しむ機会の充実	郷土芸能や伝統行事についての文化芸術講座や実演会の開催など、市民が伝統文化に触れ、親しむ機会の充実	文化共生G		様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。	市が補助支援している芸術文化協会の芸文祭において、灯おどりなど伝統行事を体験できる機会を提供していただいた。	今後、市民が伝統文化・伝統行事に触れる機会を創出する必要がある。	令和2年度は、市制15周年記念事業としてかめやま新能を開催し、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会を創出する。
	郷土芸能や伝統行事についての文化芸術講座や実演会の開催など、市民が伝統文化に触れ、親しむ機会の充実	まちなみ文化財G 社会教育G	閑宿「関の山車」保存会 龜山市立中央公民館	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。 生涯学習計画に基づき、今後も広い視野で伝統文化に接する機会提供を進める。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。 出前文化教室や出前教室などで伝統文化に関する講座を実施した。	整備した閑の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。 伝統文化を地域の魅力として共有する意識の中で取り組んでいく必要がある。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。 【中央公民館講座】 俳句入門・百人一首入門・伊勢根付づくり・水引～伝統とアート～・和太鼓叩いて健康づくり(葛葉太鼓) 【かめやま人キヤンパス】 まちの歴史入養成講座

伝統芸能の後継者の育成	子どもや若者が地域の伝統文化を学ぶ機会を充実	文化共生G		様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。	市が補助支援している芸術文化協会の芸術祭において、灯おどりなど伝統行事を体験できる機会を提供していただいた。	今後、市民が伝統文化・伝統行事を学ぶ機会を創出する必要がある。	令和2年度は、市制15周年記念事業としてかめやま薪能を開催し、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会を創出する。
		まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお雛子練習体験等の支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の子供や小学生を対象とした小山車曳きやお雛子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお雛子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお雛子練習体験等の支援を行う。
		社会教育G	龜山市立中央公民館	生涯学習に基づき、今後も、子どもから大人まで参加することができ、講座が後継者育成につながるよう継続実施していく。	放課後子ども教室において、地域の学習アドバイザーの指導により灯おどりの体験教室を行った。また、サマーキャンプでは、伊勢型紙の体験を小学生・中学生・高校生を対象に実施した。	様々な機会をとらえて、地域の伝統芸能を地域の指導者から子どもや若者に伝える機会を作る必要がある。	【放課後子ども教室】 灯おどり教室・かんこ踊り 【公民館講座】 和太鼓叩いて健康づくり（葛葉太鼓）
		まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお雛子練習体験等の支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の子供や小学生を対象とした小山車曳きやお雛子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお雛子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお雛子練習体験等の支援を行う。
伝統芸能の公開	地域の高齢者が子どもや若者に伝統文化を伝える仕組みづくりの推進	社会教育G		生涯学習計画に基づき、人材バンクなど、学び手から学びの提供者への転換を図る場として放課後子ども教室の活用も促していく。	放課後子ども教室において地域の学習アドバイザーの指導により和太鼓、茶道、生け花などの体験教室を行った。	【放課後子ども教室】 和太鼓・茶道・生け花教室・着付け教室 等	
		文化共生G		様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。	市が補助支援している芸術文化協会の芸術祭において、灯おどりなど伝統行事を披露していただいた。	今後、市民が伝統文化・伝統行事に触れる機会を創出する必要がある。	伝統芸能を通じて、子供から大人までが楽しみながら世代間交流できる「かめやま薪能」を開催するとともに、かめやま文化年2020の事業の中でも、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会を創出を図る。

(5) 文化的な景観の保全

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・関連団体	令和元年度の計画(具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画(具体的な取り組み内容)
景観の保全、整備の推進	亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用による魅力的な景観の保全と形成	都市計画G		届出の事前相談の中で、景観への配慮事項等の確認等を行い、スムーズな手続きを進める。	景観法の届出に際し、29件の事前相談を行った。	今後も、届出の事前相談の中で、景観への配慮事項の確認等を行い、計画途中での手戻りを生じさせないスムーズな手続きを進め、亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用を進める必要がある。	届出の事前相談の中で、景観への配慮事項等の確認等を行い、スムーズな手続きを進める。
	景観形成推進地区及び景観重点地区の指定と保全、整備の推進	都市計画G		亀山城下町景観形成推進地区における現状の把握を行う。	亀山城下町景観形成推進地区における町屋等の景観重要建造物(候補)の現況調査を行った。	景観形成推進地区における町屋等の景観重要建造物(候補)の取り壊しや建替えが進んでいるので、現存する景観重要建造物(候補)の保存のため、景観重要建造物の指定等や重点地区の指定を進める必要がある。	亀山城下町景観形成推進地区における町屋等の歴史的建造物の調査結果を分析し、景観重要建造物等の指定や重点地区の指定について検討する。
景観の保全、整備の推進	亀山市の景観の大きな特徴となっている自然景観、歴史・文化景観のうち、主要な視対象について、眺望景観として発掘、保全の推進	都市計画G 農業G		景観届出の際に、チェックシートに行き、主要な視対象・視点場リストに挙がっているものがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保全に配慮するよう指導を行う。	景観届出のチェックシートに行き、近隣に主要な視対象・視点場リストに挙がっているものがないか確認を行った。	主要な視対象について、眺望景観として発掘、保全の推進が必要である。	景観届出の際に、チェックシートに行き、近隣に主要な視対象・視点場リストに挙がっているものがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保全に配慮するよう指導を行う。
	農業経営の安定化を支援しつつ、フェイスブック等を通じ情報発信することによって農村景観の向上や耕作放棄地の発生防止に理解を得て、持続的な運営を支援する。				農地を保全し、持続的な田園景観の維持を図った。市内で1,264 aの取組があった。フェイスブックの活用や、新聞などに掲載され、市内外に広くPRすることができた。	農家や営農組合の担い手が高齢化していることで、取組者の確保が難しい。また、市の補助金だけでは必要経費を賄う程度でしかないため、取組面積の拡大につなげにくい。	農業経営の安定化を支援しつつ、フェイスブック等を通じ情報発信することによって農村景観の向上や耕作放棄地の発生防止に理解を得て、持続的な運営を支援する。
景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実	景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実	都市計画G		地域や関係機関に対して、景観に関する定期的なPRや回覧、また、良好な景観に関する事業についての情報発信を進める。	景観の日に合わせて、広報へ景観計画についての周知を行うとともに、関係機関(三重県四日市建設事務所等)に亀山市景観計画の届出制度に関する資料を置きPRに努めた。	景観計画及び届出制度の更なる周知が必要である。	地域や関係機関に対して、景観に関する定期的なPRや回覧、また、良好な景観に関する事業についての情報発信を進める。
	里山公園や森林公園などを環境学習の場として活用	環境創造G		5月に春のイベント、8月にザリガニつり大会、12月にクリスマスリースづくり体験を実施し、自然の大切さを学ぶ機会を設ける。亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく。	春のイベントやザリガニつり大会、クリスマスリースづくり体験などを実施する事で、自然の大切さを学ぶ機会を設けた。(R1年度約650名参加) 市民団体と行政で構成する亀山里山公園みちくさ管理運営協議会において、フォトコンテスト、里山塾(年5回)を実施。 また、本協議会において、運営方法について検討を行った。(R1年度8回開催)	イベント参加者に、環境に関する目的の情報や里山の機能・重要性をわかりやすく発信できるようにイベント内容の改善を図っていく必要が減少して来た。また、イベントの参加者数の見直しも含め、改善を図る必要がある。	5月に春のイベント、8月にザリガニつり大会、12月にクリスマスリースづくり体験を実施し、自然の大切さを学ぶ機会を設けるとともに、亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく予定だが、新型コロナウイルスの状況により、イベントの開催ができていない場合も出てくると思われるので、インターネットの活用等、開催方法・内容等を検討する。

<p>森林林業G</p>		<p>「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」を中心に、亀山森林公園において、引き継ぎイベントを通じて市民に森林や木材に触れ合う機会を提供する。また、自然公園の更なる有効活用のため、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントを開催した。</p> <p>○鈴鹿川等源流の森林づくり協議会主催イベント 1回(8月11日)：200名参加 ○主催イベント(モリの木こり講座) 1回(10月5日) 4名受講 ○グループ活動回数：4回 延べ25名参加</p>	<p>亀山森林公園において、イベントを通じて市民に森林や木材に触れ合う機会を提供した。また、自然公園の更なる有効活用のために、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントを開催した。</p> <p>○鈴鹿川等源流の森林づくり協議会主催イベント 1回(8月11日)：200名参加 ○主催イベント(モリの木こり講座) 1回(10月5日) 4名受講 ○グループ活動回数：4回 延べ25名参加</p>	<p>「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」を中心に、亀山森林公園において、引き継ぎイベントを通じて市民に森林や木材に触れ合う機会を提供する。また、自然公園の更なる有効活用のため、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントの開催を働きかける。</p>	
<p>森林林業G</p>	<p>商工業・地域交通G 鈴鹿川等源流の森林づくり協議会</p>	<p>令和元年6月に鈴鹿川等源流の森林づくり協議会総会が開催され、5年間の構想及び元年度事業計画を承認された。また、事業計画に基づき、会員企業や市民参加型のイベントを開催した。</p> <p>【主催イベント】 ○8月11日(日) サマーフォレストinやまびこ 参加者：200名 協力：1社・3団体 ○10月27日(日) 鈴鹿味の歴史と自然を感じてみよう 参加者：55名 協力：1団体 ○12月14日(土) 親子で野登地区の魅力を感じてみよう 参加者：18組50名 協力：1団体</p> <p>【応援イベント】 ○9月8日(日) 坂本棚田稲刈り体験スタンプ応援 主催：近鉄百貨店四日市店・俵良品計画 応援人数：事務局5名 イベント参加者：30名 ○11月9日(土) 勤労者ファミリアフェスタ ブース出展 主催：勤労者地域づくり等参画支援事業実行委員会 応援人数：事務局3名 ブース来場者：150名</p>	<p>令和元年6月に鈴鹿川等源流の森林づくり協議会総会が開催され、5年間の構想及び元年度事業計画を承認された。また、事業計画に基づき、会員企業や市民参加型のイベントを開催した。</p> <p>【主催イベント】 ○8月11日(日) サマーフォレストinやまびこ 参加者：200名 協力：1社・3団体 ○10月27日(日) 鈴鹿味の歴史と自然を感じてみよう 参加者：55名 協力：1団体 ○12月14日(土) 親子で野登地区の魅力を感じてみよう 参加者：18組50名 協力：1団体</p> <p>【応援イベント】 ○9月8日(日) 坂本棚田稲刈り体験スタンプ応援 主催：近鉄百貨店四日市店・俵良品計画 応援人数：事務局5名 イベント参加者：30名 ○11月9日(土) 勤労者ファミリアフェスタ ブース出展 主催：勤労者地域づくり等参画支援事業実行委員会 応援人数：事務局3名 ブース来場者：150名</p>	<p>今後、協議会役員会において、構想実現のための協議を進め、協働できる環境を整える。</p>	<p>協賛企業や地元住民の協働による、森林づくりのための実践活動の促進</p>

地域における環境意識を高める取り組みの推進

学校における環境学習の充実	教育支援G	環境創造G	社会に開かれた教育課程を意識し、生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組んだ。	学校環境センターを中心に年間を通じて、地域や保護者と協働した活動を取り入れながら、環境学習の充実を図る。	社会に開かれた教育課程を意識し、生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。
かみやま環境市民大学を継承した「かみやま市民大学・キラリ」の開校	環境創造G	総合環境研究センター	平成31年度においても亀山市総合環境研究センターと協働し、環境講演会を開催し、環境教育を推進する。	亀山市総合環境研究センター15年の軌跡の振り返り、センター長による基調講演及びパネルディスカッションを主な内容とする環境講演会を令和2年2月23日（日）に開催した。	同センターを令和元年度で廃止したことから、今後の環境等について学べる機会のある。	同センターを廃止したことから、企業との連携による環境出前講座の継続等について検討する。
既存の組織を活用した、市民、事業者、行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進	環境創造G		引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員と協力し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。環境活動ポイント制度（AKP）を活用して温暖化防止行動を啓発していく。	三重県地球温暖化防止対策推進員とともに、春の里山公園イベントにおいて地球温暖化防止のクイズ大会を実施しクイズ等参加者：1,45人また、環境活動ポイント制度（AKP）の実施により市民の省エネ・創エネ行動を促進させ、市民の地球温暖化防止に対する意識向上に努めた。AKP参加世帯：317世帯	地球温暖化防止は、成果が見えづらく、市民が実感しにくいことから、各主体と連携しながら、根気よく温暖化防止を推進させる啓発等を継続する必要がある。	引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員と協力し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。
情報発信をはじめ環境保全の意識を高める取り組みの推進	環境創造G	亀山市地区衛生組織連合会	市民団体と連携し、引き続き実施していく（平成31年度もクリーン作戦を実施予定）	亀山市地区衛生組織連合会と連携して、市内一斉清掃を令和元年11月10日に実施し、環境美化に取り組んだ。クリーン作戦は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、地衛連たよりの発行や環境パトロール等の実施により、環境美化等に関する情報発信を行った。	環境保全や環境美化への意識高揚を図るため、今後も継続的・効果的な啓発方法の検討を行い事業を実施していく必要がある。	市民団体と連携し、引き続き環境美化等に関する情報発信等を実施していく。

(6) 次世代を担う人づくり

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・ 関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
学校における文化芸術鑑賞機会の充実	子どもたちが本物の文化芸術に直に触れることのできる機会の提供	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	成長期にある児童生徒に優れた音楽、地域と関わりのある音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。	小中音楽会の招待演奏では、「ムジカセラミカ音楽集団」を招き、セラミクスで作った楽器での演奏を鑑賞した。	児童生徒の発達段階を踏まえつつ、地域で文化・芸術的な活動、芸術活動等を行っている方々を活かした取組をすすめていく必要がある。	成長期にある児童生徒に優れた音楽、地域と関わりのある音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、児童生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。
	学校と文化会館などとの連携によるアウトリーチ活動の拡充	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図るようになっている。	文化会館との連携により、市内小中学校に、音楽の外部講師を派遣し、歌唱指導を実施した。	外部講師の指導を受けることで歌唱に対する児童生徒の意識も高まっている。児童生徒の歌唱力、表現力を高めるために、今後も継続していく必要がある。	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図るようになっている。
創作・鑑賞活動の充実	地域で活動する芸術家や周辺の大・中・高等学校などの協力による、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実	教育支援G	社会教育G	地域の方々の協力ののもと、校内展示などに取り組みと共に、児童が直接鑑賞できる機会を設定し、さらには積極的に取り組む。	地域の方々に伝統芸能を教えたいいたり、地域の方が作られた作品を鑑賞したりすることができた。	社会に関わられた教育課程を意識し、それぞれの活動のねらいを明らかにしていく必要がある。	地域の方々の協力ののもと、児童が直接鑑賞できる機会を設定し、さらには積極的にいく。
	学校における音楽や書写、図画工作、美術などの学習の充実	教育支援G	社会教育G	学力向上推進計画に基づき教職員の指導力向上を図るため、教職員の実態やニーズにあった研修講座を実施するとともに、校内研修の充実のため、外部講師を各校に派遣したり、県の研修講座の参加をすすめる。	教職員の指導力向上、児童生徒理解のため等の研修講座を実施した。また、合唱指導等のための外部講師を派遣した。	各教科における資質能力を図るため、授業改善に取り組みとともに、教職員の実態やニーズにあった研修講座の実施、外部講師を各校に派遣する必要がある。	教職員の指導力向上を図るため、授業改善に取り組み、校内研修の充実を図る。また、外部講師を各校に派遣したりする。
子どもたちが日頃の創作活動の成果を発見し、鑑賞し合う機会の提供	子どもたちが日頃の創作活動の成果を発見し、鑑賞し合う機会の提供	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会 自治会	「亀山市小中学校音楽会」を実施するとともに、演奏家を招いて音楽を鑑賞する場を設定する。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施する。	日頃の学習の成果を発表し、鑑賞し合う場として「亀山市小中学校音楽会」を実施した。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。	今後も継続して「亀山市小中学校音楽会」「亀山市児童生徒書写展」を実施するとともに、「亀山市児童生徒図工・美術展」を実施する場として設定していく必要がある。	「亀山市小中学校音楽会」を実施するとともに、演奏家を招いて音楽を鑑賞する場を設定する。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施する。
	学校と歴史博物館、図書館などとの連携による郷土学習の充実	教育支援G	歴史博物館	社会見学や総合的な学習の時間等に児童・生徒が歴史博物館を訪れたりしながら、亀山市の歴史や文化を学習した。また、各学校において、社会科など各教科の授業等で、歴史博物館の資料を活用し、子どもたちの学習意欲や理解度の向上を図る取組を行った。	社会見学や総合的な学習の時間等に児童・生徒が歴史博物館を訪れたりしながら、亀山市の歴史や文化を学習した。また、各学校において、社会科など各教科の授業等で、歴史博物館の資料を活用し、子どもたちの学習意欲や理解度の向上を図る取組を行った。	今後も歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源をより活かした学習を進めていく。また、歴史博物館の学芸員や指導員の方に来校していただく機会をもつ必要がある。	社会に関わられた教育課程を意識しながら、歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源や地域学習支援事業を活用した学習を進める。
		図書館		蔵書計画を作成するうえで、地域資料や行政資料の収集についても検討をする。	蔵書計画を策定し、地域資料や行政資料の収集・保存について規定した。	郷土資料や行政資料を継続して計画的に収集・保存を行う。	庁内各部署が発行する諸計画などを調査し、収集・保存を行う。

郷土学習の充実	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学童ボランティアの活用促進	教育支援G	社会教育G	今後、総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通認識を持つ必要がある。	総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通理解を図りながら進める。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの確保と、それぞれの充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにする必要がある。	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できる環境を整えていく。
郷土学習の充実	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学童ボランティアの活用促進	教育支援G	社会教育G	今後、総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通認識を持つ必要がある。	総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通理解を図りながら進める。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの確保と、それぞれの充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにする必要がある。	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できる環境を整えていく。
郷土学習の充実	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学童ボランティアの活用促進	教育支援G	社会教育G まちなみ文化財G 農業G	今後、総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通認識を持つ必要がある。	総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通理解を図りながら進める。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの確保と、それぞれの充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにする必要がある。	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できる環境を整えていく。
郷土学習の充実	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学童ボランティアの活用促進	教育支援G	社会教育G 図書館	今後、総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通認識を持つ必要がある。	総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通理解を図りながら進める。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの確保と、それぞれの充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにする必要がある。	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できる環境を整えていく。
家庭教育における文化芸術の振興	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学童ボランティアの活用促進	教育支援G	社会教育G 図書館	今後、総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通認識を持つ必要がある。	総合的な学習の時間、教科学習等を通して、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取組のねらいの共通理解を図りながら進める。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの確保と、それぞれの充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにする必要がある。	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できる環境を整えていく。

(7) 生活文化の充実

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・ 関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
暮らしに 根づいた文 化の推進	家族の時間づくり などを活用し、親 子の絆、地域の絆 を深める機会の実 施	文化共生G	商工業・地域 交通G	ワーク・ライフ・パ ランス週間に集中 して、社会教育施設 等の無料開放や講 演会等を行い、市民 や事業所へ啓発を 行う。	11月9日から11月 24日までを亀山 市ワーク・ライフ・ パランス週間とし て位置付け、社会 教育施設等の無料 開放や、親子で楽 しめる料理教室を 開催するなど、家 族で楽しんでもち 増やした。	一人ひとりが地域 活動や、家族との ふれあいなど、ラ イフステージやそ れらの価値観に応 じた生活がおくれ るよう、ワーク・ ライフ・パランス の推進を進めてい く必要がある。	ワーク・ライフ・ パランス週間に集 中して、社会教育 施設等の無料開 放や講演会等を行 い、市民や事業所 へ啓発を行う。ま た、顕著な取組を 紹介していく。
	図書館	図書館	市民活動団体	図書館ボランティア 団体の協力を得な がら、イベントの 開催を定着させる 。また、除籍等の リサイクル資料を 公共施設などに提 供するよう情報発 信をする。	図書館ボランティア 団体の協力を得な がら定期イベント のほか、ゴールデン ウィークやクリスマ ス時期に特別イベ ントを開催した。ま た、リサイクル資 料の公共施設等へ の提供を行った。	図書館ボランティア 団体の協力を得な がら、親子や地域 の絆を深める機会 を継続して提供し ていく。	
	教育支援G	教育支援G		生活科・総合的な 学習の時間、社会 科などの学習時に 、体験活動を重視 し、生活文化に触 れる機会を計画的 に設定する。	生活科や総合的な 学習の時間、社会 科等の学習時に、 家族や地域の方に 関わりを行うなど の調べ学習をした 。また、実際に体 験することにより 、生活文化に触れ る機会を設定した 。	生活科・総合的な 学習の時間、社会 科などでの学習時 に、体験活動を重 視し、生活文化に 触れる機会を計画 的に設定する。	
	歴史博物館	歴史博物館		開催前の事前打ち 合わせを行い、当 日の補助分担を明 確にする。	まちなみ文化財G 主体で行う心形刀 流関連イベントの 開催補助を行った 。	まちなみ文化財G 主体で行う心形刀 流関連イベントの 開催補助を行うた めに、引き続き連 携をはかる。	開催前の事前打ち 合わせを行い、当 日の補助分担を明 確にする。
	文化共生G	文化共生G		かめやま文化年2 020の事業検討に おいて、地域で培 われてきた文化な どを取り上げる等 引き続き検討す る。	かめやま文化年2 020の事業におい て、地域の文化を 活かすことができ る機会を設けるよ う検討した。	地域で培われてき た文化などを取り 上げる機会を増や していく必要がある 。	かめやま文化年2 020の事業におい て、まちの伝説や 風習など暮らしの 中で受け継がれ てきた文化の紹介 と支援
	歴史博物館	歴史博物館	教育支援G	11月15日に井田 川小学校を会場に 移動展示を開催す るための出品資料 の選定を行う。亀 山高校の日本史授 業との連携をはか るために担当教員 と打合せを進め る。	歴史博物館 IN 井 田川小学校では、 全校児童、保護者 、地域あわせて9 9人が展示を利用 した。亀山高校で は選択科目の日本 史授業を2時間行 った。	小学校によっては 、地域と一緒に開 催する文化祭の時 きの開催日を計画 しているが、歴史 博物館との館行事 と重なるときが あり、調整に時間 がかかるため、相 当早い時期から校 長会への相談や、 次回開催会場の 検討を進めた。	5月15日に厚生小 学校で開催を計画 している
	健康づくりG	健康づくりG	亀山市食生活 改善推進協議 会	食生活改善推進協 議会と連携し、市 内で採れた食材を メニューに加え、 地元安心・安全な 食材の活用につな げる。また、幼児 期における食生活 についての情報提 供を継続的に行 う。	食生活改善推進協 議会の協力のもと 、健康づくりのた めの料理講習会 (5回、87人)と 地域での料理講習 会(54回、532 人)を開催した。健 康づくりのための 料理講習会では、 市内で採れた食材 をメニューに加え 、安心・安全な食 生活の推進につな げた。また、幼児 健康診査時に食生 活についてのリー フレットを配布 (24回、877人) し、幼児期にお ける食生活の重要 性を周知した。	市ホームページ 等を活用し、食生 活改善推進協議会 の活動について 広く周知してい く。また、幼児期 における食生活に 関する情報提供を 継続的に行う。	
	郷土料理や行事 食、食習慣を高文 化として伝達する 取組の充実	郷土料理や行事 食、食習慣を高文 化として伝達する 取組の充実	健康づくりG	亀山市食生活 改善推進協議 会	食生活改善推進協 議会と連携し、市 内で採れた食材を メニューに加え、 地元安心・安全な 食材の活用につな げる。	食生活改善推進協 議会会員による健 康づくりの料理講 習会(5回、87 人)や地域での料 理講習会(54 回、532人)を開 催した。また、市 内で採れた食材を メニューに加え、 安心・安全な食 生活の推進につな げた。	市ホームページ 等を活用し、食生 活改善推進協議会 の活動について 広く周知してい く。

<p>健康増進や体力づくりのためのスポーツイベントや教室などの機会の充実</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>「SOMPOボールゲームフェスタin龜山」を開催し、トップアスリートによる指導の下、体を動かす楽しさを体験しながら、基本的な技術の習得や技術力をアップさせる機会を提供し、次世代の子どもたちを支援する。</p>	<p>当日、幼児を含む親子や小学生222名の参加があった。参加者が「体験したスポーツに興味を持った」と答える等、トップアスリートが、自らの豊かな経験と卓越した技術をもとに、講話や指導等を通じて、子どもたちが主体的にスポーツに親しむ態度や習慣を身に付けるきっかけづくりとすることができた。</p>	<p>引き続き、健康文化の推進のため、各種団体と連携しながら、事業に取り組む必要がある。</p>	<p>市内の各種スポーツ団体や、運動施設指定管理者の取り組みを支援し、誰もが気軽に取り組めて、継続できるスポーツや運動の機会の提供とする。</p>
--	----------------	---	---	--	---

(8) データベース化と情報発信

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
情報通信 ネットワークを利用した文化情報の発信	文化情報の発信に地域住民の意見が反映できる環境づくりの推進	情報統計G		ホームページ未開設の団体に対し、様々な支援の周知を行うなど、開設を促していく。	ホームページ未開設のまちづくり協議会に対し、地域まちづくり推進アドバイザー派遣制度の周知を行うなど個別に働きかけ、開設を促した。	全地区でのホームページ立ち上げには至っていないため、既存の支援制度を活用するなど、引き続き支援する必要がある。	ホームページ未開設の団体に対し、様々な支援の周知を行うなど、開設を促していく。
	ケーブルテレビなどを活用した文化情報の発信	広報秘書G	文化共生G	市民アナウンサーや市民活動団体の協力などにより、市民に親しまれる番組づくりを行う。市外への情報発信や新たな交流促進のため、伊賀市、甲賀市との番組交換を行う。	小学生アナウンサーを初めて起用し、市民に親しまれる番組づくりを行うほか、亀山高校の参画を得て、歴史博物館企画展に関する番組制作を行った。また、日本書紀編さん1300年の節目を記念し、「日本武尊・弟橘媛」関連の特集番組を制作した。さらに、いにか連携プロジェクトとして、交流人口の増加を目的に、イベント開催告知番組を各市で年4回実施した。	市民に親しまれる番組づくりを継続して行うとともに、本市の魅力を伝える動画をインターネットなどを活用して発信していく必要がある。また、交流人口の拡大を狙い、継続してイベント情報を発信していくことが必要である。	番組アナウンサーや市民活動団体の協力などにより、市民に親しまれる番組づくりを行う。市内外に対して訴求力のある動画を市HP等で情報発信する。市外への情報発信や新たな交流促進のため、伊賀市、甲賀市との番組交換を行う。
文化活動 情報の共有 体制の構築	ホームページなどを通じた各文化施設におけるイベント案内や利用案内などの情報発信の充実	広報秘書G	文化共生G	広報に掲載されるイベントは、ホームページでも案内できるよう、広報紙の発行時に確認する。また、研修を開催し、引き続き積極的な情報発信を促す。	広報で案内するイベントについて、開催月の前月末に、ホームページのイベントカレンダーに掲載した。また、広報研修(3月2日開催)において、フェイスタブブックでの魅力的な情報発信方法や報道機関への情報提供を紹介した。	情報発信の充実に向け、その必要性や効果的な手法等を職員が認識する必要がある。	文化施設の所管部署における、積極的な情報発信を促す。また、引き続き研修を開催し、情報発信方法を具体的に学ぶ機会を設ける。
	高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供	広報秘書G	文化共生G	引き続き、アクセシビリティへの対応が不十分な箇所を確認され次第、修正を行う。また、研修を開催し、高齢者や障がい者などに分かりやすい情報の提供を促す。	ページの更新時等に、アクセシビリティへの対応が必要な箇所を確認された際は、随時修正や説明を行った。また、広報研修(3月2日開催)において、視覚障がい者がインターネットを利用する様子を紹介する動画も利用し、アクセシビリティへの対応を図った。	表や画像の説明挿入、文章の長さや掲載データの量など、高齢者や障がい者などに配慮が必要な箇所がまた散見される。また、階層が深く、情報が探しづらいページがある。	引き続き、アクセシビリティへの対応が不十分な箇所を確認され次第、修正を行うほか、研修を開催し、高齢者や障がい者などに分かりやすい情報の提供を促す。また、令和3年4月予定のホームページリニューアルに向け、カテゴリや階層の見直しを行い、より情報を探しやすいホームページづくりに取り組む。

地域の文化資産を電子データ化した先駆的なデジタル市史の積極的な活用	歴史博物館		故尾崎隆氏遺品調査は12回の調査を確実に行う。 その他の家分け史資料調査は調査員と連携して、30回の調査を確実に行う。	家分け史資料調査は30回の調査が終わった、故尾崎隆氏遺品調査は1回であった	調査の終わった家分け史資料について、史料群概要を作成する必要がある	目録と史料群概要を所蔵者へ渡し、今後の保存管理についての検討をする
地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデータベース化や、無形文化遺産の映像による保存など電子データ化の推進	まちなみ文化財G		地域に伝わる文化財や伝統芸能などで、かつて地元で記録され残されている映像記録の発掘を行う。	作成した記録映像を歴史博物館で上映するなど普及啓発に努めた。	過去に作成した記録映像の普及・周知と、後継者育成のために活用していただく必要がある。	地域に伝わる文化財や伝統芸能などで、かつて地元で記録され残されている映像記録の発掘を行う。
地域の文化活動の紹介や文化人、文化資産など、地域の身近な情報のデータベース化と活用促進	文化共生G		引き続き、地域で行われている文化活動について情報収集するとともに、その活動内容や実績について、活用する方法を検討する。	地域で行われている文化活動について情報収集を行い、かめやま文化年2020での事業展開へと繋がった。	地域の文化に関する情報のデータベース化や発信方法について、さらに検討していく必要がある。	引き続き、地域で行われている文化活動について情報収集するとともに、その活動内容や実績について、ケーブルテレビ等を活用し、情報発信していく。

(9) 文化と産業経済の融合

施策項目	施策の内容	担当	関連部署・ 関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
文化関連 産業の育成	「らうそく」、「亀山茶」などのブランドアイメーシング向上と情報発信の充実	商工業・地域交通G	龜山商工会議所 農業G	引き続き関係団体と連携を図り、さまざまな機会（出展等）を捉えて情報発信を図る。サンシャインパークの春のイベントでは市交流自治体を招いて2年連続2回目の特産品フェア（4/27）を実施予定である。	引き続き関係団体と連携を図り、さまざまな機会（出展等）を捉えて情報発信を図る。サンシャインパークの春のイベントでは市交流自治体を招いて2年連続2回目の特産品フェア（4/27）を実施した。	継続して関係団体と連携した効果的かつ積極的な情報発信が必要である。	引き続き関係団体と連携を図り、さまざまな機会（出展等）を捉えて情報発信を図る。
	「環境にやさしいものづくり」など、亀山市に根づいた先端技術産業の育成	商工業・地域交通G	龜山商工会議所	各種イベントへの亀山茶カプフェの開催を通じて、広く亀山茶の消費拡大に結び付くPRを継続する。	茶業組合主催の亀山茶カプフェやお茶の入れ方教室などの開催を支援し、広く亀山茶のPRを行い、お茶に関心をもち、亀山市に茶業組合で出店し、幅広い世代に亀山茶を知ってもらおう機会となった。	亀山茶の消費拡大に結び付くための効果的なPRの強化が必要である。市内だけでなく、市外・県外へのPRにも力を入れる。	各種イベントへの亀山茶カプフェの開催を通じて、広く亀山茶の消費拡大に結び付くPRを継続する。
	地域の産産をブランドにした産業の育成支援	商工業・地域交通G	龜山商工会議所	市や支援機関が行う支援事業や助成制度について、様々な機会を捉え、関係機関とも連携し、効果的な情報発信を行う。	市内中小企業を対象とした専門家による経営支援事業や設備投資にかかると金繰り支援制度などにより、企業の事業活動を支援した。また、平成30年に策定した導入促進計画に基づき、中小企業が生産性向上を目的に策定した先端設備等導入計画の認定を行った。	電話問合せ等による問い合わせ対応だけでなく、市ホームページの内容を充実させざるを得ない状況がある。	市だけでなく県や支援機関が行う支援事業や助成制度について、様々な機会を捉え、関係機関とも連携し、効果的な情報発信を行う。
	地域の産産をブランドにした産業の育成支援	商工業・地域交通G	龜山商工会議所 農業G	引き続き関係団体と連携を図り、取組みを支援する。	関係団体（龜山商工会議所・龜山市観光協会）と連携を図り、取組みを支援した。	積極的に支援していくために関係団体と更なる連携が必要である。	引き続き関係団体と連携を図り、取組みを支援する。
地域産材の利用や森林関係団体などとの連携による「木造文化」の保存、普及	森林林業G		住まい推進G	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するよう新たな新たな啓発活動をさらに検討する。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するよう新たな新たな啓発活動をさらに検討する。鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の取り組みを通じて、より多くの市民・事業者への啓発活動を検討する。	市民に木の良さや木材の利用を伝えるためには、イベントのみの普及では一部の者に限られるため、広く市民に普及する施策が必要である。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するよう新たな新たな啓発活動をさらに検討する。

文化を生かした産業経済活動	職人の技によって支えられてきた伝統工芸、食文化などの保存、育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化資産研究会	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動を支援する。伝統的建造物群保存修理事業等を継続して実施する。	NPO法人「亀山文化資産研究会」の会議に職員を派遣するなど、活動支援を行った。関係者における伝統的建造物群保存修理事業を通して、建築士・技能者の養成を行った。	活動支援を継続的に行うとともに、活動の場である伝統的建造物群保存修理事業等を継続的に実施していく必要がある。	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動を支援する。伝統的建造物群保存修理事業等を継続して実施する。
	「企業メセナ」など民間の支援活動の促進	商工業・地域交通G	文化共生G	引き続き研究を行う。	研究には至らなかったが、情報収集に努めた。	民間の支援活動をどのように促進していくのか収集した情報を基に検討していく必要がある。	民間の支援活動の促進につなげていくために、引き続き研究を行う。
	空き店舗等を活用した展覧会などの開催支援	商工業・地域交通G	文化共生G	若者・女性の創業を積極的に支援するため、昨年度創設した空き店舗等活用支援事業補助金制度を拡充し、空き店舗等を活用したまちづくりとにぎわいの創出を支援する。	東町商店街振興組合と連携し、東海道ののほひなさま等による、空き店舗等を活用したまちづくりの取組を支援した。また、若者・女性の創業を積極的に支援するため、昨年度創設した空き店舗等活用支援事業補助金制度を拡充し、2事業者に対し支援することができた。	関係団体と継続して連携し、空き店舗等を活用した事業に関する支援体制を確立し、事業が継続できるように支援する必要がある。	若者・女性の創業を積極的に支援するため、昨年度拡充した空き店舗等活用支援事業補助金制度により、空き店舗等を活用したまちづくりとにぎわいの創出を支援する。
	まちづくり観光の推進	文化共生G	商工業・地域交通G	文化年2020に向けて、空き店舗活用に向けて検討する。	かめやま文化年2020に向けて、トリエンナーレプレ事業として、空き店舗等を活用した展覧会を開催した。	今後も継続して空き店舗の活用する事業の実施が必要である。	文化年2020において、空き店舗等を活用した取り組みを行っている亀山トリエンナーレ2020実行委員会を支援する。
	まちづくり観光の推進	観光交流G	亀山市観光協会 亀山商工会議所	市内唯一の観光スポットである閑宿のモデルコースを観光協会と連携し設定。全国でもトップクラスの閲覧数がある三重県観光連盟のホームページを活用した特設サイトを作成し、掲載した。	市ホームページや観光協会ホームページにおいても、順次カスタマイズが必要である。また、幅広いモデルコースの設定が必要。	観光協会ホームページのカスタマイズ及び市ホームページの整理を行う。	
まちづくり観光の推進	JR亀山駅を中心とした「鉄道のみち亀山」の発信と、それらの歴史や遺産を生かしたまちづくりの推進	亀山駅前整備G	亀山駅周辺まちづくり協議会	亀山駅周辺整備事業として、組合等に對して補助金の交付した。また、駅前広場、都市計画道路等の整備に向け、詳細設計に取り組みとともに負担金の交付を行った。	令和元年度に組合が実施した設計を基に、工事が進むよう、組合と連携する必要がある。また、亀山駅周辺の1～4ブロックの一体的な整備に向け、2ブロック以外のブロックについて具体的な整備計画の整理が必要である。	亀山駅周辺整備事業として、組合等に對して所定の補助金の交付や駅前広場、都市計画道路等の工事に取り組みすることで、事業の推進を図る。また、亀山駅周辺の一体的な整備に向け、周辺の道路整備や駐輪場の整備を進めるとともに、具体的な整備計画の整理を進める。	

第2次スポーツ推進計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度												
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に則した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分で補完するものである。												
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。												
計画の骨格	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>目指す姿</p> <p>市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます</p> </div> <div style="margin-right: 20px;"> <p>基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動の充実 スポーツを支える力の促進 スポーツ文化の浸透 スポーツの拠点整備 </div> <div> <p>施策の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;"> <p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;"> <p>子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e1f5fe;"> <p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e2efda;"> <p>スポーツ情報提供の充実</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 ●大規模大会に向けた情報発信 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e2efda;"> <p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 ●大規模大会開催に向けた組織体制 ●トップアスリートとの交流機会の創出 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;"> <p>スポーツ施設の整備と利用促進</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 ●学校運動施設や公園の有効活用 </td> </tr> </table> </div> </div>	<p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 	<p>子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり 	<p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 	<p>スポーツ情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 ●大規模大会に向けた情報発信 	<p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 ●大規模大会開催に向けた組織体制 ●トップアスリートとの交流機会の創出 	<p>スポーツ施設の整備と利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 ●学校運動施設や公園の有効活用
<p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 												
<p>子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり 												
<p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 												
<p>スポーツ情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 ●大規模大会に向けた情報発信 												
<p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 ●大規模大会開催に向けた組織体制 ●トップアスリートとの交流機会の創出 												
<p>スポーツ施設の整備と利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 ●学校運動施設や公園の有効活用 												

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	42.4	—	50
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,754	5,032	5,000
3	市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	19,900	23,739	21,000
4	市内の主な運動施設の利用率	%	72.0	75.6	78.0

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・SOMPOボールゲームフェスタin亀山を開催することで、トップリーグ連携機構に所属するトップアスリートによる指導を直接受けられる機会を創出した。 ・国体の軟式野球競技開催に向け、中央競技団体の指摘事項に従い、西野公園野球場の整備改修を行った。 ・体育館雨漏り防止のため、亀山西小学校体育館高窓のコーキングの修繕及び亀山東小学校体育館屋根の修繕を実施し、学校体育施設の安全な利用を促進した。井田川小学校と川崎小学校の屋外施設の修繕を行い、夜間の学校開放事業の安全な施設利用を促進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会、トップアスリートと交流できる機会づくりに努めた。 ・今後本市において、大規模大会の開催に向け、円滑な大会運営ができるような施設整備に努めた。 ・地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進した。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がスポーツを観戦する楽しみ、応援する喜びを感じられるよう、スポーツに関する情報を積極的に提供するとともに、トップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会を創出し、「スポーツ文化の振興」に寄与した。 ・大規模な大会等の開催に適した拠点づくりのため、施設環境の整備を進めたとともに、市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、「スポーツの拠点づくり」を推進した。

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・有名スポーツ選手との交流の場を創出しているスポーツ団体等を支援し、子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育む必要がある。 ・令和3年度開催の国民体育大会に向けて円滑な大会運営となるよう整備について、関係機関と随時協議を行う必要がある。 ・老朽化が進みつつある体育館等について、長寿命化を図るため計画的な整備が必要である。また、地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行ったり、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。
--------	---

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な競技でトップアスリートと交流出来るよう、指定管理者や関係団体に機会の場づくりを依頼する。 ・関係機関等と連携しながら、西野公園体育館の改修整備事業を行う。 ・学校体育施設を地域の方が夜間や休日に利用できるよう、必要な修繕を促進する。
--------	--

第2次亀山市スポーツ推進計画 令和2年度計画 調査シート

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和元年度実績	今後の課題	令和2年度計画
		健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	誰でも参加しやすい、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすい、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っていることから、その活動を広く市民にPRする必要がある。	総合型地域スポーツクラブが行っている、誰でも参加しやすい継続的にスポーツ活動を行うことの出発点を、ホームページや広報を通じて、市民に広くPRする。
		誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、各種スポーツ団体やまちづくり協議会などと連携します。	スポーツ推進G	各種スポーツ関係団体などと連携し、壮年向けに壮年ソフトボール大会、子ども向けにミニバスケットボール大会を開催した。また、全年齢を対象にラグビーハレ大会の体験教室を実施した。市民ニーズに配慮した自主事業が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、大会情報の発信等に努める必要がある。	各種スポーツ関係団体などと連携し、市民ニーズに配慮した自主事業に取り組みよう要請していく。
	オンラインステーションに際したスポーツ実施機会の提供	高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	高齢者支援G	しやしき体操教室OB会へ支援を行った。(2地区、4回延べ55人)自主的に活動しているグループのうち、支援希望団体の体操教室を支援した。(1回、延25人)介護予防教室を7事業所へ委託し実施した。(計406回、延11,488人)*3月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止	より多くの高齢者が定期的・日常的に体操を取り入れた介護予防教室に参加できるように、引き続き周知に努める。	引き続き、体操教室を行う団体へ支援するとともに、在宅介護支援センター等と連携し、継続して運動のできるような教室を実施していく。
			スポーツ推進G	高齢者でも無理なく安心して実施できるラグビーハレ大会の体験教室を実施した。総合型地域スポーツクラブや指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要がある。	引き続き、高齢者が無理なく安心して実施できる教室等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブや指定管理者に開催を要請していく。また、開催にあたっては、開催告知や教室内容のPRを重点的に行う。
		生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根差したスポーツ活動の充実を図ります	スポーツ推進G	誰もが気軽に取り組み始める運動やスポーツ活動として、スポーツ推進委員が中心となってニューズスポーツの普及推進に取り組んだ。	スポーツ推進委員の活動を広く市民にPRし、地域に根差したスポーツ活動を活性化させる必要がある。	誰でも気軽に取り組み始めるニューズスポーツ推進のため、ニューズスポーツ大会(ラグビーハレ)を実施する。
(1) 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実			障がい者支援G	三重県障がい者スポーツ大会をはじめとした各種スポーツイベントに関する情報について、あいあい窓口にてポスター掲示による参加者の募集を行った。	窓口での掲示のみになるため、あいあい利用者にしき周知が来ていないため、広域にPRできる方法が必要。	各種スポーツイベントに関する情報に関して新たにHP等を活用する。

<p>○障がい者のスポーツ参加の推進</p>	<p>障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境整備に努め、参加を呼びかけます。</p>	<p>障がい者支援G</p>	<p>パラリンピックの開催に向けて、障がいのある人もない人も参加できる亀山市採火式を関係団体と連携しながら企画を検討した。</p>	<p>来年度の開催の可能性を踏まえ、再度計画の見直し、関係団体への説明、予算編成を必要がある。</p>	<p>来年度のパラリンピック開催の可能性を踏まえ、亀山市採火式の計画を行う。</p>
<p>○女性のスポーツ参加の推進</p>	<p>障がい者スポーツ大会等の出場者に激励金を支給し、その活動を支援します。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>激励金支給要綱に基づき、全国障害者スポーツ大会など全国大会等にされた方に激励金を支給し支援をした。(年間 8件)</p>	<p>障がいのある人などのスポーツ活動支援のため、引き続き全国大会等へ出場された方へ激励金を支給し、支援に努める。</p>	<p>今後も亀山市スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加いただき、障がい者が参加出来るスポーツイベントについて検討する。</p>
<p>○女性のスポーツ参加の推進</p>	<p>子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託原サービスを併設するなど、スポーツ環境の整備に努めます。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>SOMPOボールゲームフェスタin亀山を開催し、親子ペアを対象としたイベントを実施した。</p>	<p>子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、スポーツ実施機会環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。</p>	<p>子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、引き続き全国大会等へ出場された方へ激励金を支給し、支援に努める。</p>
<p>○総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p>	<p>女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ団体の運営へ参画するよう呼びかけます。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>女性向けのバレーボール大会を企画し、準備を進めた(コロナに起因する中止)。また、指定管理者において、女性をターゲットにした教室が実施された。</p>	<p>女性が、様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへの参画を促進する必要がある。</p>	<p>女性が、様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへの参画を促進する。</p>
<p>クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>Let'sスポーツわくわくらぶ、ENJOYスポーツわくわくらぶ共に、独自に助成金を活用し、イベント事業を開催することができるようになった。活動PRの支援や助言を引き続き行った。</p>	<p>両クラブとも、会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う必要がある。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。</p>	<p>引き続き、クラブ会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言を行う。</p>	
<p>クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>国、県等から提供された研修会などの情報を、随時クラブに情報提供を行った。</p>	<p>国、県等から提供された研修会などの情報を、随時クラブに情報提供収集し、最新の情報を提供する必要がある。</p>	<p>国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行う。</p>	
<p>クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信した。</p>	<p>クラブの認知度を向上させるため、クラブの活動内容をホームページに掲載するとともに、入会申込書をダウンロードできるようにするなど、情報発信に努めた。</p>	<p>クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信に努める必要がある。</p>	

	<p>○スポーツ情報 内容の充実</p>	<p>市や、指定管理者、各種スポーツ団体が主催するスポーツイベントや各種教室・研学会などの情報を積極的に発信します。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、指定管理者がFacebookを活用し、自主事業の開催案内や施設の紹介等を行った。</p>	<p>指定管理者と連携し、施設の利用案内やホームページなどについて、等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。</p>	<p>引き続き指定管理者と連携し、施設の利用案内やホームページなどについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。</p>
	<p>健康づくりG</p>	<p>自宅で気軽にできるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康増進普及月間（9月）から運動教室を定期的に開催した。（運動教室14回 延307人）</p>	<p>より多くの人が体操や運動に取り組みやすいよう、引き続き運動教室を開催し周知を行う。</p>	<p>自宅で気軽にできるような運動を取り入れる等、運動のきっかけづくりとなるような運動教室を開催する。</p>
	<p>スポーツ推進G</p>	<p>各種スポーツ団体などと連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>各種スポーツ団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報、ホームページなどを通して情報提供に努めた。</p>	<p>各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を発信していく必要がある。</p>	<p>各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報の発信に努める。</p>
	<p>スポーツ推進G</p>	<p>運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。</p>	<p>指定管理者と連携し、施設の利用案内やホームページなどについて、等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。</p>	<p>引き続き指定管理者と連携し、施設の利用案内やホームページなどについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。</p>
<p>(4) スポーツ情報提供の充実</p>	<p>○各種情報媒体を活用した情報発信</p>	<p>学校体育施設開放事業や激励金支給制度などのスポーツ推進施策が活用されるよう制度の周知を図ります。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>広報、ホームページ等を通して、激励金支給制度及び全国大会出場旅費補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。</p>	<p>引き続き、市のスポーツ推進施策について市民に周知を行う。</p>
	<p>スポーツ推進G</p>	<p>広報かめやまやホームページ、ケーブルテレビなどを利用した、市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供に努めるとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>広報やホームページ、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。</p>	<p>引き続き、ホームページ、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用の検討を続ける必要がある。</p>	<p>広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookなどを活用して、市民が分かりやすい情報提供を行う。新たな情報媒体を活用する。</p>
	<p>スポーツ推進G</p>	<p>各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう働きかけます。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。</p>	<p>引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。</p>	<p>引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。</p>

	スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や、競技ルール等の幅広い情報を提供します。	スポーツ推進G	各スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。
○大規模大会に向けた情報発信	主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、多くの人に関心を持ってもらえる情報の提供に努めます。	スポーツ推進G	市民がスポーツに対する関心を持つよう、体育の日にあわせ、広報10/1号で茨城国体出場選手を紹介した。また、全国会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信を行った。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、団体の活動や、トップアスリートに関する情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、団体の活動や、トップアスリートに関する情報の発信に努める。
	県や他市町と連携を図り、広域的な情報提供に努めます。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。
○市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	スポーツ推進G	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを、広報、ホームページ等で情報提供を行った。また、広報で茨城国体出場選手を紹介したり、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信を行った。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが出演する競技会等の情報集約に努める必要がある。	引き続き、市内で開催されるスポーツ大会やイベントを、広報、ホームページ等で情報提供を行う。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信に努める。
	市内で継続して行われている江戸の道シテイマラソンや、亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、亀山市民駅伝大会が継続して開催されるよう、スポーツ協会等関係団体と課題の検討を行い、指導・助言を行います。	スポーツ推進G	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、亀山市民駅伝大会が継続して開催されるよう、スポーツ協会等関係団体と課題の検討を行い、指導・助言を行った。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とするように、指導・助言を続けていく必要がある。	引き続き、市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行う。
○全国規模の大会開催に向けた受け入れ体制の整備	インターハイや、団体の開催に向けて、実行委員会及び準備委員会を設けることにも、大会開催後も継続して取り組む体制を構築します。	国体推進G	令和3年度の国体開催に向け、実行委員会を中心に開催準備を進めるとともに、開催機運を醸成するため、市内で開催されるイベントで啓発を行った。	引き続き、関連団体の参画・協力を得ながら準備業務を進める必要がある。	国体前年に開催される競技別リハーサル大会を開催し、大会開催の習熟を高めるとともに、引き続き国体開催に向けた機運の醸成に向けた啓発を行う。
(5) 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	大会運営がスムーズに行われるよう、スポーツボランティア等の育成を図ります。	スポーツ推進G	市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなど、関係団体との連携強化に努めた。	関係者と協議を進めながら、大会開催後も継続出来る取り組み体制を検討する必要がある。	引き続き連携を深めながら、大会開催後にも継続できる取り組みを検討する。
		スポーツ推進G	令和3年開催の国民体育大会等全国規模の大会開催に向けたボランティア育成体制を検討する必要がある。	令和3年開催の国民体育大会等全国規模の大会開催に向けたボランティア育成体制を検討する必要がある。	協力団体との連絡調整を進め、大会を円滑に運営できるように努める。

<p>様々な競技でトップアスリートと交流出来るよう、指定管理者や関係団体に機会の場づくりを依頼する。</p>	<p>指定管理者と連携し、必要な施設の修繕等を行い、施設環境の維持に努める。</p>	<p>コミュニティ系バスの継続運行及び乗合タクシーの見直しを行い、市内全域から運動施設への交通アクセスの利便性向上を図る。</p>	<p>引き続き、高齢者や障がいのある者に配慮した施設のバリアフリー化や、災害時の避難所機能確保するための施設整備を進めます。</p>	<p>公共予約システムの内容について検討する。</p>	<p>指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、七タリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に活用できるよう努める。</p>	<p>県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。</p>	<p>西野公園運動広場や西野公園体育館の修繕を行う。</p>	<p>関係機関等と連携しながら、西野公園体育館の改修整備事業を行う。</p>
<p>有名スポーツ選手との交流の場を創出しているスポーツ団体等を支援し、子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指すという気概を育む必要がある。</p>	<p>既存施設の利用環境が維持できよう指定管理者と連携し、継続的に施設修繕等を行い、施設の安全確保に努める必要がある。</p>	<p>地域生活バス路線の再編に努めることともに、乗合タクシーの更なる見直しや停留所の増設などにより、運動施設へのアクセス向上を図る必要がある。</p>	<p>高齢者や障がいのある人に配慮した施設整備を計画的に進める必要がある。</p>	<p>利用者からの要望等を随時指定管理者と情報共有し、よりよい運用方法について討ずる必要がある。また、システムの内容についても検証が必要である。</p>	<p>指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。</p>	<p>指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。</p>	<p>指定管理者や関係者等から聞き取りを行い、優先順位を考えながら長期計画的に施設整備を進める必要がある。</p>	<p>令和3年度開催の国民体育大会に向けて円滑な大会運営となるよう整備について、関係機関と随時協議を行う必要がある。</p>
<p>SOMPOボールゲームフエスタin亀山を開催し、トップアスリートに構えを創出する機会を創出した。また、指定管理者がVリーグを誘致し、西野公園体育館で大会を開催した。</p>	<p>指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取組む。施設の安全確保に努めた。(西野公園野球場整備改修工事、観音山テニスコート修繕、西野公園運動施設公共下水道接続工事など)</p>	<p>コミュニティ系バスの運行継続により、バス路線でのアクセスを維持するとともに、平成30年10月導入の乗合タクシーの見直しを行い、運動施設への交通利便性の向上に努めた。</p>	<p>高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能確保するための施設整備を推進した。</p>	<p>公共施設予約システムの在り方について検討した。</p>	<p>指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされている。</p>	<p>県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。</p>	<p>西野公園野球場を人工芝生化した。また、観音山テニスコートのC・D面の人工芝を全面張替した。</p>	<p>国体の軟式野球競技開催に向け、中央競技団体の指摘事項に従い、西野公園野球場の整備改修を行った。また、国体推進Gと連携し、周辺環境整備を進めた。</p>
<p>子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指すという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会、トップアスリートと交流できる機会づくりに努めます。</p>	<p>市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕等を行い、施設の安全確保を図ります。</p>	<p>高齢者などが容易に集えるよう、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。</p>	<p>高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能確保するための施設整備を推進します。</p>	<p>公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう充実を図ります。</p>	<p>市民が運動施設を公平に、快適に活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。</p>	<p>県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。</p>	<p>各種スポーツ大会に適した施設整備に努めます。</p>	<p>今後本市において、大規模大会の開催が予定されていることから、円滑な大会運営ができるよう施設整備に努めます。</p>
<p>○トップアスリートとの交流機会の創出</p>	<p>○市民ニーズに 応じた運動施設 の充実</p>	<p>○運動施設の利 便性の向上、施 設利用の促進</p>	<p>(6) スポーツ施設 の整備 と利用促進</p>					

<p>○学校運動施設や公園の有効活用</p>	<p>地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。</p>	<p>施設・保健給食 G</p>	<p>体育館雨漏り防止のため、亀山西小学校体育館高窓のコーキングの修繕及び亀山東小学校体育館屋根の修繕を実施し、学校体育施設の安全な利用を促進した。</p>	<p>老朽化が進みつつある体育館等について、長寿命化を図るための計画的な整備が必要</p>	<p>亀山中学校体育館の床について、老朽化によってささくれやがひび割れが発生している箇所が多数みられるため、部分的に床材張替えの修繕を行う。</p>
<p>○学校運動施設や公園の有効活用</p>	<p>地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。</p>	<p>スポーツ推進G</p>	<p>井田川小学校と川崎小学校の屋外施設の修繕を行い、夜間の学校開放事業の安全な施設利用を促進した。(年間修繕件数 2件)</p>	<p>地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。</p>	<p>学校開放施設を、地域の方が夜間や休日にご利用できるよう、必要な修繕を行う。</p>
<p>○学校運動施設や公園の有効活用</p>	<p>管理G</p>	<p>指定管理者により毎週月曜日に、遊具等の日常点検を実施した。また、専門業者による春秋年2回の遊具定期点検を実施し不良箇所の把握に努め必要な修繕を実施した。開苑により帰属された公園のうち、中央広場(4月)と川合町第十公園(11月)に関して開設告示を行った。</p>	<p>日常点検の精度を高め、老朽箇所 の早期発見に努めるとともに、長 期的な公園改修について関係課等 と協議調整を行う。</p>	<p>日常点検の精度を高め、老朽箇所 の早期発見に努めるとともに、長 期的な公園改修について関係課等 と協議調整を行う。</p>	<p>日常点検の精度を高め、老朽箇所 の早期発見に努めるとともに、長 期的な公園改修について関係課等 と協議調整を行う。</p>

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(令和元年度)

(教育委員会 学校教育課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 3 年度																					
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと、「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「亀山市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図り、学校教育の視点から施策の方針をまとめている。本ビジョンは教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけている。																					
目的・概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち」と、基本理念「『ふるさと亀山』を受け継ぎ 未来を拓く 教育の創造」を実現するため、3つの「子どもにつけたい力」を定め、5つの「基本目標」と19の「基本方針」を設定している。																					
計画の骨格	<p><体系></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <h3 style="text-align: center;">亀山市学校教育ビジョンの体系</h3> </div>																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">めざす子どもの姿</th> <th style="width: 10%;">基本理念</th> <th style="width: 20%;">つけたい力</th> <th style="width: 10%;">基本目標</th> <th style="width: 40%;">基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 希望に輝く心ゆたかな 亀山の子どもたち </td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く教育の創造 </td> <td>自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、人々とともに未来を拓く力</td> <td>1 豊かな地域資源を活かした教育</td> <td> (1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育 </td> </tr> <tr> <td>学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上</td> <td>2</td> <td> (1) 特色と信頼のある学校づくり (2) 学校力・教師力の向上 (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関の連携ネットワーク </td> </tr> <tr> <td>確かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力</td> <td>3</td> <td> (1) 子どもの学ぶ力づくり (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育 </td> </tr> <tr> <td>なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育</td> <td>4</td> <td> (1) 豊かな心をはぐくむ教育 (2) 体力・健康づくり (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 (4) グローバルな視野を育てる教育 (5) 自立し、協働する力を高める教育 (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育 </td> </tr> <tr> <td>安全・安心な教育環境の下で、個性を伸ばし夢を実現させる力</td> <td>5</td> <td> (1) 学校における教育環境の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり </td> </tr> </tbody> </table>	めざす子どもの姿	基本理念	つけたい力	基本目標	基本方針	希望に輝く心ゆたかな 亀山の子どもたち	「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く教育の創造	自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、人々とともに未来を拓く力	1 豊かな地域資源を活かした教育	(1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育	学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上	2	(1) 特色と信頼のある学校づくり (2) 学校力・教師力の向上 (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関の連携ネットワーク	確かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力	3	(1) 子どもの学ぶ力づくり (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育	なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育	4	(1) 豊かな心をはぐくむ教育 (2) 体力・健康づくり (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 (4) グローバルな視野を育てる教育 (5) 自立し、協働する力を高める教育 (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育	安全・安心な教育環境の下で、個性を伸ばし夢を実現させる力	5
めざす子どもの姿	基本理念	つけたい力	基本目標	基本方針																		
希望に輝く心ゆたかな 亀山の子どもたち	「ふるさと亀山」を受け継ぎ 未来を拓く教育の創造	自然と歴史文化が息づくこの地域を愛し、人々とともに未来を拓く力	1 豊かな地域資源を活かした教育	(1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育 (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育																		
		学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上	2	(1) 特色と信頼のある学校づくり (2) 学校力・教師力の向上 (3) 家庭との連携・協働 (4) 地域との連携・協働 (5) 関係機関の連携ネットワーク																		
		確かな学力、健やかな身体と心を基盤に、自らを高め、新しい時代を生き抜く力	3	(1) 子どもの学ぶ力づくり (2) すべての子どもの可能性を広げる教育 (3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育																		
		なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育	4	(1) 豊かな心をはぐくむ教育 (2) 体力・健康づくり (3) 遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育 (4) グローバルな視野を育てる教育 (5) 自立し、協働する力を高める教育 (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育																		
		安全・安心な教育環境の下で、個性を伸ばし夢を実現させる力	5	(1) 学校における教育環境の整備 (2) 安全や安心を守る体制づくり (3) 子どもの学びと育ちを支える体制づくり																		

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1					
2					
3	別紙参照				
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・関宿や里山公園等の見学、地域の方から学ぶ体験学習等、地域教材や地域資源を活用した学習に取り組んだ。 ・地域との連携では、新たに3校がコミュニティスクールの認定校となり、地域とともにある学校づくりを目指して取組をすすめた。 ・授業にめあてとふり返りを位置づけ、理由や根拠を明らかにした書く指導の徹底や亀山市学力向上推進計画【第3版】を策定した。 ・豊かな心と身体をはぐむ教育では、地域で学んだり、人と出会ったりする体験を通して人権尊重の精神や自らの生き方について考える機会を持った。 ・教育環境整備として小中学校パソコン室のPCをwindows10へ入替、小学校普通教室及び音楽室への空調機設置を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において地域と連携した行事や地域人材等を活用した学習に取り組む事によって、子どもと地域との関わりが生まれ、地域行事に参加している子どもの割合は小中学校ともに現状値に対し伸びが見られた。 ・家庭学習リーフレットの配付、自主学習ノートの取組等により、家庭で計画的に学習をしている子どもの割合が小中学校ともに目標値を超えた。 ・図書館活用アドバイザーの助言や学校司書との連携により、各校で読書活動推進の取組がなされ、読書をする子どもの割合が小学校では、目標値を超えた。 ・自分にはよいところがあるという子どもの割合が、中学校において現状値に対し伸びが見られた。 ・教育環境整備においては、普通教室へのエアコン整備率が100%になった。
総合計画推進への寄与度	<p>コミュニティスクール認定校(目標値:8校)は、9校となった。令和2年度には、新たに3校(亀山西小学校、井田川小学校、中部中学校)が認定校として加わり、12校となる見込である。また、普通教室のエアコン整備率(目標値:小・中学校:100%)は、令和元年度の小学校における工事の完了で100%となった。</p>

反省点・課題	<p>小学生の授業理解度、小中学生の学校満足度が目標値に達していない。また、小学生の自己肯定感が低く、将来の夢や目標を持っている子どもの割合が低い。子どもたちの規範意識についても小学生において現状値から伸びが見られない。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>亀山市学力向上推進計画【第3版】の周知徹底を行い、全ての子どもが意欲的に学ぶことができる授業づくりを目指し、子どもたちの授業理解度を高める。また、社会に開かれた教育課程の実現に向けた子どもにつけたい力の学校・地域での共有と協働をすすめ、豊かな心をはぐむ教育の推進を行う。</p>
--------	--

■ 成果指標

成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもって いる子どもの割合 *「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心が ありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児 童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調 査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 69.5% 中学生： 64.9%	小学生： 59.4% 中学生： 52.9% (平成30 年度)	小学生： 75% 中学生： 70%
	<令和元年度より質問項目変更> 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもって いる子どもの割合 *「地域や社会をよくするために何をすることを考えること がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした 児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況 調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 44.9% 中学生： 43.3% (令和元 年度)	小学生： 44.9% 中学生： 43.3% (令和元 年度)
2 学校における文化・芸術体験活動の実施状況 *児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞、体験する活動 を、年間のべ2回以上実施した学校の割合	%	小中学校 60%	小中学校 92.8%	小中学校 75%
3 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の実施状況 *コミュニティ・スクール(学校運営協議会)指定校の数	校	3校	9校	8校
4 子どもの家庭学習の状況 *「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質 問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質 問紙】	%	小学生： 54.6% 中学生： 44.3%	小学生： 69.7% 中学生： 53.7%	小学生： 65% 中学生： 50%
5 子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の 使用状況 *1日当たりどれくらいの時間「テレビやビデオ・DVDを見 たり、聞いたりしますか」「テレビゲームをしますか」「携 帯電話やメール、インターネットをしますか」という質問に 対して、2時間より少ないと回答した児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒 質問紙】	%	小学生： 66.7% 中学生： 58.4%	小学生： 78.2% 中学生： 57.7% (平成29 年度)	小学生： 70% 中学生： 62%
	<平成30年度より質問項目変更> 子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の 使用状況*放課後に家でテレビやビデオ・DVDを見たり ゲームをしたり、インターネットをしたりしていない児童生 徒の割合(%)【文部科学省「全国学力・学習状況調 査」児童・生徒質問紙】 <令和元年度質問項目なし>	%	小学生： 16.7% 中学生： 19.0% (平成30 年度)	小学生： 16.7% 中学生： 19.0% (平成30 年度)

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
6	地域の行事に参加している子どもの割合 *「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 76.9% 中学生： 68.6%	小学生： 78.9% 中学生： 74.4%	小学生： 85% 中学生： 72%
7	学校での授業をよく理解している子どもの割合 *「学校の授業はよく理解できますか」等の質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【学校評価アンケート】	%	小学生： 88.0% 中学生： 83.0% (平成27年度)	小学生： 87.9% 中学生： 87.1%	小学生： 92% 中学生： 85%
8	子どもの学習意欲の状況 *「授業の中でわからないことがあったらどうしますか」という質問に対してそのまましておかず、誰かに尋ねたり自分でしらべたりすると回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 93.9% 中学生： 89.3%	小学生： 91.5% 中学生： 89.2% (平成29年度)	小学校： 95% 中学校： 92%
	<平成30年度より質問項目変更> 子どもの学習意欲の状況 *児童・生徒は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む事が出来ていると回答をした学校の割合(%)【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】		小学校： 81.8% 中学校： 100% (平成30年度)	小学校： 100% 中学校： 33.3%	小学校： 90% 中学校： 100%
9	授業時間以外の子どもの読書状況 *「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)との質問に、わずかな時間であっても読書すると回答した子どもの割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 68.6% 中学生： 54.0%	小学生： 82.7% 中学生： 59.4%	小学生： 80% 中学生： 65%

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
10	ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「コンピューター等の情報通信技術(パソコン(タブレット端末を含む)、電子黒板、実物投影機、プロジェクター、インターネットなどを指す)を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか」という質問に対して「よく行った」と回答している学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	%	小学校: 36.4% 中学校: 66.7%	小学校: 81.8% 中学校: 100% (平成29年度)	小学校: 50% 中学校: 70%
	<平成30年度より下記の内容に質問項目変更> ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「児童生徒に対する指導において、前年度に、児童がコンピューター等のICTを活用する学習活動を1クラス当たりどの程度行いましたか」週1回以上と回答している学校の割合(%)【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】		小学校: 63.7% 中学校: 100% (平成30年度)	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 80% 中学校: 100%
11	子どもの園・学校生活への満足度の状況 *「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいますか」「学校生活は楽しいですか」などの質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者や、児童生徒の割合(%) 【学校評価アンケート】	%	幼稚園: — 小中学校: 91% (平成27年度)	幼稚園: 98% 小中学校: 91.5%	幼稚園: 95% 小中学校: 92%
12	自分には良いところがあると思う子どもの割合 *「自分には、よいところがある」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 74.9% 中学生: 61.5%	小学生: 74.2% 中学生: 76.4%	小学生: 80% 中学生: 72%
13	将来の夢や目標を持っている子どもの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 81.9% 中学生: 66.4%	小学生: 79.7% 中学生: 70.6%	小学生: 85% 中学生: 70%
14	子どもたちの規範意識の状況 *「学校のきまり(規則)を守っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 91.6% 中学生: 94.8%	小学生: 90.5% 中学生: 96.2%	小学生: 93% 中学生: 96%
15	子どもの日常的な運動習慣を確立する取組の実施状況 *体育の授業以外で、児童生徒全員を対象にした運動習慣を確立する取組(学級遊び、なわとび、マラソンなど)を実施している幼稚園・小学校の割合(%)	%	幼稚園: 100% 小学校: 54.5%	幼稚園: 100% 小学校: 100%	幼稚園: 100% 小学校: 100%

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
16	小中学校におけるタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況 *小中学校に整備された教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人)	%	小学校: 6.5人 中学校: 8.4人	小学校: 4.4人に1台 中学校: 5.3人に1台	小学校: 2人 中学校: 3人
17	小中学校普通教室におけるエアコンの整備状況 *市内小中学校の普通教室の中で、空調機(エアコン)が整備されている教室数の割合(%)	%	小学校: 36.2% 中学校: 50.0%	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 100% 中学校: 100%
18	放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習サポートの実施状況 *放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習を、年間20回以上実施した学校の割合(%)	%	小学校: —% 中学校: —%	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 100% 中学校: 100%
19	学校教育へのボランティア等の活用状況 *「ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか」という質問に対して肯定的な回答をした学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙調査】 ＜令和元年度質問紙項目なし＞	%	小学校: 54.6% 中学校: 33.3%	小学校: 82.8% 中学校: 66.7% (平成30年度)	小学校: 70% 中学校: 70%

亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(健康福祉部子ども未来課)

■ 計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ R 1 年度												
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画。												
目的・概要	すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざす。												
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <p>〈基本理念〉</p> <p>子どもの笑顔が輝く</p> <p>子育て交流のまち かめやま</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>〈めざす子ども像〉</p> <p>希望に輝く</p> <p>心ゆたかな亀山の子どもたち</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">基本目標</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">基本施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1 たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまち</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)魅力ある就学前教育・保育の推進 (2)家庭教育力・地域の教育力の向上 (3)豊かな心を育む切れ目のない子ども支援の推進 (4)子どもの健全育成活動の充実 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2 保護者の主体的な子育てを支えるまち</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)子どもの居場所の充実 (2)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実 (3)地域の子育て力向上のための支援の充実 (4)子育て相談・情報提供の充実 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 子どもを健やかに産み育てるまち</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)子どもや母親の健康支援 (2)次代の親の育成 (3)小児医療についての支援及び経済的支援 (4)不妊・不育症治療への支援 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭を支えるまち</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)児童虐待防止等要支援児童へのきめ細かい取組の充実 (2)発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 (3)ひとり親家庭等の自立のための支援の充実 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">5 仕事と子育てを両立できるまち</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)仕事と子育ての両立支援 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	1 たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまち	(1)魅力ある就学前教育・保育の推進 (2)家庭教育力・地域の教育力の向上 (3)豊かな心を育む切れ目のない子ども支援の推進 (4)子どもの健全育成活動の充実	2 保護者の主体的な子育てを支えるまち	(1)子どもの居場所の充実 (2)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実 (3)地域の子育て力向上のための支援の充実 (4)子育て相談・情報提供の充実	3 子どもを健やかに産み育てるまち	(1)子どもや母親の健康支援 (2)次代の親の育成 (3)小児医療についての支援及び経済的支援 (4)不妊・不育症治療への支援	4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭を支えるまち	(1)児童虐待防止等要支援児童へのきめ細かい取組の充実 (2)発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 (3)ひとり親家庭等の自立のための支援の充実	5 仕事と子育てを両立できるまち	(1)仕事と子育ての両立支援 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
基本目標	基本施策												
1 たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまち	(1)魅力ある就学前教育・保育の推進 (2)家庭教育力・地域の教育力の向上 (3)豊かな心を育む切れ目のない子ども支援の推進 (4)子どもの健全育成活動の充実												
2 保護者の主体的な子育てを支えるまち	(1)子どもの居場所の充実 (2)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実 (3)地域の子育て力向上のための支援の充実 (4)子育て相談・情報提供の充実												
3 子どもを健やかに産み育てるまち	(1)子どもや母親の健康支援 (2)次代の親の育成 (3)小児医療についての支援及び経済的支援 (4)不妊・不育症治療への支援												
4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭を支えるまち	(1)児童虐待防止等要支援児童へのきめ細かい取組の充実 (2)発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 (3)ひとり親家庭等の自立のための支援の充実												
5 仕事と子育てを両立できるまち	(1)仕事と子育ての両立支援 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進												

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1					
2	別紙 子ども・子育て支援事業計画	目標事業量	一覧表のとおり		
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	待機児童解消に向け、新たな認定こども園の整備に向けた地域との協議を進めるとともに、保育の必要性に応じた適切な入所事務等に努めた。また待機児童館を有効に活用し、緊急的な保育利用への対応を行った。また、子どもの居場所の充実のため、21支援の放課後児童クラブの運営支援等を行いつつ、亀山南小学校区での施設整備と川崎小学校区での1箇所の新設を支援や、引き続き長期休暇子どもの居場所事業などにより、受入環境の充実を図った。さらに、旧西谷邸(西町)での地域小規模児童養護施設整備への支援を行い、市内での児童短期支援施設の受入環境の向上を図った。また、「かめやまげんきっこフェスティバル」や、地域子育て支援センターでの行事等を通じた活動や、SNSを活用した情報発信の仕組みづくりを行った。
成果	待機児童の解消に向けて、小規模保育事業等を活用し、保育の必要性等に応じた適切な利用調整を行いつつ、待機児童館を有効活用しながら、急な保育の必要性の高い児童の受入を行うことができた。 また、放課後児童の見守りについては、新たな施設整備等(亀山南小・川崎小)により、児童の過ごす環境の改善を図ることができた。さらに、長期休暇子どもの居場所事業についても、事業の認知度の向上から、利用者が増加するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校の際にも、事業を拡大実施することで、保育所・認定こども園・放課後児童クラブとともに、保護者の就労環境を支えることができた。
総合計画推進への寄与度	仕事と子育てが両立に向けて、未就学児の保育所等から、小学生の放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所事業により、保護者が安心して働ける環境整備を図ることができた。 また、SNSを活用した仕組みづくりを行ったことで、子育て世帯のネットワークづくりにつなげることができた。

反省点・課題	低年齢児の受入規模の拡充に向けて、民間事業者との小規模保育事業等の開設に向けた協議等は行ってきたものの、開設には至っておらず、新たな認定こども園の整備を含めた施設の再編により、低年齢児を中心とした受入規模の拡大が必要な状況となっている。
--------	--

今後の方向性	今後の待機児童解消に向けた必要な供給量の確保方策等を示した、第2期子ども・子育て支援事業計画に沿って、必要な施設整備を進めるための諸準備を進める。
--------	---

別紙 子ども・子育て支援事業計画 目標事業量一覧表

項目	単位等	目標値(R1)	令和元年度	
教育保育事業	1号認定提供数(人)	806	504	
	2号認定提供数(人)	814	916	
	3号認定提供数(人)	499	479	
認定こども園	設置箇所数(箇所)	3	2	
延長保育事業	設置箇所数(箇所)	6	6	
	利用児童数(人)	245	221	
放課後児童健全育成事業	設置箇所数(箇所)	18	18	
	利用児童数(人)	605	618	
子育て短期支援事業	市内設置箇所数(箇所)	1	未設置	
	市外設置箇所数(箇所)	10	7	
	利用児童数(人)	65	20	
市内小規模児童養護施設	設置箇所数:(箇所)	1	1	
地域子育て支援拠点事業	設置箇所数(箇所)	7	5	
	利用児童数(人)	2,098	2470	
一時預かり事業	1号認定	設置箇所数(箇所)	2	3
		利用児童数(人)	520	386
	2号認定	設置箇所数(箇所)	2	2
		利用児童数(人)	293	163
	利用児童延べ数(人)	5,002	2218	
病児・病後児保育事業	設置箇所数(箇所)	5年間で実施 に向け検討	未設置	
	利用児童数(人)		未実施	
子育て援助活動支援事業	利用人数(人)	690	1122	
利用者支援	設置箇所数(箇所)	1	未実施	
妊婦健康診査	提供可能回数(人)	5,782	4368	
乳児家庭全戸訪問事業	提供可能数(人)	413	376	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	提供可能数(人)	20	36	
市内児童発達支援センター等の設置	設置箇所数(箇所)	1	未設置	
	利用児童数(人)	30	未実施	

第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">キャッチフレーズ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま</div> </div>		
基本目標	基本施策	施策の方向性
社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実
	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備
あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大
	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み
	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備
	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備
安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進
	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画
	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>男女共同参画について理解を深めるため、三重県男女共同参画センター「フレんてみえ」と連携し、亀山市文化会館で三重県内男女共同参画連携映画祭を開催し、市民活動団体と協働し、上映後にアフタートークを行った。また、市民活動団体との連携により、男女共同参画情報誌を発行し、市内全域へ配布した。</p> <p>「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間(11/9～11/24)」に市内の社会教育施設等の無料開放や男女共同参画研修会、講演会、料理教室を実施した。</p> <p>労働団体、地域活動団体が企画するイベント等で啓発活動を行うとともに、市広報にてワーク・ライフ・バランスに取り組む優良企業の紹介を行った。</p>
成果	<p>男女共同参画連携映画祭上映後にアフタートークを行うことで、映画をきっかけとして、参加された方が、それぞれ自分の生き方を見つめ、男女共同参画への意識高揚を図ることができた。</p> <p>また、「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につながった。男女共同参画研修会では、仕事と育児の両立について、ワーク・ライフ・バランス講演会では、働き方について考えるきっかけになった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民の人権尊重の意識を育むため、市民活動団体や地域、学校と連携し、イベントを開催する等あらゆる機会を通じて人権啓発に取り組んだ。</p> <p>男女共同参画の意識高揚を図るため、講演会の開催や様々な啓発活動や情報提供により、すべての人が、それぞれの能力を発揮できる環境づくりの推進に努めた。</p>

反省点・課題	<p>人権尊重の意識や男女共同参画意識の高揚を図るため、継続して、あらゆる機会を通じて啓発活動を図っていく必要がある。</p> <p>また、働き方に対する意識については、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、事業所の取組を支援する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>人権尊重の意識醸成や性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、研修会や講座等あらゆる機会と広報等様々な手段を活用し啓発していく。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所の優良な取組を表彰し、市民や企業へ広く周知していく。</p>
--------	---

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (R1)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	100	—
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	60	—
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	増加	—
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	40	32.9
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	35	—
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	—	6	2
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ:23.9	マタハラ:80 パタハラ:30	—
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	増加	4.9
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	増加	5.5
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	増加	25.0 (12.7)
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年度からの6年間)	20	0
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	10	10.6
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	18
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	増加	13.7
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	増加	2
16	DV防止法認知度	%	50.8	60	—
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	男性:86.5 女性:76.0	—
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	増加	子宮がん:12.4 乳がん:22.9
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	増加	—
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	1	未設置
21	女性消防団員数	人	17	増加	18

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策 (1) 男女の人権尊重

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、「ヒューマンファースティン亀山」の開催し、人権について考えよう機会を設ける。	文化共生G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	「ヒューマンファースティン亀山」を亀山小学校で開催し、大阪市立大空小学校初校校長木村泰子さんの講演や中学生による人権作文の発表・高校生による人権スピーチなど、人権啓発のイベントを行った。	より多くの市民に、イベント参加してもらい、人権に関心を持ってもらえるよう、市民への周知方法、イベントの内容や開催場所など検討をする必要がある。	引き続き「ヒューマンファースティン亀山」を開催し、人権について考えよう機会を設ける。令和2年度は川崎小学校体育館で開催予定。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発の機会や場を確保し、市民の人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	文化共生G			小・中学校の児童・生徒に人権意識を高めようするため、人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらった。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。
	市広報紙や市公式ホームページ、市公式ウェブサイト、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組みます。	広報秘書G	文化共生G		市広報では、共生に関するコラムを写真や動画なども活用しながら、より理解できるような掲載する。ホームページ(ウェブサイト)では、イベント案内以外の人権啓発ができる記事掲載を関連部署と検討する。行政情報番組では、市民活動団体などの参加を得て、市民へ伝わりやすい番組づくりを行う。	市広報では、身近でタイムリーな話題に関連した人権啓発の記事掲載を、ウェブサイトでは、イベント案内以外の人権啓発の記事投稿ができるよう、関連部署と検討する。行政情報番組では、市民活動団体などの参加を得て、市民へ伝わりやすい番組づくりを行う。	市広報では、身近でタイムリーな話題に関連した人権啓発の記事掲載を、ウェブサイトでは、イベント案内以外の人権啓発の記事投稿ができるよう、関連部署と検討する。行政情報番組では、市民活動団体などの参加を得て、市民へ伝わりやすい番組づくりを行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいて人権教育を全ての教育活動の根拠に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	教育支援G		市内校長会や各校の研修会等の場で三法をはじめ、人権教育の正しい知識と認識を深めることができた。	地域と学校が連携した人権教育の体制を整えていく必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校のネットワーク、亀山市人権教育担当者会を軸として地域と学校が連携した人権教育の推進を進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係		かめやまお茶の間10選(実践)の作成を行い、今後の取組の計画として第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画の策定した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、かめやまお茶の間10選(実践)発表会(仮称)の開催や、かめやまお茶の間10選(実践)チェックシート(仮称)の配布を進める。
	企業等においては、国際化が進む中より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業・地域交通G			労働者団体等の開催するイベント等において、文化共生Gと連携し、チラシ配布などを行い、広く啓発を行った。	継続して各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。
	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	文化共生G			市広報誌で常設・特設相談日程について市民に周知を図った。また、新たに人権擁護委員を選任し、相談体制を整えた。	人権尊重の視点に立った相談や支援を行うため、関係機関と連携を図っている。	人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っている。困難を抱えた女性等が相談できる環境を整備を図ります。	子ども支援G 文化共生G			相談機関や相談窓口等の情報を、市広報紙、市ホームページなどを活用して広く周知した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っている。

<p>人権相談・支援体制の充実</p>	<p>相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>人権センターが開催するスキルアップ講座（無料）に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む。</p>	<p>三重県人権大学講座に市職員1名が参加した。担当グループの職員がスキルアップ講座を受講した。</p>	<p>相談員等の資質の向上に必要な研修会や集会などに参加する予算が確保できない。</p>	<p>人権センターが開催するスキルアップ講座（無料）に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む。</p>
	<p>相談された人権問題が早期に解決できるように、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防犯総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるような体制の充実に努めます。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会の会長が代わり、引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会の出席や津地方法務局との連携等、市民への相談体制の充実に努めた。</p>	<p>各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるような体制を強化していく必要がある。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>
	<p>民生委員・児童委員や保護司、また、地域で見守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。</p>	<p>福祉総務G</p>	<p>引き続き、各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。</p>	<p>民生委員・児童委員による平時からの声かけや安否確認などの活動とともに、社協にCSWを配置することにより、悩みごとを抱えた人を早期発見する体制づくりを進めた。</p>	<p>市内では、地域での孤立化などが顕在化しており、悩みや課題を抱えた人を早期に発見し、支援につなげる仕組みづくりを進める必要がある。</p>	<p>地域における福祉課題を抱えた人を取り巻く環境は多様化・複合化しつつある中で、案件に応じて多くの部署が連携できる体制づくりに取り組んでいく。</p>

基本目標 1 男女共同参画社会の実現
 基本施策 (2) 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
男女共同参画社会に立った家庭教育支援	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけること。また、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	子育て家庭への応援メッセージとして、社会教育委員会がかめやまお茶の間に10選(実践)を作成中である。平成31年度以降は、当メッセージを出前講座の講座内にも位置づけを行い、事業の推進を進める。	かめやまお茶の間10選(実践)の作成を行い、今後の取組の計画として第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画を策定した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、かめやまお茶の間10選(実践)発表会(仮称)を開催し、かめやまお茶の間10選(実践)チェックシート(仮称)の配布を進める。
子どもが、将来にわたって個性や能力を十分に発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもとの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分に発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもとの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	社会教育G		子育て家庭への応援メッセージとして、社会教育委員会がかめやまお茶の間に10選(実践)を作成中である。平成31年度以降は、当メッセージを出前講座の講座内にも位置づけを行い、事業の推進を進める。	かめやまお茶の間10選(実践)の作成を行い、今後の取組の計画として第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画を策定した。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、事業の推進を進める必要がある。	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、かめやまお茶の間10選(実践)発表会(仮称)を開催し、かめやまお茶の間10選(実践)チェックシート(仮称)の配布を進める。
児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労経験や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労経験や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G		引き続き、総合的な学習の時間を活用した職場体験学習を実施するとともに、道徳や人権学習においてもそれぞれの存在を尊重し、互いを認め合う意識を育成する。	キャリア教育を進める中で、これまでの「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身につけることができている。市内全ての中学校で職場体験学習(5日間)を実施し、多様な勤労観や職業観に接することができた。	子どもの発達段階に応じた系統的な指導計画が必要である。	引き続き、総合的な学習の時間を活用した職場体験学習を実施するとともに、道徳や人権学習においてもそれぞれの存在を尊重し、互いを認め合う意識を育成する。
学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の実	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及や啓発、学習機会の充実を図ります。	教育研究G		引き続き、人権教育・保健体育・社会科。総合的な学習の時間なかで学習の機会をつくる。	保健体育科・社会科・総合的な学習の時間の学習のなかで性別に関する正しい知識の学習を子どもたちの発達段階に応じに行なった。	教科書での学習と併せて、出会いを通して学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間なかで学習の機会をつくる。
中学生や高校生と乳幼児とのふれあいを体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	中学生や高校生と乳幼児とのふれあいを体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	教育研究G		引き続き、人権教育・家庭科・総合的な学習の時間なかで学習の機会をつくる。	家庭科の学習や人権学習を通して、男女が協力しながらそれぞれの希望に沿った働き方や家庭生活が送れるよう、ワークライフバランスの学習を進めた。	教科書での学習と併せて、出会いを通して学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・家庭科・総合的な学習の時間なかで学習の機会をつくる。
社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちのを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちのを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	教育研究G		引き続き、人権教育・社会科・総合的な学習の時間なかで学習の機会をつくる。	小学校6年生の社会科および中学校3年生の公民的分野の学習の中で、働く意味や労働者を支える仕組み、現代の問題などについて考えた。	教科書での学習と併せて、出会いを通して学習の機会を設ける。	引き続き、人権教育・社会科・総合的な学習の時間なかで学習の機会をつくる。
三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うこと。また、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を旨とする意識啓発につなげる。	ワーク・ライフ・バランス推進週間、地域活動団体等が実施するイベント等で、チラシの配布を行い、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うこと。また、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を旨とする意識啓発につなげる。

<p>地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</p>	<p>文化共生G</p>	<p>文化共生G</p>	<p>「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。</p>	<p>男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。</p>	<p>講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。</p>	<p>男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。</p>
<p>6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のチャッチャフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙やホームページへの記事掲載等により広く啓発します。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>文化共生G</p>	<p>6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等を行った。</p>	<p>男性の仕事と育児の両立について理解を深めてもらうため、ワークショップ推進週間に講演会を開催した。また、防災週間における男女共同参画についての理解を深めてもらうため、防災安全課・自治会連合会と男女共同参画研修会を開催した。</p>	<p>啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えて、集中的に啓発を行うっていく必要がある。</p>	<p>引き続き、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っていく。</p>
<p>日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>人事給与G 教育研究G</p>	<p>平成31年度も日本女性会議への参加が難しいため、県内で開催される研修等に積極的に参加する。</p>	<p>防災時における男女共同参画についての理解を深めてもらうため、防災安全課・自治会連合会と男女共同参画研修会を開催した。</p>	<p>男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、人事給与Gとも連携を図っていく必要がある。</p>	<p>令和2年度の日本女性会議、及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。</p>
<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>文化共生G</p>	<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等を行う。</p>	<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。</p>	<p>男女共同参画を推進する市民活動団体と連携し、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。</p>	<p>引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。</p>
<p>自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組めます。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>文化共生G</p>	<p>地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進週間に開催された地域のイベント等で、チラシの配布を行い、男女共同参画推進のための啓発を行った。</p>	<p>生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して啓発に取り組んでいく。</p>	<p>地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。</p>

基本目標 1 男女共同参画社会の実現
基本施策 (3) 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消を推進します。	文化共生G		男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	防災時における男女共同参画についての理解を深めようするため、防災安全課・自治会連合会と男女共同参画研究会を開催した。	講演会や研修会等より関心を持って参加してもらえよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施するとともに、市の広報誌のコラム等で啓発を行う。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体への若い世代の男性や、リーダーとしての女性の参画を促進するよう広く啓発するとともに、若者や女性に働きかけます。	社会教育G		今後モリリーダーとして各団体に働きかけを促進するよう各団体に働きかけます。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、5.5% (1人/18人)であった。	今後、更に積極的に女性の参画について呼びかけが必要がある。	今後モリリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかけます。
地域に根差した組織・団体の活動の重点に当たっては、男女共同参画の視点で反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。	地域に根差した組織・団体の活動の重点に当たっては、男女共同参画の視点で反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。	地域まちづくりG		引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。地域担い手研修を呼び掛ける。	亀山市自治会連合会を通じて、亀山市男女共同参画・防災連携講座を行った。また、地域担い手研修では全参加者数114名のうち、49名の女性が参加した。	亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。地域担い手研修では若者や女性の参加者を促していく。	引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を開催するに当たり、若者や女性の参加を呼び掛ける。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が担ったことが多かった役割などを女性が担ったりすることで、意識的に若い第三者に見せることで、人々の意識を変えることができるとの取り組みを推進します。	文化共生G		引き続き、亀山市自治会連合会主催の「食の祭典・市民の集い」の準備、運営、片付け等に亀山市婦人会連合協議会を始め性別問わず多くの方に協力していただいた。	亀山市自治会連合会主催の「食の祭典・市民の集い」の準備、運営、片付け等に亀山市婦人会連合協議会を始め性別問わず多くの方に協力していただいた。	亀山市自治会連合会等の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。	亀山市自治会連合会発行の「さわやかだより」等に男女共同参画啓発の記事を掲載する。
市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちにも固定的性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするようない表現やイラスト等の掲載や資料作成に取り組みます。	市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちにも固定的性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするようない表現やイラスト等の掲載や資料作成に取り組みます。	文化共生G	文化共生G、法務G	慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらおう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。	先進的な取組を取り組んでいる組織や団体の情報収集等に取り組むことができなかった。	性別に関係なく、個人の能力に応じた活躍ができるよう、広く市民の意識を変えようとする必要がある。	慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらおう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。
	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備(ベビーベッド付男性トイレの整備等)に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	住まい推進G	施設管理部署		引き続き、表現やイラスト等、各記事内容が適切であるか確認する。また、広報研修において、固定的性別役割分担意識の解消を促す。	各課からの広報紙、ホームページ及び行政情報番組に関する決裁において、現やイラスト等がないよう意識して内容を確認した。	広報紙やホームページ等の情報発信においては、現状、固定的性別役割分担意識を助長するような表現は見られないが、引き続き、注意を払う必要がある。
				トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらおう。	西野公園(北)建替工事において、男性用内に、子供用ブースと子供用小便器を設置した。	建物改修予算が減少傾向にあるなか、十分な機能を有する予算の確保が課題である。	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらおう。

<p>固定的性別役割分担意識の解消に努めることにも、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間を設定していく。</p>	<p>固定的性別役割分担意識の解消に努めることにも、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間を設定していく。</p>	<p>子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めることにも、HP等を通じた情報発信を行う。また、各園での会議等についても同様、保護者の参加しやすい時間設定に努めるよう、園長会議等を通じて周知を図る。</p>	<p>各種委員会等の開会時間を19:00に設定するようにした。PTAの役員会や地区集會等についても土曜日や19:00頃に開催できるように努めた。</p>	<p>様々な機会を通じて広く啓発していく。</p>	<p>定期的性別役割分担意識の解消に努めることにも、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間を設定していく。</p>		
						<p>子ども総務G</p>	<p>夜間の会議設定は、現役世代の参加しやすさは高まるが、高齢の委員は参加をしにくくなる側面があった。現在は高齢の委員は少ないが増加してきた際には課題となる。</p>
						<p>地域まちづくりG</p>	<p>亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策（4）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 （具体的な取り組み内容）	令和元年度の実績	（2）今後の課題	（3）令和2年度の計画 （具体的な取り組み内容）
行政分野 における女 性の参画拡 大	鶴山市の各種審議会等における女性の参画を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役割の構成についても、男女の比率が向上程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	文化共生G		鶴山市の各種審議会等における女性の参画を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役割の構成についても、男女の比率が向上程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	鶴山市の各種審議会等における女性の参画を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役割の構成についても、男女の比率が向上程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけには至っていない。	審議会委員等を選出する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の参画が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、参事職等の慣例にとらわれない選出などについて、積極的に検討します。また、女性参画を進まない根本的要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	文化共生G		平成31年度調査から、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を行い、女性参画率の向上につなげるための意識づけにつなげた。	平成31年度調査から、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を行い、女性参画率の向上につなげるための意識づけにつなげた。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体もあり、女性参画率の向上につながらない審議会等がある。	女性参画率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。
	各種審議会等への女性の参画拡大の一方で、女性の比率が高くなるような審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	文化共生G		平成31年度調査から、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を行い、女性参画率の向上につなげるための意識づけにつなげた。	平成31年度調査から、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を行い、女性参画率の向上につなげるための意識づけにつなげた。	女性の比率が高くなるような審議会等についても、注視していく必要がある。	女性参画率の調査時に、女性の比率が高くなるような審議会等についても確認する。
	鶴山市の各種審議会等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけには至っていない。	人事給与G		新規採用職員の庁内研修において男女共同参画についての研修を実施した。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画についての研修を実施した。	各種審議会等への女性の参画の重要性を認識できよう、職員に対して啓発や研修等を実施して実施する必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	鶴山市特定事業主行動計画に基づく市の職員の女性職員の積極的な参画、職域拡大を図ります。	人事給与G		職員のマネジメント能力向上のため、昨年度から継続して実施している課長級職員及びG Lに対する研修に加え、主任主査級職員に対しては独自研修を行った。	職員のマネジメント能力向上のため、昨年度から継続して実施している課長級職員及びG Lに対する研修に加え、主任主査級職員に対しては独自研修を行った。	令和2年2月に策定した第4次鶴山市特定事業主行動計画において女性管理職員の割合を40%に設定したことから、目標達成に向けて引き続きマネジメント能力向上のための研修の実施や管理職やG Lへ女性職員を積極的に配置する必要がある。	目標達成に向けて、引き続きマネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やG Lへ女性職員を積極的に配置する。
	市が推薦する国等が委嘱する各種委員等についても、それぞれの実情に配慮しながら、できるだけ構成員の性別に偏りが生じないように努めます。	福祉総務G		地域に対して男女問わず担い手となれる旨を地域に伝えつつ、一斉改選（12月1日）を行い、民生委員・児童委員88人（男性45人、女性43人）主任児童委員10人（男性1人、女性9人）を選出した。また、保護司については、交代等の際、男女比のバランスがとれるよう、女性の参画に努めた。	地域に対して男女問わず担い手となれる旨を地域に伝えつつ、一斉改選（12月1日）を行い、民生委員・児童委員88人（男性45人、女性43人）主任児童委員10人（男性1人、女性9人）を選出した。また、保護司については、交代等の際、男女比のバランスがとれるよう、女性の参画に努めた。	民生委員・児童委員、主任児童委員については、各未選出地区があり、選出時や急な交代時などに男女比に対する継続的な配慮が必要である。一方、保護司は、現在18人（男性15人、女性3人）となっており、性別の偏りや改善していく必要がある。	民生委員・児童委員、保護司については、性別の偏りや急な交代時などに男女比に対する継続的な配慮が必要である。一方、保護司は、現在18人（男性15人、女性3人）となっており、性別の偏りや改善していく必要がある。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	文化共生G		男女共同参画情報誌や広報を通して市民の意識啓発を行った。	男女共同参画情報誌や広報を通して市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、情報誌や広報等の工夫が必要である。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点をとり入れ、情報発信していく。
	自治会や地域まちづくり協議会、PTA	社会教育G		市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、5.5%（1人/18人）であった。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、5.5%（1人/18人）であった。	今後、更に積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。	今後もしもリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。

<p>等の役員への女性の参画が促進されるよう啓発や働きかけを行います。</p>	<p>地域まちづくりG</p>	<p>亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。</p>	<p>亀山市自治会連合会を通じて、亀山市男女共同参画・防災連携講座を行った。</p>	<p>亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。</p>	<p>引き続き、亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。</p>
<p>企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発掘、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。</p>	<p>商工業・地域交通G</p>	<p>継続して啓発活動を実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助金をさらに拡充する。</p>	<p>関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。市内創業者向けの空き店舗活用支援補助金制度の拡充（交付対象者が女性の割合等の上限引上げ）を行った。市内で創業を検討している方を対象に創業塾を開催した。</p>	<p>交付対象者を拡充した空き店舗等活用支援補助金の活用につなげ、若者・女性の創業を積極的に支援する。</p>	<p>継続して啓発活動を実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助金をH P などで広く周知する。</p>
<p>経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化財関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進週間に開催された地域のイベント等で、チラシの配布を行い、男女共同参画推進のための啓発を行った。</p>	<p>各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。</p>
<p>農業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。</p>	<p>農業G 森林林業G</p>	<p>特産品フェア等のイベントへの参加や協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加拡大を目指す。</p>	<p>平成31年度は、神奈川県で開催された特産品フェアに参加し、農林漁業に従事する女性による試飲等を行い、亀山市の特産品（農産物）のPRにつなげた。</p>	<p>市内外問わず、幅広いイベントへの参加・協力を呼びかける。</p>	<p>お茶まつりや特産品フェア等のイベントへの参加や協力を呼びかけ、各種イベントへの女性参加拡大を目指す。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
市民・企業等に対する啓発・取り組み	重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進のための事業所の優良事例の紹介や、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。	11月9日から24日までの16日間を鶴山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置づけ、講演会を開催し、重点的に啓発を行った。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の検証を行い、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、顕著な取組を実施している企業等への表彰制度を確立する。ワーク・ライフ・バランス推進のための事業所の優良事例の紹介や、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えってもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間を認定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。	ワーク・ライフ・バランス推進週間に、パネル展示や労働団体、地域活動団体が実施するイベント等で、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。	情報発信や啓発、市民に関心を持ってもらえるような機会の提供など、効果をもたせるための手法を検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業を取り組む事業所に対し情報発信・啓発を行います。	商工業・地域交通G		引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	労働団体等が開催するイベント(ファミリーフェスタ2019)を「ワーク・ライフ・バランス推進週間」に合わせ開催し啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	商工業・地域交通G		引き続き、事例収集し、研究を行う。	企業等へワークライフバランスの啓発活動等を実施しているが、具体的な事例収集にまで至っていない。	他事例等を調査するとともに、制度設計に向けて研究を行う必要がある。	引き続き、事例収集し、研究を行う。
	本市が、特に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、鶴山市の魅力の一つとして、市内外に情報発信します。	文化共生G		市広報での情報発信について前年度と同じにならないよう、また、ホームページ(フェイスブック含む)で、イベント案内以外の啓発ができる記事掲載を、担当部署と調整する。	市広報(5/1号及び11/1号)において、地元企業の取り組みを紹介するなど、市の魅力につながる情報を取り入れた記事掲載を行った。ホームページにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進週間及び関連イベントの案内を行った。行政情報番組においては、11月24日開催のワーク・ライフ・バランス講座をニュースとして取材、放送した。	市広報やホームページ(フェイスブック含む)の掲載内容について、イベント案内やワーク・ライフ・バランス週間の説明に留まっていた。多くの方向に情報を受け取っていただけのよう、より積極的な情報発信や啓発に努める必要がある。	各種広報媒体において、イベント案内に留まらない情報発信について、関連部署と検討する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆっく活(夏の生活スタイル変革)」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	商工業・地域交通G		引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど啓発を図る。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするために、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。	商工業・地域交通G		雇用対策協議会の参加企業へ、男女共同参画センターフレックスマネジメントを配布する。企業が働き方改革に意欲的に取組めるよう、研修会や啓発活動を行う。	市のイベント等で情報発信や啓発を行った。鶴山市雇用対策協議会や働く環境づくり懇談会でフレックスマネジメント員により働き方改革やワークライフバランスの講演、研修を行った。	多様な働き方によりワークライフバランスが推進できるよう、企業向け研修会等を継続して実施していく必要がある。	働き方改革やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。
	公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスを推進企業を幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。	契約管理G		ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取組りと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。	建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取組みとして、月2回土日完全休2日制工事試行要領を策定し、令和2年度から実施予定。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス等を推進するための取組みの検討するとともに、普及啓発を行なう必要がある。	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取組りと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策 (6) 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
意識醸成に向けた啓発	女性が活躍できる社会の実現を目指すとして、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できよう。また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できよう。様々な機会を捉えて啓発します。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に設置し、情報発信に努める。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口等に設置する。	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口等に設置した。また、市のイベントのフェアミニアフェスタ2018では、文化共生Gとも連携し、チラシ配布を行った。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口等に設置するなど情報発信に努める。
意識醸成に向けた啓発	出産・育児、介護、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口等に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に設置するなど情報発信に努めた。また、働く環境づくり懇談会にて、ハラスメントを議題とする研修を実施した。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口等に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発することともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの取組が優良な企業を認定する「ほし」認定等について周知・啓発を図ります。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口等に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、周知を行う。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みや労働協約を行う。事業主団体や労働組合、他の有識者等で組織する等(女性活躍推進法第23条に基づく協議会)の組織化について検討する。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口等に設置する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に設置するなど情報発信に努めた。国、ハローワーク、三重県と連携し、市役所を会場として出張合同就職・生活相談会を開催した。	「働く人の相談窓口」を開設しているが認知度が低い。	引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。
	「女性活躍推進法」に基づく事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先である、厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報」を一元的に集約したホームページについて、周知を図ることにより、女性の就職、活躍を支援することともに、企業への情報提供に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、パンフレットやチラシを窓口等に設置する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口等に設置するなど情報発信に努めた。また、亀山市雇用対策協議会等の会議にて啓発した。	協議会等、女性の出席者が少数である。	協議会等、女性の出席者が少数である。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じ、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるような体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	子どもも総務G		公立園の適切な人員配置を含めた安定した運営に努めるとともに、私立園についても給付費の支給等を通じた適切な運営支援を図る。また、今後の保育等への需要に合わせた施設の再編方針についての検討を行う。	保育所等の安定的な運営と必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要な人員の配置を行い、私立園においては、施設型給付費や各事業補助金を支出することで、事業実施に必要な一時保育等の提供を行うことができた。	本市においては、休日保育の利用が増加傾向にあり、今後のニーズ対応を含めた拡大の検討が必要である。また、現在実施できている保育施設は、現在事業の実施に向けた検討が必要である。	各種の保育サービスを提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。

<p>女性の生活推進に向けた環境整備</p>	<p>子育てサポートG</p>	<p>待機児童を出さないために、各施設の状況を把握し、地域に応じた整備を進める。</p>	<p>地域に応じた放課後児童クラブの整備した。</p>	<p>状況を見極めながら、待機児童を出さないよう、施設の整備の対応に努めていく。</p>	<p>各施設の状況を把握しながら、地域に応じた整備を進める。</p>
<p>男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子ども居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。</p>	<p>障がい者支援G</p>	<p>放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書（案）などを確認し、適正な支給決定を図る。</p>	<p>放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書（案）などを確認し、85人に支給決定をした。また、新規申請時には対象児童であることの確認方法を整理し、迅速かつ適正な支給決定に繋がった。</p>	<p>利用者の増加に伴い公費負担が年々増加する傾向にある。</p>	<p>引き続き放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付量となるよう、モニタリング報告書や計画書（案）などを確認し、適正な支給決定を図る。</p>
<p></p>	<p>社会教育G</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。</p>	<p>地域で子ども体験学習や地域の大人との交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所をつくるため、「全小学校区で実施すること」や「持続的展開のための委託化」を進めた。</p>	<p>持続的な展開を進めるために、地域の方々の参画をより一層進めていくことが必要である。</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。</p>
<p>安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした重山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病児の預かり等により子育てをサポートします。</p>	<p>子育てサポートG</p>	<p>子育てを助けて欲しい人の要望に応じて、子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預ける子育てサポートを実施する。</p>	<p>子育てを助けて欲しい人（概ね6カ月から小学6年生まで）の要望に応じて、子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預ける子育てサポートの制度を実施した。</p>	<p>対象のお子さんの子育てサポートを継続し、また充実させていく。</p>	<p>子育てを助けて欲しい人の要望に応じて、子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預ける子育てサポートを実施する。</p>
<p>保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるように、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビなどの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。</p>	<p>子育てサポートG</p>	<p>フェイスブック等の情報発信も継続して取り入れ、事業の周知を行っている。</p>	<p>市広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ等で子育てに関する情報発信を行った。</p>	<p>定期的なお知らせなどならないよう工夫した情報発信を進めていく。</p>	<p>新たに「かめやま子育てLINE」を取り入れて、子育てに関する情報発信を充実させていく。</p>
<p>男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>男女ともに働きながら介護を続けていくよう、継続してサービスの相談・支援に努める。</p>	<p>ネガティブな環境に陥らないよう、家族内で介護の役割分担を決めることを勤めたり、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・調理といった生活援助など介護サービスの相談にのったりしながら、支援を行った。また、介護者のつらい思いを聞き、介護者への相談・支援も行った。</p>	<p>家族介護者を支援する事業の情報発信に努めるとともに、介護者がリフレッシュできる場を広く啓発する。</p>	<p>介護する側も介護される側も無理のないような環境が作れるように相談・支援に努める。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
基本施策(7) 雇用等における男女共同参画の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・ 関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
就労環境 の向上等に 関する啓 発・取り組 み	企業に対し、育児や介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休復帰支援、育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関する情報提供並びにそれらの優良事例等の情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置し、情報発信に努めます。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置し、情報発信に努めます。	継続して、周知を行う。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めます。	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口で設置した。また、市のイベントのフェアリーフェスタ2019では、文化共生Gとも連携し、チラシ配布を行った。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めます。	継続して、周知を行う。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びハタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口で設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めた。また、働く環境づくり懇談会にて、ハラスメントを議題とする研修を実施した。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口で設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備(男女別更衣室やトイレの設置等)の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置し、情報発信に努めます。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置し、情報発信に努めます。	継続して、周知を行う。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようなため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	農業G		引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。	農村女性アドバイザーの方々は積極的に関与し、働きやすい環境づくりに関する話し合い、経営への参画、農山漁村女性起業家として地域リーダーとして活躍を目指している。	女性の積極的な農林業等の経営の参加を目指し、認定農業者における家族経営協定の普及や、農村女性アドバイザーの増加を目指す。	引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	商工業・地域交通G		引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めた。市役所を会場として出張合同就労・生活相談会を開催した。	「働く人の相談窓口」を開設しているが認知度が低い。	引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。
	農山商工会議所や農山雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、企業における男女共同参画や女性の活躍推進の取り組みを支援します。	商工業・地域交通G		継続して、パンフレットやチラシを窓口で設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めた。また、亀山市雇用対策協議会等の会議にて啓発した。	協議会等、女性の出席者が少数である。	継続して、パンフレットやチラシを窓口で設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	男性の育児休業取得率を高められるよう、また男女ともに育児休業等を取り得る中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対して情報発信や啓発を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めます。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努めます。

子育て支 援等、周辺 環境の整備	改正次世代育成支援対策推進法に基づき、「子育てサポート企業」としての認定、「育てるみるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができると	子育てサ ポートG		市ホームページ等で子育てに関する普及・啓発の情報発信を行う。	子育てに関するチラシや冊子等窓口での子育てに関する普及・啓発を行った。	男性の育児休業取得率が低い現状を発信していく。	市ホームページ等で子育てに関する普及・啓発の情報発信を行う。 関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努める。
商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口を設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。			

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現
基本施策(9)生涯にわたる健康づくり支援

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
生涯にわたる男女の健康的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信する。	健康づくりG		引き続き、女性の健康週間について周知を行う。	女性の健康週間(3月1日～8日)について広報、窓口、ケーブルテレビ文情報等で周知を行った。また、2月26日に実施した運動教室でパンフレットを配布し、女性の健康週間、女性特有の症状、生活習慣病等についての周知を行った。	女性の健康週間の認知度を高める必要がある。	引き続き、女性の健康週間について周知を行う。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	健康づくりG		健康づくりのてびきの内容を分かりやすくするように工夫する。	健康づくりのてびきで申込方法の記入例を掲載しわかりやすい周知を行った。またケーブルテレビにおいて、検査の受診方法の紹介を行った。	初めて検査を受診する人が少ないため、受診歴のない人にも受診してもらえるように努める必要がある。	健康づくりのてびきやケーブルテレビ以外にも、教室等で検査について周知する。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	健康づくりG		教室等の実施時の機会に、女性特有のがん検診について周知を行う。	運動教室時、あいあい祭り時、健康づくり心臓除養成講座修了地区のフォーロークー教室時等に、女性特有のがん検診について周知を行った。	女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知に努める。	教室等の実施時の機会に、女性特有のがんを身近に感じてもらえるよう周知する。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊娠の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	健康づくりG		引き続き、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診案内を行うとともに、妊婦教室、パパ・ママ教室の紹介を行い、参加者増加に努めていく。	保健師が母子健康手帳を交付し、妊婦一般健康診査や各種教室のお知らせや、相談を行った。妊婦健康診査は、延4,368人の受診があった。妊婦教室は年4回開催し、延17人、パパ・ママ教室は年4回開催し、延50人の参加があり、出産に向けての支援を行った。	引き続き、支援を継続していく。	引き続き、支援を継続していく。また、妊婦教室について、新たに「妊婦教室2」を開催する。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、新生児の健康支援を行います。	健康づくりG		引き続き、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児支援を行っていく。	新生児訪問や赤ちゃん訪問を376件実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行った。	引き続き、訪問を実施し、育児支援を行う必要がある。	引き続き、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児支援を行っていく。
	不妊・不育症等の治療を支援するたため、治療の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	健康づくりG		引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。	不妊治療費の一部助成を59件実施した。また、広報に年3回、不妊・不育症治療の内容を掲載し、不妊・不育症等の助成制度や、正しい理解の普及に努めた。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成や、正しい理解の普及に努め、不妊・不育症の治療を支援していく必要がある。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。

スポーツ分野への女性参画	<p>スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどとして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。</p> <p>親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービス等の併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境の整備に努めます。</p>	スポーツ推進G		<p>各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供を検討する。</p>	<p>各種スポーツ団体と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を主催した（大会は中止）。</p> <p>「SOMPOボールゲームフェスティバル」を開催し、トップリーグ連携機構に所属するトップアスリートによる指導の下、親子で体を動かす楽しさを体験しながら、基本的な技術の習得や技術をアップさせる機会を提供した。また、親子で一緒に参加できるようにラグビーバレーボール大会を実施した。</p> <p>家族で参加するラグビーバレーボール大会を実施し、家族でスポーツ活動に親しむ機会を通じて、性別に関係ないスポーツ実施の機会の重要性を啓発した。スポーツを通じて、父親と子どもがふれあいの場を創造し、父親の育児参加意欲の向上を推進した。</p>	<p>スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供の検討が必要である。</p>	<p>各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供を検討する。</p>
	<p>親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービス等の併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境の整備に努めます。</p>	スポーツ推進G		<p>各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。</p>	<p>家事や育児は、女性の役割として根深く認識されているため、社会全体の意識改革が必要であるとともに、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。</p>	<p>子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。</p>	<p>子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。</p>
	<p>女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。</p>	スポーツ推進G		<p>女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。</p>	<p>女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。</p>	<p>女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。</p>	<p>女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。</p>
	<p>女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。</p>	スポーツ推進G		<p>各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。</p>	<p>各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じて指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。</p>	<p>各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、育成に努める。</p>	<p>各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、育成に努める。</p>

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現
基本施策(10) 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
ひとり親家庭等の親 子が安心して暮ら せる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	子育てサポートG		継続した、ひとり親家庭の各種手当の支給を行い、自立支援を実施する。	ひとり親家庭を対象とした各種手当の支給を行い、生活の安定と自立支援を行った。	安定した経済基盤の確保や養育費等の支給とともに、経済的な支援が必要である。	継続した、ひとり親家庭の各種手当の支給を行い、自立支援を実施する。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合に、子育て短期支援事業(シヨーステイ)を提供できるような環境を整備します。また、社会的擁護施設として、教育家庭制度(里親制度)の普及や小規模児童養護施設の設置を進めます。	子ども支援G		子育て短期支援事業(シヨーステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、市内に地域小規模児童養護施設が設置できると、社会福祉法人の支援を進める。	子育て短期支援事業(シヨーステイ)を提供できるよう近隣7施設と契約を締結し、2世帯、5人、のべ20日の利用があった。また、里親制度の社会的擁護施設策として、里親制度の普及について県とともに里親推進事業を実施した。また、地域小規模児童養護施設の設置については、実施主体である社会福祉法人への支援を行った。	子育て短期支援事業(シヨーステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、市内に地域小規模児童養護施設が設置できると、社会福祉法人の支援を進める。	子育て短期支援事業(シヨーステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、市内に地域小規模児童養護施設が設置できると、社会福祉法人の支援を進める。
	特に支援につながらにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害(身体、心理的、経済的、介護、世話の放棄・放任)等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G		虐待予防の周知・啓発にさらに努めるとともに、関係機関との連携を密にし、虐待防止に努める。	窓口での相談等の機会を通じ、虐待についての周知を行い男女を問わず誰しも加害者になりうることを周知し、考えてもらえよう努めた。	介護者に自らのことと認識して貰うことが難しい。個人宅内で起こることは、虐待等に気づくことが難しい。	虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかわる啓発活動に努め、関係機関と連携し、虐待防止に努める。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G 子ども支援G		該当者に対し制度の紹介を行ういつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。	分かりやすく制度を周知するためHPの見直しを行うとともに、特別児童扶養手当1級57人、2級67人、障害児福祉手当35人に手当を支給し、経済的な支援を行った。	手帳の新規取得時や等級変更時など、該当者に対し制度の周知をすることも、障がいの特性により申請手続きが困難な該当者に対し、支援・助言の方法の検討が必要である。	該当者に対し制度の紹介を行ういつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。
高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に關する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	市民協働G		やさしい日本語の普及や多言語への対応を検討する。	平成30年度に引き続き、やさしい日本語版「かめやまニュース」を毎月作成し、各種行政サービスや制度等の情報提供を行った。また、令和2年2月から12言語に対応した外国人生活相談窓口を開設し、外国人の様々な生活課題に寄り添うことで、共生社会を推進することができた。また、避難所ガイドの対応言語を増やし、より多くの外国人に災害時の備えを周知することができた。	多言語への対応ややさしい日本語の普及が進み、多くの外国人に対して対応できる体制は整いつつあるが、それらを生かして外国人への周知・啓発が必要である。	やさしい日本語版「かめやまニュース」を引き続き発行してやさしい日本語の普及を図り、多言語に対応した外国人相談窓口を活用し、外国人住民の支援に努める。
	性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。	文化共生G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解の啓発に努めた。	LGBTなどの「性的マイノリティ」への関心は高まりつつあるが、まだまだ理解は十分ではない状況である。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシの配布や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(1.1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	令和元年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 令和元年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和2年度の計画 (具体的な取り組み内容)
災害に備えた体制の整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練で、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求めます。	継続的に自治会や自主防災組織等対象の出前講座にて、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を行った。特に井川北地区の出前講座では、多数の女性の方に避難所運営訓練(ゲーム)に参加いただき、避難所運営に関する知識を深めた。	自主防災組織の活動状況については地域によって差があり、全地域にて理解を得るのに時間を要する。	自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求めます。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	災害対策本部活動マニュアル等各種のマニュアル修正を行った。その一つとして自主防災リーダーハンドブックの修正については、避難所運営における妊婦等への配慮について明記した。	自主防災組織内における女性担当の増加	随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。
災害に備えた体制の構築	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取入れた内容となるよう、工夫します。	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、ブライバシアーの保護等の観点を取り入れた避難所運営等について計画した。各地域における出前講座にて、段階別に関心切りを利用した避難所生活体験を行い、ブライバシアーの保護の重要性について理解いただいた。	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、ブライバシアーの保護等の観点を取り入れた避難所運営等について計画した。各地域における出前講座にて、段階別に関心切りを利用した避難所生活体験を行い、ブライバシアーの保護の重要性について理解いただいた。	自主防災組織の活動状況については地域によって差があり、全地域にて理解を得るのに時間を要する。	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、ブライバシアーの保護等の観点を取り入れた避難所運営等を作成訓練等の計画を行っている。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもたらえるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	総務・消防団G		継続した救急講習等への参加、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各種行事に女性の視点を取り入れ活かししていく。また、女性消防団員の確保についても継続して検討を行う。	普通救命講習や各種行事等に女性消防団員を派遣し、女性ならではの視点で指導・支援を実施した。	より多くの指導・支援を実施するため女性消防団員の確保が課題である。	継続した救急講習等への派遣、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各種行事に女性の視点を取り入れ活かししていく。また、女性消防団員の確保についても継続して検討を行う。
災害に備えた体制の構築	防災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、避難所の運営体制を確立します。	防災安全G		総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	総合防災訓練及び避難所運営研修会において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとなった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	防災安全G		総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	総合防災訓練及び避難所運営研修会において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとなった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごととの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。

	<p>女性用の生理用品や乳児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄や配布体制の整備、また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。</p>	<p>防災安全G</p>		<p>生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていき、また液体ミルクの販売が開始され、導入に向けて検討を行っていき、市においても受援計画策定に向けて調整を図っていく。</p>	<p>生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていき、また、使用勝手が容易である液体ミルクの販売が開始され、導入に向けて調整を図っていく。また、三重県において広域受援計画が決定され、三重県及び各市における物資供給に関する手法が確立されたため、市においても令和2年度未計画策定に向けて進めている。</p>	<p>備蓄品については様々なニーズがあるが、全てを揃うことは出来ない。市民の理解、防災意識の向上が不可欠となる。</p>	<p>生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていき、また液体ミルクの導入に向けても計画を立てていく。市においても受援計画策定に向けて調整を図っていく。</p>
--	--	--------------	--	---	---	--	--

公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(総合政策部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、②公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	<p>将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5か年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。</p> <p>この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。</p> <p style="text-align: center;">公共施設等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施設・インフラの老朽化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">厳しい財政状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">人口減少 少子高齢化</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 現在 将来費用 年間 30.4 億円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 60 年後 投資可能額 年間 22.7 億円 25%削減 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;">維持管理経費の削減 長寿命化</p> <p style="text-align: right;">施設総量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集約化 ②複合化(多機能集約) ③転用 ④一部利用停止 ⑤廃止 ⑥民間施設の利用 ⑦民間活力の活用 ⑧広域化 <p style="text-align: center;">将来費用の確保</p> </div>

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1	—	1362.0
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	本計画に掲げる「60年間で将来費用を25%削減する」という目標達成に向けて、関係部署との協議を行い、施設類型ごとに将来費用の削減に向けた取組みや今後の施設の在り方について整理し、建物(ハコモノ)において実行計画となる「公共建築物個別施設計画」を策定した。
成果	本計画の基本方針に沿って公共建築物個別施設計画を策定し、個別施設における今後の方向性を定めた。
総合計画 推進への 寄与度	本計画及び公共建築物個別施設計画の推進により、効率的・効果的な施設の維持・管理が可能となることから、持続可能な財政運営の確保と総合計画の推進が図られる。



反省点・課題	施設の活用や統合、複合化にあたっては、計画で定めた個別施設の方向性をベースとして、より具体的な検討を行う必要がある。
--------	--



今後の方向性	施設の再編等については、公共建築物個別施設計画の方針をベースとし、新図書館の開館や新庁舎整備における跡地利用も含め、庁内横断的な調整を図りながらより具体的な検討を行う。
--------	--

亀山市ICT利活用計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(総合政策部 総務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第11条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施するための個別計画として位置づけており、市の総合計画及び関係する分野別計画との整合を図るものとしています。
目的・概要	これまでの計画の成果や課題を踏まえながら、「第2次亀山市総合計画」の実現をICTの面から下支えするとともに、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対し、市のICT利活用に新たな視点で取り組むため、「亀山市ICT利活用計画」を策定し、市のICTの効果的かつ効率的な利活用を進めます。
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 基本理念 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 10px; flex-grow: 1;"> <h3 style="text-align: center;">● 新たな視点で“つなげる”ICTの利活用</h3> <p>この基本理念は、ICTをまちづくりの有効な手段と認識し、これまでにない新たな視点で利活用することで、人と人、人と組織、組織と組織、人と組織と情報など、様々な資源のつながり(ネットワーク)を生み出し、連携・協働による「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるためのものです。</p> </div> </div> </div>
	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; width: 200px;"> ビジョン① 誰もが実感できる行政サービスの実現 </div> <div style="flex-grow: 1; border-left: 1px solid #0056b3; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供 ●子育てワンストップサービスの推進 ●多様な媒体を介した情報発信の充実 ●多様な公金収納環境の整備 ●地域医療連携システムの整備 </div> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; width: 200px;"> ビジョン② 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築 </div> <div style="flex-grow: 1; border-left: 1px solid #0056b3; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●行政情報オープンデータ化の推進 ●市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築 ●シティプロモーション戦略の推進 ●総合的な防災情報伝達システムの構築 </div> </div>

ビジョン③
スリムで持続可能な行政運営への変革

- 行政情報システムの安定稼働と業務改革
- 「行政情報システム最適化指針」の適用
- 学校教育におけるICT利活用の推進
- 庁内ペーパーレス化の推進

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>【令和元年度に実施した主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付を導入 ・図書館情報システムの更新(クラウド化) ・地方税共通納税システムの導入 ・オープンデータを掲載した市ホームページ「亀山市オープンデータサイト」の拡充 ・CADシステムの更新 ・次期総合保健福祉システムの検討 ・住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新 ・公営企業会計システム(下水道)の更新 ・小中学校のパソコン教室のパソコンの更新
成果	<p>各種証明書のコンビニ交付を導入したことにより、証明書を取得しやすい環境を利用者に提供できた。</p> <p>また、図書館情報システムをクラウド化したことにより、情報セキュリティの確保と業務継続が可能な仕組みが確保できた。</p> <p>さらに、行政情報オープンデータについて、国が推奨しているデータの一部をオープンデータ化することができた。</p> <p>加えて、CADシステム、住民基本台帳ネットワークシステム及び公営企業会計システム(下水道)を更新したことにより、各システムを安定稼働させることができた。</p> <p>また、小中学校のパソコン教室のパソコンを更新したことにより、児童生徒がパソコンを安全に利用できるようになった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>6. 行政経営 (2)財産・情報の適正な管理・活用 ①行政情報の適切な管理</p> <p>マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付を導入したことで、市民の利便性の向上を図ることができた。</p> <p>また、図書館情報システムをクラウド化し、情報セキュリティの強化を図ったことで、行政情報の適正な管理に繋げることができた。</p>

反省点・課題	<p>令和元年度に導入・更新等を計画していた事業について、証明書のコンビニ交付事業や図書館情報システムの更新など、概ね計画どおりに実施できたが、今後、これらの事業の維持・継続に当たり、関連する制度の改正や情報通信技術の進展など、ICTを取り巻く情勢の変化に柔軟に対応していく必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>ICTを取り巻く情勢の変化への対応として、本計画の個別事業として「AI・RPAなどの導入検討事業」を新たに加え、業務工程の一部自動化による効率化を図ることとした。また、既存の個別事業についても、今後の情勢の変化に柔軟に対応するため、適宜改善を図りながら計画的かつ円滑に実施していく。</p>
--------	--

亀山市ICT利活用計画取組実績一覧

① 誰もが実感できる行政サービスの実現

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
① (1)1	マイナンバーカードを活用した行政サービスの向上	マイナンバーカードを適用した行政サービスの向上	マイナンバーカードを活用した行政サービスの向上と事務の効率化を図る。	マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアのコピー機で住民票や印鑑証明書等を交付するサービスを行うことができるよう、導入事業者と委託契約を結び調整を行い、令和2年2月からコンビニ交付事業を導入した。	△	→	○	→	→	マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアのコピー機で住民票や印鑑証明書等を交付するサービスを行うことができるよう、導入事業者と委託契約を結び調整を行い、令和2年2月からコンビニ交付事業を導入した。	市民サービス向上と事務の効率化を図るため、マイナンバーカードの普及に取り組む。	生活文化部	市民課	戸籍住民G
① (2)1	子育て支援サービスの推進	子育て支援サービスの推進	妊娠、出産、育児等に際しての子育ての負担軽減を図るため、子育て関連手続きにおいて、マイナンバーカードを用いたオンラインで一括して手続きを行うことができるよう推進する。	コンビニ交付の仕組みを活用して、マイナンバーカードを通して利用できる子育て関連サービス（着せ替え・保育・母子保健・ひとり親支援関係の電子申請やお知らせ等）を段階的に提供する。	○	→	→	◎	→	情報収集を行いつつ、コンビニ交付の仕組みを活用したサービスの導入に向けての検討を行った。	令和元年度に導入したコンビニ交付の仕組みを活用することとし、令和2年度のシステム導入に向け、準備を行った。	総合政策部	総務課	情報統計G
① (3)1 (4)1	多様な媒体を活用した情報発信の充実	行政情報提供事業	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施設・制度やイベントなど、動画に設置した情報提供することにより、市民の暮らしへの関心を高める。また、本市の魅力を動画で市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	ケーブルテレビを活用した行政情報番組制作・提供を行う。	→	△	△	◎	→	初めて起用した小学生アナウンサーをはじめ、市民活動団体や市民活動団体の協力を得て、年間5番組制作・放送した。また、広報センター制度を整えた。一方で、文字情報システムの導入に向けて更新スケジュールを定め、必要経費を精算した。	市民参画を得て、市民に親しまれる番組づくりを継続して行った。また、文字情報を安定して提供するためのシステム更新を行う。	総合政策部	政策課	広報秘書G
① (3)2	多様な媒体を活用した情報発信の充実	ホームページ情報発信事業	市の施策や魅力をどこでも必要に応じて取得できるよう、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信すべく、フェイスブックなどのSNSを利用し、より身近で取得しやすい掲載を提案するとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実に努める。	ホームページによる情報発信をOMSを活用して行う。また、現行システムの買付契約満了に伴い、システムを更新する。	→	→	△	◎	→	ホームページの更新を行うほか、7月17日に127件の記事を掲載し、同時、市政情報の発信を行った。また、3月にSNSの活用や7月17日の更新等に関する研修を行い、魅力、情報の分かりやすさ等の向上に努めた。	ホームページや階層等の見直しを行い、情報を取得しやすい対応の更新に取り組む。	総合政策部	政策課	広報秘書G
① (3)3	多様な媒体を活用した情報発信の充実	メール配信システム事業	安心で、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市からのイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時における職員の手動配信や、幼稚園、小・中学校において登録者を限定したメール配信を行う。（安心メール、職員参集メール）	→	→	→	→	→	緊急情報、防犯情報、イベント情報など123件のメール配信を行った。なお、令和元年度末の登録者は、4,747人である。	安心で、安全なまちづくりに向け、引き続きメール配信システム事業を継続する。	総合政策部	総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
① (3)~4 【中核部】	多様な媒体を介した情報発信の充実	公共施設予約システム運用管理事業	運動施設など市の公共施設の予約システム運用管理事業を行う。	予約システムを運用することにより、保守メンテナンス時を除き、いつでもオンラインで予約ができることとなる。また、各施設へ高い合わせられることなく、空き状況を確認できるなど、利便性の向上を図る。	継続	継続	継続	検討	検討	オンラインでの予約や空き状況の確認ができる公共施設施設予約システムの維持管理を行った。	生活文化部	文化スポーツ課	スポーツ連G	
① (3)~5 【中核部】	多様な媒体を介した情報発信の充実	亀山市史(ウェブ版)の普及拡大事業	亀山市史のセキュリティ強化やシステム改修、市民の利便性の向上と施設の活用促進を図るため、公共施設予約システム運用管理事業を行う。	令和3年に、亀山市史はウェブ版が10年になる。インターネット環境が進む中、内部で利用可能なパソコンで亀山市史が利用できず、外部でウェブ版や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないところがある。亀山市史編集推進委員会で設定されたセキュリティの考え方やシステムそのものを導入し、質を向上させることができる。	継続	継続	個人相談への対応	継続	継続	館専門委員会において、更にどのページを対象として利用しやすいようにするかを検討した。	生活文化部	文化スポーツ課	歴史博物館	
① (3)~6 【中核部】	多様な媒体を介した情報発信の充実	多言語情報メール配信事業	日本語での情報が伝達されない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供する。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で月に1回情報発信している。このしきりに、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	継続	継続	継続	継続	継続	外国語版広報の情報発信は英語とポルトガル語の外国語版広報とやさしい日本語版のメールアドレッシングに情報発信した。	生活文化部	まちづくり協働課	市民協働G	
① (3)~7 【中核部】	多様な媒体を介した情報発信の充実	こみ分別ハンズブック公開事業	市民がこみ分別を迷わないよう収集日を確認し出し忘れが防止できること、バーバル化が促進できることを目的とし、ウェブ上で50音順やキーワード検索可能なこみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索可能なこみ分別ハンズブックを作成し公開する。	継続	公開	公開	公開	公開	こみ分別辞典でキーワード検索の項目(こみの種類)を増やした。また、こみ分別辞典とリンクしたQRコードを貼付した。	生活文化部	環境課	廃棄物策G	
① (3)~8 【中核部】	多様な媒体を介した情報発信の充実	道路台帳整備事業	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	継続	継続	継続	継続	継続	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供した。	産業建設部	用地管理課	管理G	
① (3)~9 【中核部】	多様な媒体を介した情報発信の充実	都市計画関連情報整備事業	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	継続	継続	継続	継続	継続	都市計画情報を迅速にホームページで公開することにより、市民の利便性の向上を図ることができた。	産業建設部	都市整備課	都市計画G	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
① (3)-10 (4)第1	多様な媒体を介した情報発信の充実	公開型GIS機能拡充事業	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり、必要な機能を拡充する。	◎	→	→	→	→	→	都市計画参考図の閲覧及び印刷が可能となったこと、市民の利便性向上を図る。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
① (3)-11	多様な媒体を介した情報発信の充実	図書館型システム更新事業	図書館が所蔵する図書データの活用や利用者の個人情報等を図書館型システム内に所蔵し、利用者に安定した図書サービスを提供する。	住民サービスの観点から継続的に安定した図書館サービスシステムの更改を実施する。	△	△	◎	→	→	→	クラウド化による業務継続が可能な仕組みを確保した。新システムで利用できるようなったサービスについて、更なる周知を図る必要がある。	教育委員会事務局	生涯学習課	図書館
① (3)-12 (4)第1	多様な媒体を介した情報発信の充実	議会映像等インターネット配信事業	市議会の本会議・常任委員会等の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン、タブレット）により配信すること、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めってもらうことを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン、タブレット）により配信すること、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めってもらうことを目的とする。	→	→	→	→	→	→	議会議務局 議事調査課 議会事務局 議事調査課 議事調査G	議事調査課	議事調査G	
① (4)-1	多様な基金収納環境の整備	市税クレジット取納事業	納税環境の充実のため、これまでのコンビニ納付に加え、クレジット等を使って、24時間いつでも納付できる仕組みを構築する。	クレジットカード利用者が、インターネットにアクセスできるパソコンやスマートフォンから、24時間どこでも市税を納付できるサービスを実施する。	◎	→	→	→	→	→	納税者が手数料を負担しなくても納付できるものも24時間いつでも利用できるスマートフォンアプリを活用した取納を実施することから、クレジット取納の必要性を再検討する。	総合政策部	税務課	収納対策G
① (4)-2	多様な基金収納環境の整備	地方税共通納税システム導入事業	地方税の納付について、納税者の納付負担の軽減を図る。また、納付情報をデータベースで取り込み、事務の負担を軽減する。	地方税の納付について、全ての地方団体が電子的に納付できるシステムを導入することにより、納税者の利便性の向上と収納事務における負担とリスクの軽減を図る。納税者・市民情報システムとの連携が必要のため、システム改修を行う。	△	△	◎	→	→	→	システム導入後は、納税者側の誤入力等があったが、現在は特に問題なく運用できている。 10月～3月の利用件数は特別徴収と法人市民合わせて180件となっており、システムの普及が課題である。	総合政策部	税務課	収納対策G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
① (4)-3	多様な公金収納標準の整備	水道料金クレジット収納導入事業	水道使用者が、外出せずにパソコン等を使用して、24時間いつでも水道料金の納付手続きができる仕組みを構築する。	指定代理納付者の公金収納センターにおいて、水道使用者がクレジットカードを登録することにより、指定代理納付者が水道料金を立替払いする。導入作業として、公金収納システムの構築及び水道料金システムの改修を行う。また、その後の運用として、水道料金請求及び収納処理、公金収納サイトの及び水道料金システムの保守を行う。	○	◎	→	→	→	平成30年4月から水道使用料者が、パソコン等を使用して24時間いつでも水道料金の納付手続きができるように、クレジット収納のシステムを保守運用し、水道料金請求及び収納処理を行った。	令和2年3月分のクレジット収納利用件数は571件で、全体の28%（前年比1.5ポイント増）となった。口座振替は80.9%（前年比1.1ポイント増）、納付書は16.3%（前年比0.4ポイント減）である。登録方法の問い合わせについて、一日に数回受け付けることがある。	上下水道部 上下水道課	上下水道課	水道管理G
① (5)-1	地域医療連携システムの整備	地域医療連携システムの導入事業	医療及び介護情報を統合し、県内の複数の医療機関、介護施設と患者の情報を共有できる地域医療連携システムの導入を行い、地域医療提供体制の整備を図る。	患者の同意に基づいて公開した診療情報を病院やクリニック等に提供することにより、国の方針である、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを結ぶことのできる「地域包括ケアシステム」の構築やスムーズな転院、在宅医療の推進を図る。また、緊密な連携により、重症検査や処方方の削減により、患者の医療費及び精神的な負担軽減を図る。また、平成28年4月の診療報酬改定で新設された、検査・画像情報提供追加算を算定し、収益の向上を図る。	○	◎	→	→	→	システム有効活用を行うため、多職種連携会議の場や各種の会合などで活用し、医療・介護多職種連携システムの普及啓蒙を行った。また、三重県医療あんしんネットワークの有効活用に向けて関係者で検討を行った。	新たな運用方法も検討し、多職種情報共有システムの普及啓蒙を各種関係者に行い、医療・介護の連携強化に努める。また、引き続き安心ネットワークにおいては活用促進につなげる体制を検討していく。	地域医療部 地域医療課	地域医療課	地域医療G
① (5)-2	地域医療連携システムの整備	ICT技術導入検討事業	医療機関へ正確かつ迅速な情報提供を行い、医療機関間、必要時間を短縮するため、ICT技術の導入を検討する。	高齢化の進展に伴い、年々増加する救急事案に的確に対応するためには、救急隊と医療機関との確実な情報共有が重要である。現在は救急隊が医療機関へ電話連絡し、医療者の状態を伝えていたが、タブレット端末等を活用し、映像で医療機関への情報提供を行えるICT技術の導入を検討し、早期推進を目指す。	△	△	△	△	○	医療・介護多職種連携情報共有システム（バイタルリンク）導入に伴う協議を抽出した。（スマートフォンへのインストール方法、インストール後の取扱い方法等について検討した。	医療・介護多職種連携情報共有システム（バイタルリンク）を利用した情報伝達を行う。スマートフォンへのインストール方法、インストール後の取扱い方法等について検討した。	消防本部 消防総務課	消防総務課	消防救急G

② 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
② (1)-1	行政情報オープンデータ化の推進	行政情報オープンデータ推進事業	市民や地域、事業者が、新たな事業創造や課題解決ができるよう、活用可能な行政情報オープンデータ化を推進する。	本市が保有するデータを、市民や地域、事業者などが活用しやすいうちに機械的に選別した形で二次利用可能なルールの下、インターネットで公開する。	△	○	◎	→	→	→	国が公開を推奨しているデータ(推奨データセット)のオープンデータ化のため、オープンデータの取組を全市に展開し、各課から情報収集を行い、公開データの拡充を図った。	引き続き、オープンデータの取組を全市に展開し、各課から情報収集を行い、公開データの拡充を図る。	総合政策部	総務課	情報統計G
					棟付ワーキング(アイチアソン)の開催	関係機関との調整と部内運用	運用	継続	継続	継続	推進データを53件をオープンデータとして公開することになった。これにより、亀山市のオープンデータは、カテゴリ別に41件のデータを公開している。	引き続き、オープンデータの取組を全市に展開し、各課から情報収集を行い、公開データの拡充を図る。	情報統計G		
② (1)-2	行政情報オープンデータ化の推進	ごみ分別ハンズブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう取集日の確認や出し忘れ防止ができること、ペーパー化が推進できることを目的に、ウェブサイト上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブサイト上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンズブック」を作成し公開する。	◎	→	→	→	→	ごみ分別辞典でキーワード検索の項目(ごみの種類)を増やした。また、ごみカレンダーの各月にごみ分別辞典とリンクしたQRコードを貼付した。	引き続きキーワードを追加しごみ分別辞典の充実を図る。また、市広報等での周知に努める。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G	
					システム導入	公開	公開	公開	公開	キーワードを増やしたことで、利用者に比べては利便性が高まったと考えている。ただし、依然として電話でのごみ分別の問い合わせが多く、認知度は低い。	引き続きキーワードを追加しごみ分別辞典の充実を図る。また、市広報等での周知に努める。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G	
② (1)-3	行政情報オープンデータ化の推進	農地台帳公開システム【再掲】 【フェーズ1】 【フェーズ2】 【フェーズ3】 【フェーズ4】 【フェーズ5】 【フェーズ6】 【フェーズ7】 【フェーズ8】 【フェーズ9】 【フェーズ10】 【フェーズ11】 【フェーズ12】 【フェーズ13】 【フェーズ14】 【フェーズ15】 【フェーズ16】 【フェーズ17】 【フェーズ18】 【フェーズ19】 【フェーズ20】 【フェーズ21】 【フェーズ22】 【フェーズ23】 【フェーズ24】 【フェーズ25】 【フェーズ26】 【フェーズ27】 【フェーズ28】 【フェーズ29】 【フェーズ30】 【フェーズ31】 【フェーズ32】 【フェーズ33】 【フェーズ34】 【フェーズ35】 【フェーズ36】 【フェーズ37】 【フェーズ38】 【フェーズ39】 【フェーズ40】 【フェーズ41】 【フェーズ42】 【フェーズ43】 【フェーズ44】 【フェーズ45】 【フェーズ46】 【フェーズ47】 【フェーズ48】 【フェーズ49】 【フェーズ50】 【フェーズ51】 【フェーズ52】 【フェーズ53】 【フェーズ54】 【フェーズ55】 【フェーズ56】 【フェーズ57】 【フェーズ58】 【フェーズ59】 【フェーズ60】 【フェーズ61】 【フェーズ62】 【フェーズ63】 【フェーズ64】 【フェーズ65】 【フェーズ66】 【フェーズ67】 【フェーズ68】 【フェーズ69】 【フェーズ70】 【フェーズ71】 【フェーズ72】 【フェーズ73】 【フェーズ74】 【フェーズ75】 【フェーズ76】 【フェーズ77】 【フェーズ78】 【フェーズ79】 【フェーズ80】 【フェーズ81】 【フェーズ82】 【フェーズ83】 【フェーズ84】 【フェーズ85】 【フェーズ86】 【フェーズ87】 【フェーズ88】 【フェーズ89】 【フェーズ90】 【フェーズ91】 【フェーズ92】 【フェーズ93】 【フェーズ94】 【フェーズ95】 【フェーズ96】 【フェーズ97】 【フェーズ98】 【フェーズ99】 【フェーズ100】	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・廃止や耕作放棄地の解消を図る。	全国各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づき農地情報を電子化・地図化して公開する。全国一元的なクラウドシステムとして、一般社団法人全国農業会議所が整備し、クラウドシステムに移行することで、利便性の向上、運用管理コストの低減、情報消失等への防災対策の確立を図る。なお、インターネット公表部分(全国農地ナビ(農地情報公開システム・フェーズ1)を先行開発し平成27年4月より農地情報(地図等)の公開を開始している。	◎	→	→	→	→	H30年度に移行作業を行ったクラウドシステム(農地情報公開システム・フェーズ2)の維持管理を行った。	引き続きシステムの適切な維持管理を適切に行えた。	産業建設部	産業振興課	農業G	
					実施	継続	継続	継続	継続	H30年度に移行作業を行ったクラウドシステム(農地情報公開システム・フェーズ2)の維持管理を行った。	引き続きシステムの適切な維持管理を適切に行えた。	産業建設部	産業振興課	農業G	
② (1)-4	行政情報オープンデータ化の推進	道路台帳整備事業【再掲】	道路台帳をデジタル化し、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	引き続き道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図ることになった。	産業建設部	用地管理課	管理G	
					継続	継続	継続	継続	継続	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図ることになった。	引き続き道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図ることになった。	産業建設部	用地管理課	管理G	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
② (1)-5	行政情報オープンデータ化の推進	都市計画関連情報整備事業【再掲】	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	→	都市計画情報を迅速にホームページで公開すること、市民の利便性の向上を図る。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-6	行政情報オープンデータ化の推進	公開型GIS機能拡充事業【再掲】	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎	→	→	→	→	→	公開型GISにおいて都市計画参考図の印刷及び印刷可能となったこと、問い合わせ件数が減少した。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-7	行政情報オープンデータ化の推進	議会映像等インターネット配信事業【再掲】	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組をインターネットにより配信すること、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開を高めることを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ及び録画配信（パソコン、スマートフォン、タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより配信すること、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報発信に努めること、また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」について、インターネットにより録画配信を行った。（パソコン、スマートフォン、タブレット端末対応）	→	→	→	→	→	→	議会中継や議会報告番組をインターネット配信することにより、映像をリアルタイムに、また、いつでもどこでも見ることができ、市民の利便性の向上と議会活動の積極的な情報発信に努めること、また、セッション数） ・議会映像（ライブ）12,166件 ・議員別配信（録画）68,708件 ・議会報告番組（録画）5,617件	議事事務局	議事調査課	議事調査G
② (2)-1	市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域と市が連携して課題解決に取り組むため、地域まちづくり協議会と市の間、さらには各地域まちづくり協議会の間で、インターネットを通じて相互に情報交流ができる仕組みを構築する。	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進するとともに、市と地域まちづくり協議会がメールや取りの取りをしている依頼文書、提出文書、回答文書、資料等について、情報交換の新たな仕組みを構築すること、より確実な情報交流を実現する。	△	○	○	◎	→	→	ホームページを立ち上げている地域まちづくり協議会に対し、様々な支援の周知を行うなど、情報交流の仕組みの導入・運用に向け、検討を行う。	まちづくり協議課 生活文化部 総合政策部	まちづくり協議課 総務課	地域まちづくりG 情報統計G
② (3)-1	シティプロモーション戦略の推進	シティプロモーション推進事業	本市が「訪れるまち（交流人口の増加）」「住むまち（定住・移住人口の増加）」として市内外の人口から選ばれている、市民等とのまちに対する愛着や誇りの醸成を基礎として、本市の魅力創造し、磨き上げ、まちのイメージを向上させる。	シティプロモーション専用サイトの各種コンテンツの更新・充実を図るとともに、SNSや広告への掲載を通して、市内外に対し積極的な情報発信を行う。	→	→	△	◎	→	→	シティプロモーション専用サイトの各種コンテンツの定期的・継続的な更新を行い、市内外を意識した情報発信を行う。	総合政策部	政策課	広報秘書G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
② (4)-3	総合的な防災情報伝達システムの構築	多言語情報メール配信事業【用稿】	日本語での情報が伝達されない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供する。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で目録1人情報発信している。このしきみを活用し、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	△ 手法の検討、関係府、関係室との協議、内容の作成	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	英語とポルトガル語の外国語版広報を、月に一度登録のメールアドレスに情報発信した。	外国語版広報の情報発信はできていない。通訳(英語)及びポルトガル語)は、非常勤であるため緊急時に出動する体制となっていない。また、防犯情報の発信する際の翻訳依頼がない。	通訳(英語及びポルトガル語)は非常勤職員であるため、緊急時の災害情報の発信や防犯情報などの取組が担当していくのが検討される必要がある。	生活文化部	まちづくり協議課	市民協働G
② (4)-4	総合的な防災情報伝達システムの構築	土砂災害情報相互通報システム提供事業	行政として迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な情報伝達システムを構築する。	土砂災害に対する警戒・避難活動の支援のため、三重県の土砂災害関連情報提供センターから、インターネット経由にて配信される雨量情報・警戒情報等のデータを受信し、広く市民へ情報提供を行う。	△ 三重県システムの検討	○ 提供システムの決定(三重県システムの利用を決定した場合は、移行期間とする)	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	三重県が整備する「三重県土砂災害情報提供システム」の代案、既存の市のシステムの代案とすることが可能であると判断し、当該システムを利用することとした。	既存のシステムの代替となることに加え、雨量情報や土砂災害危険度情報など土砂災害に関する幅広い情報の提供が可能となった。当該システムのみでは市民に提供するプッシュ式の情報提供はできない。	当該システムにより提供される雨量情報等を基に迅速かつ的確な災害情報の伝達が可能となる総合的な防災情報システムの構築の検討が必要である。	防災安全課	防災安全G	

③ スリムで持続可能な行政運営への変革

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (1)-1	行政情報システムの安定稼働と業務改革	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、「整備費用の軽減」「市町と県との情報共有」「住民サービスの向上」「定期的な地図更新」等を推進する。	県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	→	→	→	→	→	→	共有デジタル地図整備事業の進捗を確認し、庁内で第3期共有デジタル地図整備事業の進捗を確認し、庁内での情報共有を図った。	→	→	総合政策部 総務課	情報統計G
③ (1)-2	行政情報システムの安定稼働と業務改革	三重県電子自治体推進連絡協議会への参画	財政状況の厳しい中、住民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、県内各市町と情報システム等の共同化に向けた取り組みを推進する。	ICTを活用し、自治体間で共通利用できる情報システムを開発・運用するため、推進連絡協議会へ参画する。	→	→	→	→	→	→	三重県及び県内市町の共通のセキュリティ強化対策の最新状況を把握することできた。また、自治体クラウドについて、県内市町の取組について、県内での情報共有が図られた。	→	→	総合政策部 総務課	情報統計G
③ (1)-3	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICTリーダーの設置	ICT活用計画推進にあたり、ICT活用計画の推進を行う。	各所属に一人、所属長から推薦を受けたICTリーダーを置き、所属のパソコンの管理・設定を行うとともに、所属職員に対する情報セキュリティの徹底を行う。	◎	→	→	→	→	→	令和元年度の人事異動に伴う各所属のパソコン・プリンター等の設定を効率的かつ円滑に行うことができた。	→	→	総合政策部 総務課	情報統計G
③ (1)-4	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICT利活用アドバイザー委員会の設置	ICTの利活用により、市民、団体、地域、事業者など市に属する全ての主体とともに、連携・協働によるまちづくりを進めるため、ICT利活用アドバイザー委員会を設置する。	市のICT利活用施策等に対し、市民、企業及び有識者の視点から客観性をもった助言を得る。	◎	→	◎	→	◎	◎	ICT利活用アドバイザー委員会から、亀山市オープンデータサイトの拡充等にかかる助言を得た。	→	→	総合政策部 総務課	情報統計G
③ (1)-5	行政情報システムの安定稼働と業務改革	CADシステム事業	CADシステムを活用することにより、設計・製図業務の効率化や正確性の向上を図る。	CADシステムのソフトウェア及びサーバー等機器類の保守を行う。	→	△	◎	→	→	→	大きな障害なく、CADシステムの更新を行うことができた。また、システムを安定稼働させることにより、設計・製図業務の効率化や正確さを維持することができた。	→	→	総合政策部 総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
③ (1)-10	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地価調査・地価評価業務の効率化	固定資産(土地)の現状及び資産評価の変動を的確に把握することにより、適正な土地の評価を行い、公平・公正な課税に努める。	地価調査・地価評価業務の成果をシステムに反映させること、適正な時価による公平・公正な課税を行う。事業は3年単位で行い、継続して実施する。	都市計画区域外道路線価評価導入	◎	→	→	→	→	令和3年度評価書への向け、面地認定の確認作業を継続して進めていく。	総合政策部 税務課		資産税G
③ (1)-11	行政情報システムの安定稼働と業務改革	国民健康保険広域化事業	平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担う、広域化(都道府県化)に対応する。	県、国民健康保険団体連合会が運用する国保事業費納付金新算定標準システム及び国保情報集約システムと連携し、国保広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理、賦課徴収等を適正に行うため、総合住民情報システム	◎	→	→	→	→	→	今後も国民健康保険の制度改正等を注視し、必要に応じてシステム改修を実施し、適正な対応を行う。	生活文化部 市民課		国民健康保険G
③ (1)-12	行政情報システムの安定稼働と業務改革	福祉医療費助成事業	事業を持続的に運営するため、福祉医療費助成制度の見直しを検討する。また、子育て支援の実現を図るため、未就学児を対象に福祉医療費助成の窓口無料化実施を検討する。	福祉医療費助成システムについて、制度の見直し、未就学児の窓口無料化に対応したシステム改修を行う。	△	◎	→	→	→	→	県内受診での窓口無料化に対応したシステム改修を行ったことで、未就学児の医療費助成業務を円滑に実施することができた。	生活文化部 市民課		医療年金G
③ (1)-13	行政情報システムの安定稼働と業務改革	住民基本台帳ネットワーク運用管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムを安定稼働させる。	国の機構更改方針に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの標準更改期間内に機器更新を実施し、機器管理及び機器・システムの保守委託を行う。	運用	◎	→	→	→	→	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムを安定稼働させることができた。令和元年12月頃にサーバーの故障によりシステムトラブルが起こった際も、委託業者の対応で復旧することができた。	生活文化部 市民課		戸籍住民G
③ (1)-14	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍システム管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、戸籍システムを安定稼働させる。	戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うため、戸籍システムの機器管理及び機器・システムの保守委託を行う。	運用	◎	→	→	→	→	継続的に安定稼働させていくために、令和3年1月まで現行のシステムを延長稼働し、令和3年2月の開始に向け契約準備を進める。	生活文化部 市民課		戸籍住民G
③ (1)-15	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍副本データ管理事業	市の戸籍副本データを、送附後が管理する戸籍副本データ管理センターに日次送信し、災害時の戸籍消失を防止する。	戸籍副本データを送信するための副本データ管理システムの保守委託を行う。	契約更新	→	→	→	→	→	今後も戸籍副本データの機器・システムの保守委託を継続して行い、日次送信及びバックアップ作業を確実に進めていく。	生活文化部 市民課		戸籍住民G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当					
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課	グループ			
③ (1)-16	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地域包括支援センターシステム事業	相談情報、介護予防ケアプラン、給付管理票などの一元管理、個別台帳統括の簡便化及び事業報告事務の効率化を図る。	地域包括支援センターシステムにより、次の業務をシステム化する。 ①基本管理業務（個別台帳管理、個別台帳統括閲覧） ②総合相談業務 ③予約給付マネージメント業務 ④虐待ケアマネジメント業務 ⑤介護予防事業業務 ⑥介護報酬請求事務業務	△	→	→	→	→	→	→	長寿健康課 健康福祉部	長寿健康課	高齢者支援 G				
③ (1)-17	行政情報システムの安定稼働と業務改革	予防衛生事業（畜大管理システム）	狂犬病予防法に基づく畜大登録及び予防注射の啓発及び実施管理を行うことで、狂犬病の発生を予防し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。また、迷子犬の早期発見に貢献する。	狂犬病予防法に基づく畜大登録及び予防注射の実施管理をシステムで行うことで、注射の啓発や注射していない犬の把握、迷子犬の捜索に活用する。	△	◎	→	→	→	→	→	畜大管理システムを活用し、狂犬病予防法に基づく畜大登録及び予防注射の啓発及び実施管理を行った。	畜大管理システム保守業務委託し、スムーズなシステム運用ができた。	導入したシステム保守（端末を除く）委託を継続する。	生活文化部 環境課	環境創造G		
③ (1)-18	行政情報システムの安定稼働と業務改革	水道料金システム運用管理事業	水道料金の検針、請求、収納、督促などの業務をシステム化するにより、業務効率を改善する。	納入通知書等の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データ処理の業務を委託する。	◎	→	→	→	→	→	→	毎月の水道料金等納入通知書、督促状、催告状の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データ処理の業務を委託した。	業務を委託することにより、効果的に安定した業務運用を行うことができた。テナタの受け渡しから納品まで日に日数を要するため、連休前後・年末年始の業務日程に余裕がなく調整が必要である。	業務委託により効果的に安定した業務運用を継続する。業務日程に無理が生じないよう、に委託業者と調整する。	上下水道部 上下水道課	上下水道管理 G		
③ (1)-19	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（上下水道）	平成29年度で保証期間満了となる企業会計システムを更新することにより、故障による業務停止を回避するとともに、システムメンテナンスによる業務改善を行う。	ソフトウエア及びハードウェアとともに平成29年度中に更新し、平成30年度から令和4年度まで保守運用する。サーバー1台（公共下水道事業と共用）、クライアント1台。	○	◎	→	→	→	→	→	システム更新 運用	システム更新 運用	予算書や財務諸表の作成ができるように予算・決算機能のセットアップを進めていく。次回システムの更新時は、継続費等に対応できる仕様を検討する。	運用開始後は、安定稼働している。本年度は、元号改正・消費税改正等のシステム改修等対応を行った。次年度は法令（民法）改正に伴うシステムの改修が必要である。システムが債務負担行為や継続費に対応していない。	予算書や財務諸表の作成ができるように予算・決算機能のセットアップを進めていく。次回システムの更新時は、継続費等に対応できる仕様を検討する。	上下水道部 上下水道課	上下水道管理 G
③ (1)-20	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地図情報システム搭載事業	統合型GISを登録することにより、水道配管図を登録することにより、水任計画・メンテナンス、閉閉性作業、漏水修繕等の業務効率を改善する。	工事等により変更される水道配管情報を毎年度更新する。平成29年度は、紙ベースで管理している給水台帳をシステム化し、属性データを結合して、統合型GISの水道配管図に水連メーター位置を登録する。	◎	→	→	→	→	→	→	平成30年度施工により変更された水道配管情報・給水台帳のデータを統合型GISに追加した。メーター番号等の属性を追加した。	平成30年度に施工した情報を登録した統合型GISを活用することにより、水任計画・メーター検針・閉閉性作業・漏水修繕等の業務が効率的に行えるようになった。	工事等により変更された水道配管情報・給水台帳のデータを登録し、統合型GISに追加した。メーター番号等の属性を追加した。メーター番号等の属性を追加した。	工事等により変更された水道配管情報・給水台帳のデータを登録し、統合型GISに追加した。メーター番号等の属性を追加した。	上下水道部 上下水道課	上下水道管理 G	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
③ (1)-26	行政情報システム の安定稼働と業務改革	①救急統計システム の運用管理 ②防火対象物・危険物施設 管理システム の導入	救急出動に関するデータ及び 防火対象物・危険物施設の データをデータベース化し、 統計、検索及び各種様式作成 等の作業を行えるシステムを 導入することで、事務の効率 化・迅速化を図る。	①平成23年度に導入した救 急統計システムは、年間約 2,200件の救急出動履歴の記 録の作成、各種統計・調査、 データの抽出等に活用する。 ②防火対象物・危険物施設管 理システムは、市内に約 3,000件ある施設の概要、消 防設備の設置・点検状況、届 出の提出状況等をデータベース 化し、各種統計・調査を行 うとともに、立入検査計画、 違反是正等にも使用する。	○	◎	→	→	→	→	①救急統計システムで報告書 作成及び統計調査を行うこと で、事務の効率化・迅速化を 達成した。 ②危険物施設等についてはデー タ入力力が完了し、各種調査に 利用可能となった。防火対象 物については、件数も多くな り、項目も多種多様であるため、3 割程度しか入力力が終わって いない。	消防本部	消防課 ・ 予防課	①消防総務 G ②予防G
③ (1)-27	行政情報システム の安定稼働と業務改革	AI・RPAな どの導入検討 事業	少子化による人口減少と高齢 化が進み、今後、ますます行 政サービスの多様化・複雑化 が予想される中、的確にサー ビスを提供し続けなければならない ICT（情報通信 技術）を利活用し、業務の効 率化を図る。	RPA（ソフトウェア上のロ ボット）による業務工程の自動 化）やAI（人工知能）など のICTの利活用を検討し、 導入効果の高い定型単純作 業において、業務工程の一部 自動化を図る。			△	○	◎		①救急統計システムを運用 し、事務の効率化・迅速化を 図った。 ②危険物施設や防火対象物の 基礎データ等の継続入力力を 行った。	総合政策部 総務課	総務課	情報統計G
③ (2)-1	「行政情報シ ステム最適化 指針」の適用	行政情報シ ステム事業（内 部情報系） 【再掲】	市職員が市内事務等に使用す るシステムや機器の維持管 理に努め、安定稼働させるこ とにより、行政事務の効率 化・迅速化を図る。 （統合型内部情報システム、 GIS、人事給与システム、プ リンター制御システム、内部 情報ネットワーク、行政施設 ネットワーク、一人一台ハ ンコン）	統合型内部情報システム、内 部情報ネットワーク、その他 契約期限が到来するシステ ムの更新を行う。なお、シ ステムの更新にあたっては、ク ラウドコンピューティングに よる運用を優先的に実施し、 堅牢なネットワークでの 管理やネットワークの二重化 による情報セキュリティを確保 する。また、その後の機器及 びシステムの維持管理を行 う。	◎		→	→	→		改元に伴うシステム対応につ いて、委託業者との調整を綿 密かつ円滑に行った上で実施 した。また、内部情報系シ ステムの保守を適切に実施し、 大きなシステム障害もなく安 定稼働させることができた。 なお、内部情報系システムの うち、統合型内部情報システ ムについては、サーバー群を 設置するデータセンターにお いて、24時間365日の有人 監視を行うなど、適切にシ ステム保守を実施することが できた。さらには、会計年度任 用職員制度に伴う人事給与シ ステム対応を行った。	総合政策部 総務課	総務課	情報統計G
③ (2)-2	「行政情報シ ステム最適化 指針」の適用	行政情報シ ステム事業（住 民情報系） 【再掲】	住民情報システムは、保・預・ 住民記録・国保等を取り扱 総合情報システムと福祉 関係を取り扱う総合保健福祉 システムから成り立っており、 これらのシステムを安定 稼働させることにより、住民 サービスの維持及び充実を図 る。	総合住民情報システム及び総 合保健福祉システムを更新 し、その後の機器及びシステ ムの維持管理を行う。	◎	→	△	◎	→		改元や制度改正に伴うシステ ム対応について、委託業者と の調整を綿密かつ円滑に行っ た上で実施した。また、シ ステムの安定稼働に向け、住 民情報系システム及び機器の保 守を実施した。なお、住民情 報系システムのうち、総合住 民情報システムについては、 サーバー群を設置するデータ センターにおいて24時間365 日の有人監視を行うことも など、市庁舎における定期点検 などの保守を実施した。	総合政策部 総務課	総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (2)-3	「行政情報システム最適化指針」の適用	電子行政情報セキュリティポリシーの見直し	市が保有する情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	調査 検討	△	○	◎	→	→	→	総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシー」の理解に努め、情報収集を行った。	セキュリティポリシーガイドラインが平成30年9月に改定されたため、それを踏まえ定改正を検討する必要がある。	総合政策部 総務課		情報統計G
③ (2)-4	「行政情報システム最適化指針」の適用	自治体クラウドの検討	情報システムの導入や更改造は、クラウドコンピューティングの適用を優先して検討し、初期費用の抑制と情報セキュリティの強化を図る。	勉強会等 への参加・実施 検討	△	→	→	→	→	→	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と、「亀山市・朝日町自治体クラウド」の運用を継続した。	自治体クラウドの運用を開始したことで、サポート体制の強化やシステム運用コストを削減することができた。	総合政策部 総務課		情報統計G
③ (2)-5	「行政情報システム最適化指針」の適用	職員研修事業	職員のICTリテラシーの向上を図る。	継続	→	→	→	→	→	→	職員のICTリテラシーの向上を図るため、次の研修を行った。 ・新採用職員情報セキュリティ研修 ・RPA研修 ・ICT活用研修 ・e-ラーニング	情報システムの管理・運用に係るヘルプデスクの実施により、職員のICTリテラシー能力の向上に努めた。また、情報セキュリティに関するe-ラーニングの実施を継続する。	総合政策部 総務課		情報統計G
③ (3)-1	学校教育におけるICT活用推進	情報教育推進事業（小学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりすることにより、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	児童用タブレットPC及びタブレットの導入等 指導用タブレットPCの導入等	○	◎	→	→	→	→	・PC室の児童用PCを311台、教員用PCを11台、Windows10に入れ替えを行った。 ・情報インストラクターを各校に派遣し、ICT関係のトラブルを早急に解決できた。 ・情報教育研修を年間3回開催し、ICT機器活用事例やクラウドミング教育、情報モラル教育について研修できた。	タブレットの活用や情報モラル教育について研修し、指導力向上に取り組む。ネットワーク整備を行い、多数の接続に対応できるようにすることにも、教室に無線アクセスポイントと充電保管庫の設置を行う。タブレット1人1台端末の整備を予定化し、計画を進める。	教育委員会 事務局 学校教育課		教育研究G
③ (3)-2	学校教育におけるICT活用推進	情報教育推進事業（中学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりすることにより、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	生徒用タブレットPC及びタブレットの導入等 指導用タブレットPCの導入等	○	◎	→	→	→	→	・PC室の児童用PCを117台、教員用PCを3台、Windows10に入れ替えを行った。 ・情報インストラクターを各校に派遣し、ICT関係のトラブルを早急に解決できた。 ・情報教育研修を年間3回開催し、ICT機器活用事例やクラウドミング教育、情報モラル教育について研修できた。	タブレットの活用や情報モラル教育について研修し、指導力向上に取り組む。ネットワーク整備を行い、多数の接続に対応できるようにすることにも、教室に無線アクセスポイントと充電保管庫の設置を行う。タブレット1人1台端末の整備を予定化し、計画を進める。	教育委員会 事務局 学校教育課		教育研究G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					令和元年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
③ (3)-3	学校教育におけるICT利活用推進	亀山市中学校給食実施事業(テリハリ給食予約注文システム)	亀山市中学校、中部中学校で実施するテリハリ給食の注文について、システム化することにより保護者の利便性と事務の効率化を図る。	亀山市中学校、中部中学校におけるテリハリ給食の注文を保護者がインターネットを通じて申し込める。給食費は、前払いとして18食分(5,000円)と振込手数料(105円)をコンビニから振り込み、振の辺に金額分について給食の予約ができている。なお、中学校給食の実施方式の変更があった場合は事業を見直す。	継続	継続	継続	継続	継続	継続	テリハリ給食の注冊切日を令和2年度より3営業日前に短縮し、生徒や保護者の利便性を高めていく。また、注文方法の変更について、ホームページで知らせるなど、よりわかりやすく周知していく。	教育委員会事務局	教育総務課	施設・保健給食G
③ (4)-1	市内ペーパーレス化の推進	市内ペーパーレス化推進事業	ICTを活用した、電子決裁や電子会議の仕組みを検討し、業務の効率化による人的、財政的な資源を創出する。	電子会議の仕組みを構築する。また、文書管理の一環の効率化・高度化を図るため、電子決裁の導入を検討する。	△	△	△	◎	○	市役所の一部会議室に無線LAN環境を構築し、電子会議環境を整えた。	一部会議室に無線LAN環境を構築したことにより、ペーパーレス会議が開催し易い環境を整えることができた。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (4)-2	市内ペーパーレス化の推進	ごみ分別ハンドブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう取集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパーレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50種類、キーボード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50種類のキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎	→	→	→	→	ごみ分別辞典でキーワード検索の項目(ごみの種類)を増やした。また、ごみカレンダーの各月にごみ分別辞典とリンクしたQRコードを貼付した。	引き継ぎキーワードを追加しごみ分別辞典の充実を図る。また、市広報等での周知に努める。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G
③ (4)-3	市内ペーパーレス化の推進	タブレット端末の導入	市議会の本会議や委員会等の議事録をデータ化し、議会運営の効率化とペーパーレス化の促進とともに、それぞれ端末に通信機能を持たせ、情報収集や事務連絡用に使用するなど、タブレット端末の多角的な活用を図る。	タブレット端末を21台(議員18台、事務局3台)購入し、議会活動及び取組活動に活用している。(公開会議の資料閲覧、情報検索、通話書・情報報告書等の作成、各種資料作成、事務局からの連絡、スケジュール管理等)当面、データと紙資料との併用であるが、議会が出来ることからペーパーレス化に取り組んでいる。	→	→	→	→	→	タブレット端末の導入により、議員への事前提供が可能になった他、タブレット端末の多角的な活用を図り、事務の効率化に努めた。また、各種資料等は現在、紙とデータの併用であるが、議会が出来ることからペーパーレス化に取り組むことができた。	これまで、市議会が先行してタブレット端末を導入し、データ化に取り組んできたが、議会のタブレットの更新に合わせ、電子会議システムの導入など、執行部と連携して、さらなる事務の効率化と完全ペーパーレス化を目指していく。	議会事務局	議事調査課	議事調査G

第2次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和元年度)

(総合政策部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ R 元 年度																																																										
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画の「6.行政経営(3)持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第1次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																																																										
目的・概要	開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立』を目的とし、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																																																										
計画の骨格	<p>本大綱の体系は、「開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立」の目的の基に、4つの目標及び基本方針と20の取組項目とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">目的</td> <td style="text-align: center;">開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標 1</td> <td style="text-align: center;">財政運営の改革</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本方針</td> <td style="text-align: center;">効率的な財政運営の仕組みをつくります</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 1</td> <td style="text-align: center;">収納率の向上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 2</td> <td style="text-align: center;">債権管理の適正化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 3</td> <td style="text-align: center;">受益者負担の適正化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 4</td> <td style="text-align: center;">新たな財源の確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 5</td> <td style="text-align: center;">補助金の適正化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 6</td> <td style="text-align: center;">新公会計制度の導入と予算編成改革</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 7</td> <td style="text-align: center;">特別会計・企業会計の健全化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 8</td> <td style="text-align: center;">人件費の削減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標 2</td> <td style="text-align: center;">行政運営の改革</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本方針</td> <td style="text-align: center;">行政運営の仕組みを変えます</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 9</td> <td style="text-align: center;">事業の再編と行政評価システムの再構築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 10</td> <td style="text-align: center;">公共施設の統廃合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 11</td> <td style="text-align: center;">民間活力の活用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 12</td> <td style="text-align: center;">情報戦略の強化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 13</td> <td style="text-align: center;">事務改善運動の強化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 14</td> <td style="text-align: center;">外郭団体の経営健全化の促進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標 3</td> <td style="text-align: center;">組織と人材の改革</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本方針</td> <td style="text-align: center;">経営力を強化する人を育てます</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 15</td> <td style="text-align: center;">組織機構の再編</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 16</td> <td style="text-align: center;">研修制度の見直し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 17</td> <td style="text-align: center;">成果重視型の人材育成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標 4</td> <td style="text-align: center;">協働と連携による改革</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本方針</td> <td style="text-align: center;">新たな地域自治の仕組みをつくります</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 18</td> <td style="text-align: center;">地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 19</td> <td style="text-align: center;">地域の担い手支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組 20</td> <td style="text-align: center;">協働の仕組みの見直し</td> </tr> </table> </div>	目的	開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立	目標 1	財政運営の改革	基本方針	効率的な財政運営の仕組みをつくります	取組 1	収納率の向上	取組 2	債権管理の適正化	取組 3	受益者負担の適正化	取組 4	新たな財源の確保	取組 5	補助金の適正化	取組 6	新公会計制度の導入と予算編成改革	取組 7	特別会計・企業会計の健全化	取組 8	人件費の削減	目標 2	行政運営の改革	基本方針	行政運営の仕組みを変えます	取組 9	事業の再編と行政評価システムの再構築	取組 10	公共施設の統廃合	取組 11	民間活力の活用	取組 12	情報戦略の強化	取組 13	事務改善運動の強化	取組 14	外郭団体の経営健全化の促進	目標 3	組織と人材の改革	基本方針	経営力を強化する人を育てます	取組 15	組織機構の再編	取組 16	研修制度の見直し	取組 17	成果重視型の人材育成	目標 4	協働と連携による改革	基本方針	新たな地域自治の仕組みをつくります	取組 18	地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入	取組 19	地域の担い手支援	取組 20	協働の仕組みの見直し
目的	開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立																																																										
目標 1	財政運営の改革																																																										
基本方針	効率的な財政運営の仕組みをつくります																																																										
取組 1	収納率の向上																																																										
取組 2	債権管理の適正化																																																										
取組 3	受益者負担の適正化																																																										
取組 4	新たな財源の確保																																																										
取組 5	補助金の適正化																																																										
取組 6	新公会計制度の導入と予算編成改革																																																										
取組 7	特別会計・企業会計の健全化																																																										
取組 8	人件費の削減																																																										
目標 2	行政運営の改革																																																										
基本方針	行政運営の仕組みを変えます																																																										
取組 9	事業の再編と行政評価システムの再構築																																																										
取組 10	公共施設の統廃合																																																										
取組 11	民間活力の活用																																																										
取組 12	情報戦略の強化																																																										
取組 13	事務改善運動の強化																																																										
取組 14	外郭団体の経営健全化の促進																																																										
目標 3	組織と人材の改革																																																										
基本方針	経営力を強化する人を育てます																																																										
取組 15	組織機構の再編																																																										
取組 16	研修制度の見直し																																																										
取組 17	成果重視型の人材育成																																																										
目標 4	協働と連携による改革																																																										
基本方針	新たな地域自治の仕組みをつくります																																																										
取組 18	地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入																																																										
取組 19	地域の担い手支援																																																										
取組 20	協働の仕組みの見直し																																																										

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>令和元年度は、第2次亀山市行財政改革大綱後期実施計画(平成30年度・令和元年度)の最終年度として、86の具体的取組の着実な推進に努めた。また、市長をトップとする行財政改革統括管理委員会や学識経験者等で構成する行政改革推進委員会などの会議を開催し、前年度実績の検証や、計画の推進に関する事項の審議等を行った。</p> <p>また、第3次亀山市行財政改革大綱の策定に向け、行政改革推進委員会へ市長から諮問を実施した。その結果、5事項の答申を受け、本答申を留意のうえ、第3次亀山市行財政改革大綱を策定した。</p>
成果	<p>財政運営の改革においては、市税や国民健康保険税など収納率の向上に努めた。また、積極的な企業誘致活動を展開したことにより、亀山・関テクノヒルズへの企業進出が決定した。</p> <p>行政運営の改革においては、公共施設の統廃合のため、一部の市営住宅を解体し、用途廃止を行った。また、民間活力の活用については、制度導入から10年が経過したため、指定管理者制度の検証と見直しを実施した。</p> <p>組織と人材の改革においては、管理職を目指す意識の醸成が図れるよう、中間層のマネジメント能力育成に向けた研修を実施した。</p> <p>協働と連携による改革においては、地域まちづくり協議会等の担い手支援として、地域で活躍できる地域リーダーの発掘及び育成を行った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>行財政改革大綱の取組みの実践により、財源確保と経費削減が図られたことから、総合計画推進に寄与することができた。</p> <p>【行財政改革による主な効果】</p> <p>収納率の向上、企業進出の決定、債券運用による収益の増、予算編成過程の見える化、市営住宅の用途廃止、中間層のマネジメント能力向上</p>
反省点・課題	<p>後期実施計画期間(2年間)で実施した86の具体的取組のうち計画どおりに進捗が至っていない取組は、第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画へ引き継いでおり、取組方法についての問題点・課題点を明確にし分析したうえで、具体的取組を推進する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>令和2年度は、第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画の初年度となることから、改革の目的を念頭に置き、市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換の実現に向け、行財政改革を推進する。</p>

■成果指標一覧

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	経常収支比率	%	88.5	88.1	85.0
2	財政調整基金の残高	億円	44.7	28.1	20.0
3	市税(現年分)の収納率	%	98.7	99.13	99.0
4	総人件費(一般会計)	億円	42.5	45.8	40.3
5	公共施設の延床面積	m ²	181,396	186,426	173,000
6	民間施設を活用した施設の数	施設	-	7	5
7	自己申告書で「現在の仕事にやりがいがある」とした職員の割合	%	47.5	48.1	70.0
8	自己申告書で「職場でコミュニケーションが取れている」とした職員の割合	%	52.1	51.9	70.0
9	管理職員の女性比率	%	24.1	28.0	30.0
10	地域まちづくり協議会の数	協議会	5	22	22
11	行政と市民等が協働事業を実施した数	件	19	28	30